平成26年9月11日 こども青少年・教育委員会資料 こども青少年局

# 横浜市子ども・子育て支援事業計画(仮称)素案について

# 1 横浜市子ども・子育て支援事業計画について

# (1)計画の趣旨・位置づけ

- 〇新制度では、各市町村が様々な子ども・子育て家庭の状況や各事業の利用状況・利用希望を把握し、 5年を1期とする子ども・子育て支援事業計画を策定するとともに、計画に基づき事業を実施します。
- 〇本市では、26年度末で計画期間が終了する『かがやけ横浜こども青少年プラン後期計画』(横浜市次世代育成支援行動計画)を継承し、「子ども・子育て支援法」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づく計画に位置付け、幅広く本市の子ども・青少年にかかる施策を推進します。

### <本計画への記載事項>

- 〇各年度の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策(提供区域、提供体制の確保 内容及び実施時期)、認定こども園の推進等
- 〇子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援(児童虐待防止対策の充実、社会的養護体制の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児施策の充実等)
- 〇労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携 (ワーク・ライフ・バランスの推進)

# 市町村子ども・子育て支援事業計画 (子ども・子育て支援法)

- ○地域における子育ての支援
- 〇母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
- ○子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- 〇子育でを支援する生活環境の整備
- ○子ども等の安全の確保

※法改正後も現行の「内容に関する事項」の項目についての大きな変更はない予定

市町村次世代育成支援行動計画 (次世代育成支援対策推進法(現行))

# 1 横浜市子ども・子育て支援事業計画について

### (2)計画の期間

平成27年度から31年度までの5か年

# (3)計画の対象

生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、概ね20歳までの子ども・青少年とその家庭と します。

ただし、若者の自立支援については、39歳までを対象にするなど、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせ、柔軟な対応を行います。

### (4)本市における他計画との関係

- 〇子ども・青少年施策に関係する本市の各分野の計画と連携・整合を図るとともに、今後策定される 予定の計画についても、可能な限り整合を図ります。
- 〇計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に施策を展開します。

# <関連するビジョン・計画>

### 横浜市基本構想(長期ビジョン)[平成18年度~]

### 新たな中期計画[平成26~29年度]

横浜市ひとり親家庭自立支援計画 [平成 25~29 年度]

よこはま保健医療プラン 2013 [平成 25~29 年度] 第3次横浜市男女共同参画行 動計画[平成23~27年度] (横浜市DV施策に関する基 、本方針及び行動計画を含む)

横浜市子ども・子育て支援

事業計画 (仮称)

横浜市障害福祉計画 (第4期)

[平成 27~29 年度]

第3期横浜市地域福祉保健計画[平成26~30年度]

横浜市障害者ブラン(第3期) [平成27~32年度]

第2期健康横浜21計画[平成25~34年度]

横浜市食育推進計画[平成22~27年度]

第2期横浜市教育振興基本 計画

[平成 26~30 年度]

横浜市民読書活動推進計画 [平成 26 年度~]

横浜市住生活基本計画 [平成23~32年度]

# 2 横浜市の子ども・青少年や子育て家庭を取り巻く状況と課題

### (1) 家庭・地域・社会の状況

- ①依然として続く少子化
  - ⇒出生率は微増傾向だが、依然として少子化が進展しています。(24年度:全国1.41、本市1.31)
- ②家族の状況の変化
  - ⇒家族の規模が縮小しています。母親のフルタイム就労・共働き世帯の割合が増加しています。
- ③出産・育児期の女性の労働力率の落ち込み
  - ⇒結婚、出産、育児を機に仕事を辞める女性の割合は年々減っているものの、いまだ多く、再就職率も まだ高くない状況です。
- ④父親の育児時間の水準の低さ(長時間労働)
  - ⇒父親の帰宅時間は65%が20時以降。平日に父親が子どもと一緒に過ごす時間は1時間以内が4割超となっています。
- ⑤地域のつながりの希薄化
  - ⇒依然として、地域で過ごしたり、積極的に近所付き合いをしたりする人が少ない状況です。

### (2) 厳しさを増す子ども・青少年の養育環境

- ①母親にかかる子育ての負担感
  - ⇒共働きの家庭が増えている中でも、依然として子育てや家事は母親に負担がかかっている状況です。
- ②子ども・青少年の不登校、ひきこもり、無業状態や貧困率の上昇
  - ⇒ひきこもりの青少年は推計で8,000人、無業状態は推計で57,000人。子どもの貧困率が上昇しています。

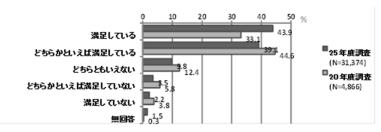
# 2 横浜市の子ども・青少年や子育て家庭を取り巻く状況と課題

# (3)子育て家庭の状況

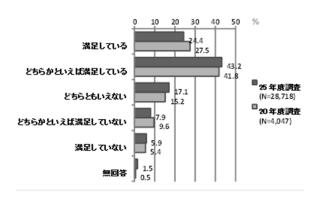
# 〇子育てに関する満足度の変化

- ・未就学の子どもを持つ家庭では、5年前の調査に比べて満足度が向上し、8割を超える家庭が現在の 子育ての生活に満足しています。
- ・一方、小学生の子どもを持つ家庭では、現在の子育ての生活に満足している割合に大きな変化はない 状況です。





# 【小学生】



# 3 計画における横浜市の目指すべき姿と基本的な視点

# (1)目指すべき姿

未来を創る子ども・青少年の一人ひとりが、自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、ともに温かい社会をつくり出していく力をはぐくむことができるまち『よこはま』

- ◆ 子ども・青少年は、未来を創る力である
- ◆ 子ども・青少年の持つ力を、大人が関わりを通して最大限引き出す
- ◆ 育ちの連続性を大切にし、乳幼児期から青少年に至る成長を長い視野でとらえていく
- ◆ 「子ども・青少年にとって」の視点をすべての市民が共有し、地域で子ども・青少年を育てる

# (2) 計画推進のための基本的な視点

「子ども・青少年にとって」 の視点での支援

> 子どもの内在する力 を引き出す支援

すべての子ども・青少年 の支援

家庭の子育で力を高めるための支援

それぞれの成長段階に応じ、 育ちの連続性を大切にする 一貫した支援

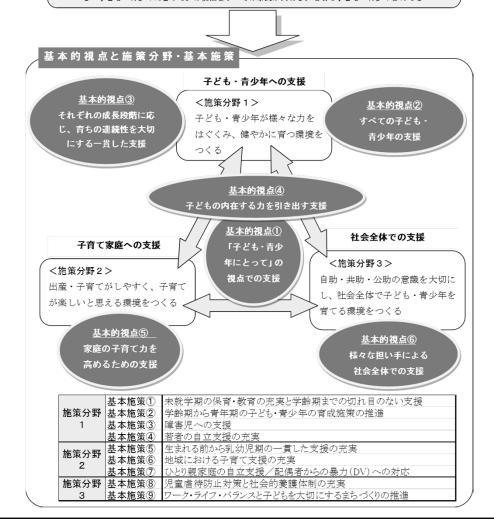
> 様々な担い手による 社会全体での支援 ~自助・共助・公助~

# 4 施策体系と事業・取組

### 目指すべき姿

未来を創る子ども・青少年の一人ひとりが自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、ともに温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち『よこはま』

- ●子ども・青少年は、未来を創る力である
- ●子ども・青少年の持つ力を、大人が関わりを通して最大限引き出す
- ●子ども・青少年の成長を長い視野でとらえる
- ●「子ども・青少年にとって」の視点をすべての市民が共有し、地域で子ども・青少年を育てる



基本施策① 未就学期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

# 現状と課題

〇新制度では、地域のニーズを踏まえ、すべての子ども・子育て家庭に質の高い乳幼児期の保育・教育及び地域の子育て支援を総合的に提供していくことが求められます。

○働く女性が増え、保育二一ズは増加しています。また幼稚園での長時間保育の利用も増えています。

〇幼稚園や保育所から小学校への円滑な 接続を図っていく必要があります。

〇保育士や幼稚園教諭・保育教諭等の確保 及び、資質向上等による保育・教育の質の 維持・向上が求められています。

〇特別な支援が必要な子どもへの保育·教育環境の確保ときめ細やかな支援が必要です。

〇小学校入学を機に仕事と育児の両立が 困難になる「小1の壁」への対応が必要です。

# 施策の目標・方向性

- ◆質の高い乳幼児期の保育・教育基盤を確保します。
- ◆ 多様な保育・教育ニーズへの対応と充実を図ります。
- ◆放課後の居場所を充実させます。
- ◆人材の確保・定着・育成及び質の維持・向上を進めます。



主な指標	直近の現状 値	目標値(31 年度末)
保育所待機児童数	20人 (26年4月)	0人 (32年4月)
放課後19時までの居場所づくり ①放課後キッズクラブの整備率 ②必要な分割・移転を終えた放課 後児童クラブの割合	①26.0% ② 8.0% (25年度)	①100% (全校) ②100%

## く主な事業・取組>

- •保育•教育基盤整備事業
- 保育コンシェルジュ事業
- •一時預かり事業
- 放課後児童育成事業
- •保育•幼児教育研修•交流等事業

# 基本施策② 学齢期から青年期の子ども・青少年の育成施策の推進

# 現状と課題

○人とのつながりや支えあいの中で、子ども・青少年が自己肯定感を育んでいくことが 難しくなっています。

〇不登校、ひきこもり、経済的困窮等、様々な困難に直面している子ども・青少年に対して、切れ目のない支援を行う必要があります。

○成功や失敗などの経験の積み重ね、 様々な文化や知識、考え方等に触れて興味・関心を広げる機会が減少しています。

〇青少年育成に取り組む人材の育成や、 青少年育成のための活動の活発化と効果 的な推進を図る必要があります。

# 施策の目標・方向性

- ◆子ども・青少年が自らの生き方を考え、進路を選択する力が身につけられる環境を整えます。
- ◆子ども・青少年を取り巻く課題に対し、育ちの連続性を視野に入れ、社会全体で早期発見・早期支援に取り組みます。
- ◆子ども・青少年が将来に夢や希望を持ち、困難を 乗り越えていけるよう支援します。



指標	直近の現状 値	目標値(31 年度末)
青少年地域活動拠点の年間延べ 利用人数	42,927人 (25年度)	142,200人
将来の夢や目標を持っている中学 生の割合	71.8% (25年度)	75%以上

- ・青少年の地域活動拠点づくり事業
- ・プレイパーク支援事業
- 寄り添い型学習等支援事業
- ・青少年育成に係る人材育成・活動推進
- 幼保小中高まで連続したキャリア教育の推進

# 基本施策③ 障害児への支援

# 現状と課題

〇軽度の知的障害児や知的な遅れのない 発達障害児の増加が顕著になっています。

〇地域療育センターの新規利用児が増加し、 その7割が発達障害児となっています。

○療育と教育の連携として、幼稚園、保育 所、認定こども園、小学校が連携し、切れ目 のない支援を行うことが重要です。

〇学齢後期(中学・高校生年代)における発達障害児の新規診療、相談件数が増加しています。

〇地域における障害への理解、とりわけ発達障害についての理解がまだ十分とはいえません。

# 施策の目標・方向性

- ◆地域療育センターを中心とした支援を充実します。
- ◆療育と教育の連携による切れ目のない支援を進めます。
- ◆学齢障害児に対する支援を充実します。
- ◆障害児施設の整備と在宅支援機能の強化を進めます。
- ◆市民の障害への理解を促進するための取組を進めます。



指標	直近の現状 値	目標値(31 年度末)
地域療育センターの初診待機期間	3.5か月 (25年度)	2.8か月
児童発達支援事業利用者数(地域 療育センター含む)	145,110人 (25年度)	183,000人
放課後等デイサービス利用者数	92,522人 (25年度)	507,000人

- ・地域療育センター運営事業
- ・幼保小連携による情報の共有化
- ・ 放課後等デイサービス事業所の拡充
- •学龄後期障害児支援事業
- 重症心身障害児施設、障害児入所施設の整備
- ・メディカルショートスティ事業の推進

# 基本施策④ 若者の自立支援の充実

# 現状と課題

〇若者のうち、ひきこもり状態が少なくとも 約8,000人、無業状態が約57,000人と推定さ れている。支援につながっていない若者を どのように支援につなげていくかが課題で す。

○支援が必要な小・中学生等に対し、生活 支援・学習支援等により将来の進路選択の 幅を広げ、自立した生活を送れるようにす ることが必要です。

○社会的な支援を受けながら働きつづける ことができる環境づくりが必要です。

〇就労体験・就労訓練の受入れなど、困難 を抱える若者への支援についての理解・協 力を企業等に求めていくことが必要です。

# 施策の目標・方向性

- ◆若者自立支援機関による相談支援を充実します。
- ◆様々な社会資源の連携を図り、困難を抱える若 者が自立に向けてステップアップできるような支 援に取り組みます。
- ◆子ども一人ひとりが、家庭の状況にかかわらず、 将来の自立に向けていきいきと学び、のびのびと 成長していくための環境を整えます。
- ◆子ども・青少年を取り巻く課題に対し、社会全体で 早期発見・早期支援に取り組みます。



指標	直近の現状 値	目標値(31 年度末)
若者自立支援機関の新規利用者数	2,085人 (25年度)	2,800人
若者自立支援機関の継続的支援に より自立に改善がみられた人数	917人 (25年度)	1,500人

# く主な事業・取組>

- ・青少年相談センター事業
- ・若者サポートステーション事業
- 生活困窮状態の若者に対する相談支援事業
- ・地域ユースプラザ事業
- ・よこはま型若者自立塾

# 【施策分野2】出産・子育てがしやすく、子育てが楽しいと思える環境をつくる

# 基本施策⑤ 生まれる前から乳幼児期の一貫した支援の充実

# 現状と課題

○結婚年齢の上昇等に伴い、35歳以上の高年齢で妊娠・出産される方の増加傾向が続いています。

○自分の子どもが生まれて初めて赤ちゃん の世話を体験する人が75%と多くなっていま す。

〇希望する妊娠・出産を実現できるよう、若い世代の男女に対する妊娠・出産に関する 正確な情報が的確に提供される必要があり ます。

〇産後うつ病の発症頻度は約10%と高く、 発症した場合は母親の健康状態だけでなく、 不適切な養育のリスク要因となる可能性が あります。

# 施策の目標・方向性

- ◆妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発及び 妊娠・出産に関する相談体制の整備を進めます。
- ◆母子ともに安心・安全な出産を迎えるための支援 を行います。
- ◆親子が地域で孤立せずに安心して育児ができる よう支援します。
- ◆育児不安を早期に解消し、児童虐待の未然防止 につなげます。
- ◆産後うつの早期支援に取り組みます。



指標	直近の現状 値	目標値(31 年度末)
妊娠届出者に対する面接を行った 割合	91.5% (25年度)	95.0%
第1子出生数に対する新生児訪問 を行った割合	79.9% (25年度)	95.0%

- •不妊相談•治療費助成事業
- •妊婦健康診査事業
- こんにちは赤ちゃん訪問事業
- ・産前産後ヘルパー派遣事業
- •育児支援家庭訪問事業

# 【施策分野2】出産・子育てがしやすく、子育てが楽しいと思える環境をつくる

# 基本施策⑥ 地域における子育て支援の充実

# 現状と課題

〇赤ちゃんの世話の仕方や子どもの成長過程を知る機会が十分にないまま、子育てを 始める家庭が多くなっています。

〇子育ての孤立により、養育者の不安感・ 負担感が増大しています。

〇「子どもを遊ばせる場や機会の提供」、「親のリフレッシュの場や機会の提供」、「親の不安や悩みの相談」などのサポートが必要とされており、「親子の居場所」に対するニーズは高い状況です。

〇子育てで負担に思うこととして、「自分の 自由な時間が持てない」、「子育てによる体 の疲れが大きい」、「子どもから目が離せな いので気が休まらない」などを挙げる人が多 くなっています。

# 施策の目標・方向性

- ◆親子がともに様々な人との交流や豊かな体験ができる場・機会を増やします。
- ◆地域ぐるみで子育て家庭に寄り添う環境をつくっ ていきます。
- ◆理由を問わずにお預かりする一時預かりの拡充と、 市民同士での預かりあいを推進します。
- ◆親子の個別ニーズに応じて、必要な施設・制度を 円滑に利用できるよう支援します。



指標	直近の現状 値	目標値(31 年度末)
地域子育て支援の場の数(週3日以 上開設のもの) ①地域子育て支援拠点 ②親と子のつどいの広場 ③保育所子育てひろば、幼稚園は まっ子広場	①18か所 ②50か所 ③52か所 (26年6月)	①23か所 ②70か所 ③74か所
子育て生活に満足感を感じている保 護者の割合	83% (25年度)	88 <b>%</b> (30年度)

- 地域子育て支援拠点事業
- ・親と子のつどいの広場事業
- ・横浜子育てサポートシステム事業
- •地域子育で支援拠点における利用者支援事業

# 【施策分野2】出産・子育てがしやすく、子育てが楽しいと思える環境をつくる

基本施策⑦ ひとり親家庭の自立支援/配偶者からの暴力(DV)への対応

# 現状と課題

〇母子家庭の母は、非正規での就労の割合が50%を超えており、収入、就業形態、雇用環境、仕事と子育ての両立など、本人の希望する職業とのマッチングに課題があります。

〇母子家庭の約4割が児童扶養手当、養育 費等も含む年間の総収入300万円未満に留 まっています。

〇配偶者やパートナーからDVを受けた経験について、「何度もあった」「1、2度あった」が男女ともに約40%となっています。

ODVに関する相談が増加するとともに、内容も複雑化・多様化しています。

〇緊急一時保護後の支援策について、単 身の女性に対する受入先が不足しており、 自立した生活に至るまでの期間が長期化す る傾向にあります。

# 施策の目標・方向性

- ◆ひとり親家庭への総合的な自立支援を行います。
- ◆DV被害の防止に向けて、相談・支援、職員の専門的技術の向上及び体制の強化、関係機関との連携促進、啓発等に取り組みます。
- ◆DV被害者等の相談・支援及び自立支援を行います。
- ◆女性緊急一時保護の受入先の確保と母子生活 支援施設において居住場所を提供します。



指標	直近の現状 値	目標値(31 年度末)
ひとり親家庭の就労者数	314人 (25年度)	1,900人 (6か年累計)
ひとり親家庭自立支援事業利用者 数	4,627人 (25年度)	5,300人

- ・ひとり親家庭等自立支援事業
- •女性相談保護事業
- •女性緊急一時保護施設補助事業
- •母子生活支援施設緊急一時保護事業

# 【施策分野3】自助・共助・公助の意識を大切にし、社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる

# 基本施策⑧ 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

# 現状と課題

〇児童相談所への児童虐待相談・通告受理件数は、25年度は4,209件、新たに把握した児童虐待件数は1,159件で、過去最多となっています。

〇児童虐待による死亡事例や重篤事例が発生しており、区役所と児童相談所がそれぞれの役割を果たし、虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応が求められています。

- 〇居所不明児の早期把握が新たな課題です。
- 〇虐待の背景が多様化し、養育の課題も複雑化しています。
- 〇養育に課題をかかえる家庭が増加し、深刻で複雑な事例も増えているにもかかわらず、支援メニューは相談とホームヘルプのみで、在宅生活を支える十分なサービスがない状況です。
- 〇児童養護施設の退所後に家族による支援 が得られず、社会的な孤立をもたらすことが 少なくない状況です。

# 施策の目標・方向性

- ◆児童虐待対策を総合的に進めます。
- ◆児童養護施設等の整備、養育環境の充実や老朽 化等に対応します。
- ◆里親等による養育支援を進めます。
- ◆横浜型児童家庭支援センターの設置を推進します。
- ◆施設退所に向けた自立支援・アフターケアの強化 を図ります。



主な指標	直近の現状 値	目標値(31 年度末)
虐待死の根絶	1件/年 (25年度)	0件
児童養護施設の入所待ち児童数	198人 (25年度)	63人

- ·児童虐待防止啓発地域連携事業
- ・児童相談所等の相談・支援体制の充実
- 里親推進事業
- 子育て短期支援事業
- •養育支援家庭訪問事業
- 施設等退所後児童のためのアフターケア事業

# 【施策分野3】自助・共助・公助の意識を大切にし、社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる

基本施策⑨ ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にするまちづくりの推進

# 現状と課題

〇夫婦共働き世帯の増加や、子育て世代の 男性の長時間労働の傾向が続いています。

○企業にとっては、両立支援やワーク・ライフ・バランスの推進が企業の成長や業績に及ぼす成果を感じにくいため、取組への動機づけが難しい状況です。

〇子育ての喜びを社会で共有し、子どもに とって心豊かに育つ環境を全ての人が作り 出して行けるように、社会全体で子どもを大 切にする機運を醸成していくことが必要です。

〇子どもの事故予防に対する意識を高める 取組が求められています。

# 施策の目標・方向性

- ◆ ワーク・ライフ・バランスと多様な働き方ができる 環境づくりを推進します。
- ◆ 子どもを大切にする社会的な機運を醸成します。
- ◆ 安全・安心のまちづくりを進めます。



指標	直近の現状値	目標値(31 年度末)
ワーク・ライフ・バランスに取組んでいる企業の割合	28.1 <b>%</b> (25年度)	40%

- ・企業の認定制度「よこはまグッドバランス賞」
- ・企業内の取組への支援
- 共に子育てをするための家事・育児支援
- ・祖父母世代に向けた孫育て支援
- ・学生・未婚者に向けた啓発・情報提供
- ・子どもの事故予防啓発事業
- ・地域子育て応援マンションの認定
- •地域防犯活動支援事業
- ・交通安全教育の推進(幼児交通安全教育指導)

# 5 保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する5か年の量の 見込み、確保方策

〇子ども・子育て支援法に基づく事業計画においては、保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業について、5か年の量の見込み(利用に関するニーズ量)、確保方策(量の見込みに対応する整備量と実施時期)を定める必要があります。

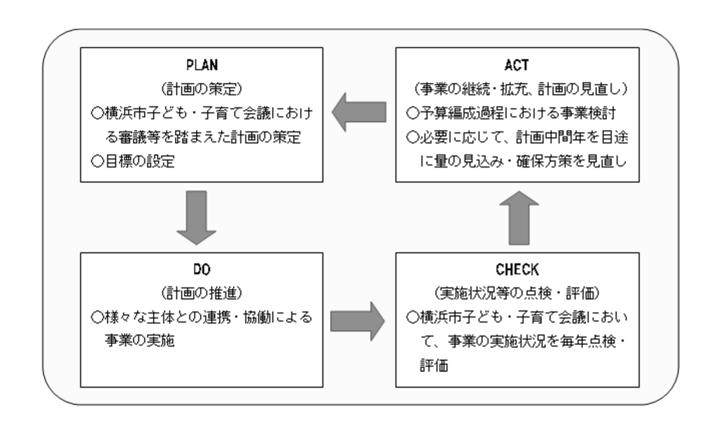
〇作成にあたっては、昨年度実施した「横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」を活用するとともに、地域のニーズにきめ細かく対応するため、本市では区単位で5か年の計画を記載します。【別添資料参照】

### <保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業>

保育・教育に関する施設・事業	地域子ども・子育て支援事業
<ul> <li>・施設型給付 (認定こども園、幼稚園、保育所)</li> <li>・地域型保育給付【3歳未満児対象の事業】 (小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)</li> </ul>	・妊婦に対して健康診査を実施する事業 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・子育て短期支援事業 ・養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協 議会その他の者による要保護児童等に対する 支援に資する事業 ・病児保育事業 ・利用者支援に関する事業 ・時間外保育事業 ・放課後児童健全育成事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり事業 ・子育て援助活動支援事業 ・実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・多様な主体が本制度に参入することを促進す るための事業

# 6 計画の推進体制(PDCAサイクルの確保)

- 〇様々な子ども・子育て支援施策を着実に推進していくために、計画の推進体制を構築し、PDCAサイクルを確保する必要があります。
- ○計画策定後も、計画の実施状況や評価については、子ども・子育て会議で審議を行っていきます。



# 【今後のスケジュール】

26年10月下旬 パブリックコメントに向けた素案のご説明

11月頃 パブリックコメントの実施

27年2月 平成27年第1回市会定例会

(事業計画(案)について)

3月 事業計画の策定

### 保育・教育に関する「量の見込み」及び「確保方策」(全市・暫定版)

### 【ポイント】

### ①保育ニーズ(2、3号)に関する量の見込み(表1)

ニーズ調査に基づき算出した保育ニーズ割合は、O歳が23.1%、1~2歳が41.4%、3~5歳が45.3%となっており、31年度時点では約7万人の保育利用申し込みが見込まれます。

### ②保育ニーズに対応するための確保方策の内訳(表3)

2、3号認定に関しては、31年度の定員7万人に向けて、5か年で約10,000人分の定員枠を確保することが必要です(26年度実績60,003人⇒31年度見込み69,986人)。今後、毎年約2,000人の拡充を行っていくと、31年度に利用定員が7万人に到達す ることになります。

確保にあたっては、基本的に保育所・認定こども園・地域型保育、幼稚園預かり保育を中心に拡充を行い、対応していきます。なお、今後、幼稚園等の新制度への意向を反映させることにより、預かり保育や認定こども園等の数が変動します。

### ③教育ニーズ (1号) への対応 (表2、3)

-教育(1号認定部分)については、量の見込みが減少していくため、その傾向にあわせて対応していきます。

<表1>	保育が必	>要な児童			み(2号	、3号)			単位:人						
保育	年齢	=	【参考】 初到	26年度当 €績			計画第一期				確保方策の方向性				
ニーズ		割合	率	人数	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度						
3号	0歳	23.1%	16.0%	4, 809	5, 157	5, 506	5, 854	6, 203	6, 551	保育所、地		事業、	認定こと	きも園、	
১ দ্ব	1-2歳	41.4%	35.0%	21, 974	22, 268	22, 564	22, 866	23, 162	23, 456	(横浜保育	(至)				
2号	3-5歳	45.3%	34. 7%	33, 220	34, 571	35, 925	37, 274	38, 628		保育所、認 (あわせて より対応)					
			小計	60, 003	61, 996	63, 995	65, 994	67, 993	69, 986						
<表2>	教育時間	間のみを利	川用する児	童に関す	る量の見	込み(1·	号)		単位:人						
教育	年齢	=	【参考】2	5年度実績			計画第一期				確保す	策の方	向性		
ニーズ	-	割合	率	人数	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		FILL (1177				
1号	3-5歳	54.7%	57.1%	54, 818	52, 813	51, 813	50, 802	49, 802	48, 797	幼稚園、	認定こと	ごも園(	教育時間	のみ)	

<参考>	就学前	児童の将	来人口推!	H			単位:人
年齢	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
0歳	30, 666	29, 977	28, 859	28, 141	27, 453	26, 818	26, 341
1歳	31, 211	31, 629	30, 619	29, 892	29, 177	28, 492	27, 861
2歳	32, 183	31, 217	31, 231	30, 440	29, 717	29, 004	28, 320
3歳	32, 007	31, 989	32, 151	31, 336	30, 549	29, 829	29, 119
4歳	31, 844	31, 879	31,032	31, 768	30, 956	30, 171	29, 454
5歳	32, 195	31, 849	32, 093	31, 061	31, 797	30, 986	30, 202
計	190, 106	188, 540	185, 985	182, 638	179, 649	175, 300	171, 297

<表3>保育・教育に関する量の見込みと確保方策 単位:人 全市 3号 2号 1号 1号 2号 1号 2号 1号 2号 1号 0歳 1-2歳 3-5歳 3-5歳 0歳 1-2歳 3-5歳 3-5歳 0歳 1-2歳 3-5歳 0歳 1-2歳 3-5歳 0歳 1-2歳 26年度の実績を反映(1号部分 量の見込み 5,157 22,268 34,571 52,813 5,506 22,564 35,925 51,813 5,854 22,866 37,274 50,802 6,203 23,162 38,628 49,802 6,551 23,456 39,979 48,797 1号 52.813 人 前年度比 ▲ 1.003 1号 51,813 人 前年度比 ▲ 1,000 1号 50.802 人 前年度比 ▲ 1,011 1号 49.802 人 前年度比 **▲** 1.000 1号 48.797 人 前年度比 ▲ 1.005 2号 34.571 人 前年度比 2号 前年度比 1,354 2号 37,274 人 前年度比 38,628 人 1,354 1,351 1,351 35,925 人 1.349 2号 前年度比 2号 39.979 人 前年度比 3号 27,425 人 前年度比 3号 28,070 人 前年度比 645 3号 28,720 人 前年度比 650 29,365 人 前年度比 645 30,007 人 前年度比 642 2•3号 61,996 人 前年度比 1,993 63.995 人 前年度比 1,999 65.994 人 前年度比 1,999 67.993 人 前年度比 1,999 69.986 人 前年度比 1,993 合計 01,950 ハ 3歳未満児の保育利用率 合計 03,990 歳未満児の保育利用率 歳未満児の保育利用率 歳未満児の保育利用率 歳未満児の保育利用率 30.2% 31.7% 33.3% 34.8% 36.4% 量の見込み/就学前児童数) 量の見込み/就学前児童数) (量の見込み/就学前児童数) 量の見込み/就学前児童数) (量の見込み/就学前児童数) 4,700 18,886 認定こども園・保育所・幼稚園 4.329 18,446 34,246 52.813 35,639 51.813 5,091 19,320 37,028 50.802 5,511 19,917 38,450 49,802 5.957 20.657 39,881 48,797 幼稚園の意向確認後、記載 +確認を受けない幼稚園 4,329 18,446 34,246 52,813 4,700 18,886 35,639 51,813 5,091 19,320 37,028 50,802 5,511 19,917 38,450 49,802 5,957 20,657 39,881 48,797 地域型保育・横浜保育室 828 3,822 325 806 3.678 286 763 246 692 3.245 178 594 2,799 98 3 546 小計 3,822 325 3.678 286 763 246 3.245 178 98 828 806 3.546 692 594 2,799 22,564 35,925 37,274 23,162 Ħ 5,157 22,268 34,571 52,813 5,506 51,813 5,854 22,866 50,802 6,203 38,628 49,802 6,551 23,456 39,979 48,797

### 【補足事項】

- 網掛けの項目:市内幼稚園等の意向確認により変動する項目

### ■地域子ども・子育て支援事業に関する「量の見込み」及び「確保方策」(全市・暫定版)

### 【ポイント】

- ・全ての事業について、31年度に「量の見込み」を充足できるよう確保していきます。
- ・「一時預かり事業」のうち、<u>幼稚園預かり保育や認可保育所等での一時保育</u>については、<u>保育ニーズに一定程度対応するものである</u>ことを踏まえて、確保していきます。
- ・「放課後児童健全育成事業」については、子どもの小学校入学を機に仕事と育児の両立が困難になる、いわゆる「小1の壁」をなくすため、未就学期から学齢期まで切れ目のない支援の観点から、拡充を図っていきます。
- 「児童虐待防止」や「要保護児童関連事業」については、確保の数はもちろんのこと、総合的な児童虐待対策のより一層の推進や一貫した社会的養護体制の充実など、実施内容についても十分注意を払いながら検討を進めます。
- ・「地域子育て支援拠点事業」については、子育て中の不安感・負担感を軽減するための親子の居場所であるとともに、虐待の未然防止や早期発見等のセーフティネットとしての重要な役割を担っていることを踏まえて拡充を図っていきます。

		指標 (単位)	量の見込み/確保方策 (全市)						25 年度		
	地域子ども・子育て支援事業 本市実施事業			27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	実績		
1	妊婦に対して健康診査を実施する 事業	妊婦健康診査事業		延べ受診回数(年間) (回/年)	量の見込み 確保方策	376, 340 376, 340	373, 175 373, 175	370, 042 370, 042	366, 941 366, 941	363, 852 363, 852	372, 490
2	乳児家庭全戸訪問事業	こんにちは赤ちゃん訪問事業		訪問件数(件) (訪問率(%))	量の見込み 確保方策	25, 229 (87. 4) 25, 229	24, 921 (88. 6) 24, 921	24, 625 (89. 7) 24, 625	24, 295 (90. 6) 24, 295	24, 100 (91. 5) 24, 100	26, 409 (85. 9)
	子育で短期支援事業		ショート・ステイ	延べ利用者数(年間) (人/年)	量の見込み確保方策	(87. 4) 189 108	(88. 6) 207 131	(89. 7) 231 170	(90. 6) 258 224	(91. 5) 287 287	56
3		子育て短期支援事業	トワイライト・ステイ	延べ利用者数(年間) (人/年)	量の見込み 確保方策	3, 642 2, 068	4, 040 2, 570	4, 476 3, 259	4, 976 4, 324	5, 526 5, 526	1, 212
		母子生活支援施設緊急一時保護事業		延べ利用世帯数(年間) (世帯/年)	量の見込み 確保方策	72 72	77 77	82 82	82 82	82 82	62
		育児支援家庭訪問事業	家庭訪問	延べ実施回数 (回/年)	量の見込み 確保方策	4, 527 4, 527	4, 954 4, 954	5, 432 5, 432	5, 983 5, 983	6, 614 6, 614	4, 135
	養育支援訪問事業及び要保護児童 対策地域協議会その他の者による 要保護児童等に対する支援に資す る事業		ヘルパー	延べ実施回数(回/年)	量の見込み確保方策	1, 713 1, 713	1, 875 1, 875	2, 056 2, 056	2, 262 2, 262	2, 500 2, 500	1, 137
4		養育支援家庭訪問事業	家庭訪問	延べ実施回数(回/年)	量の見込み確保方策	3, 313	3, 624 3, 624	3, 978 3, 978	4, 378 4, 378	4, 837 4, 837	2, 816
			ヘルパー	延べ実施回数 (回/年)	量の見込み 確保方策	5, 432 5, 432	5, 941 5, 941	6, 517 6, 517	7, 177 7, 177	7, 932 7, 932	4, 599
		要保護児童対策地域協議会 (児童虐待防止啓発地域連携事業の一部)		個別ケース検討会議件数(年間) (件/年)	量の見込み 確保方策	951 951	1, 039 1, 039	1, 135 1, 135	1, 251 1, 251	1, 380 1, 380	897
5	病児保育事業	病児保育事業		実施箇所数 (か所)	量の見込み 確保方策	27 19	27 21	27 23	27 24	27 27	17
6	利用者支援に関する事業	保育コンシェルジュ事業		実施箇所数	量の見込み確保方策	18 18	18 18	18 18	18 18	18 18	18
	11/11 I / IX (- IX) / V + /	地域子育て支援拠点における利用者支援		実施箇所数 (か所)	量の見込み確保方策	23 19	23 20	23 21	23 22	23	(新規)
7	時間外保育事業	時間延長サービス (夕延長)		利用者実人数 (人/月)	量の見込み 確保方策 量の見込み	11, 017 11, 017 16, 902	13, 588 13, 588 17, 928	16, 149 16, 149 17, 734	18, 715 18, 715 17, 402	21, 278 21, 278 17, 129	5, 888
8	放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブ	低学年	利用人数 (人)	確保方策	12, 944	14, 393	15, 272	16, 103	17, 129	8, 518
		放課後キッズクラブ	高学年		量の見込み 確保方策	5, 657 4, 332	5, 675 4, 566	6, 560 5, 653	7, 039 6, 505	7, 334 7, 334	3, 243
9	地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点、 子育て支援拠点事業 規と子のつどいの広場、 保育所子育てひろば、等		延べ利用者数(月間) (人/月)	量の見込み 確保方策	57, 045 52, 498	60, 488 56, 028	63, 917 60, 536	67, 353 64, 904	70, 784 70, 784	50, 096
10	対稚園での一時 一時預かり事業 預かり	が作品することは、 対種関預かり保育 (1号認定利用)		延べ利用者数(年間) (人/年)	量の見込み 確保方策	554, 519 554, 519	561, 438 561, 438	568, 348 568, 348	575, 266 575, 266	582, 178 582, 178	540, 689
		幼稚園預かり保育 (2号認定利用)		延べ利用者数 (年間) (人/年)	量の見込み確保方策	555, 575 555, 575	591, 043 591, 043	626, 504 626, 504	661, 971 661, 971	697, 435 697, 435	484, 644
	子育て援助活動 支援事業	保育所(一時保育) 横浜保育室(一時保育) 乳幼児一時預かり 親と子のつどいの広場 横浜子育でサボートシステム 24 時間緊急一時保育 休日保育(一時保育)		延べ利用者数 (年間) (人/年)	量の見込み	365, 351	408, 861	452, 358	495, 860	539, 359	_ 278, 350
11					確保方策	365, 351	408, 861	452, 358	495, 860	539, 359	

# (案)

# 横浜市子ども・子育て支援事業計画(仮称)

# 素案

横 浜 市 平成 26 年9月

### ~計画の構成~

- 1 横浜市子ども・子育て支援事業計画について
  - (1)計画の趣旨・位置づけ
  - (2)計画の期間
  - (3)計画の対象
  - (4) 本市における他計画との関係
- 2 横浜市の子ども・青少年や子育て家庭を取り巻く状況と課題
  - (1) 家庭・地域・社会の状況
  - (2) 厳しさを増す子ども・青少年の養育環境
- 3 計画における横浜市の目指すべき姿と基本的な視点
  - (1)目指すべき姿
  - (2) 計画推進のための基本的な視点
- 4 施策体系と事業・取組
  - (1) 施策分野・基本施策とその関係性

|施策分野 1 |子ども・青少年が様々な力をはぐくみ、健やかに育つ環境をつくる《子ども・青少年への支援》

基本施策① 未就学期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

基本施策② 学齢期から青年期の子ども・青少年の育成施策の推進

基本施策③ 障害児への支援

基本施策④ 若者の自立支援の充実

施策分野2│ 出産・子育てがしやすく、子育てが楽しいと思える環境をつくる《子育て家庭への支援》

基本施策⑤ 生まれる前から乳幼児期の一貫した支援の充実

基本施策⑥ 地域における子育て支援の充実

基本施策⑦ ひとり親家庭の自立支援/配偶者からの暴力(DV)への対応

施策分野3 自助・共助・公助の意識を大切にし、社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる《社会全体での支援》

基本施策⑧ 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

基本施策⑨ ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にするまちづくりの推進

- (2) 各施策における現状と課題及び今後の方向性
- 5 保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する5か年の量の見込み、確保方策
- 6 計画の推進体制 (PDCAサイクルの確保)

### 1 横浜市子ども・子育て支援事業計画について

### (1)計画の趣旨・位置づけ

幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に進める新しい仕組みとして、平成 24 年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、これらの法律に基づき、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が施行される予定です。

新制度では、各市町村が様々な子ども・子育て家庭の状況や各事業の利用状況・利用希望を把握し、 5年を1期とする子ども・子育て支援事業計画を策定するとともに、計画に基づき事業を実施することになります。

また、これまで、本市では、次世代育成支援対策推進法に基づき策定している「かがやけ横浜こども青少年プラン後期計画」により子ども・青少年施策を進めてきました。そこで、本計画については、「かがやけ横浜こども青少年プラン後期計画」を継承し、子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく計画として位置付けることにより、幅広く本市の子ども・青少年のための施策を推進していきます。

### <本計画への記載事項>

- ○<u>各年度の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策(提</u> 供区域、提供体制の確保内容及び実施時期)、認定こども園の推進等
- ○子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援(児童虐待防止対策の充実、 社会的養護体制の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児施策 の充実等)
- ○労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携(ワーク・ライフ・バランスの推進)

### 「子ども・子育て支援法」に基づく事項

- ○地域における子育ての支援
- ○母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
- ○子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- ○子育てを支援する生活環境の整備
- ○子ども等の安全の確保
- ※法改正後も現行の「内容に関する事項」の項目についての大きな変更はない予定です。

### 「次世代育成支援対策推進法」(現行)に基づく事項

### <本計画の根拠となる法の基本理念>

### ◆子ども・子育て支援法

### 第2条(基本理念)

子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的 認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役 割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない。

- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行わなければならない。

### ◆次世代育成支援対策推進法

### 第3条(基本理念)

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的 認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う 喜びが実感されるように配慮して行わなければならない。

### (2)計画の期間

平成27年度から31年度までの5か年とします。

### (3)計画の対象

生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、概ね 20 歳までの子ども・青少年とその 家庭とします。ただし、若者の自立支援については、39 歳までを対象にするなど、施策の内容により、 必要に応じて対象の年齢に幅を持たせ、柔軟な対応を行うこととします。

### (4) 本市における他計画との関係

子ども・青少年施策に関係する本市の各分野の計画と連携・整合を図るとともに、今後策定される予定の計画についても、可能な限り整合を図りながら、計画を策定します。

また、計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に施策を展開します。

# ◆関連するビジョン・計画 横浜市基本構想(長期ビジョン)[平成18年度~] 新たな中期計画[平成 26~29 年度] 横浜市ひとり親家庭自立支援計画 第3次横浜市男女共同参画行 [平成 25~29 年度] 動計画[平成 23~27 年度] よこはま保健医療プラン 2013 (横浜市DV施策に関する基 [平成 25~29 年度] 本方針及び行動計画を含む) 横浜市子ども・子育て支援 事業計画 (仮称) 横浜市障害福祉計画 第2期横浜市教育振興基本 (第4期) 計画 [平成 27~29 年度] [平成 26~30 年度] 第3期横浜市地域福祉保健計画[平成26~30年度] 横浜市民読書活動推進計画 [平成 26 年度~] 横浜市障害者プラン(第3期) [平成 27~32 年度] 横浜市住生活基本計画 [平成 23~32 年度] 第2期健康横浜21計画[平成25~34年度] 横浜市食育推進計画[平成22~27年度]

### ◆子ども・子育て支援新制度について

### (1) 概要

「子ども・子育て」分野は、社会保障と税の一体改革において、年金・医療・介護とともに社会保障分野の1つに位置付けられました。そして、平成24年8月には、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、子ども・子育て関連3法(※)が成立しました。

これらの法律に基づき、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が施行される予定です。 新制度は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識のもとに、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することをめざした制度です。

### ※子ども・子育て関連3法って?

### ①子ども・子育て支援法

認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」)及び小規模保育等への給付(「地域型保育給付」)の創設、地域の子ども・子育て支援の充実のために必要な事項を定めるもの。

### ②認定こども園法の一部を改正する法律

幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、認定こどもの充実を図るとともに、幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導監督等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的な位置付けを付与し、その設置及び運営その他必要な事項を定めるもの。

### ③関係法律の整備等に関する法律

子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部を改正する法律の施行に伴い、児童福祉法など 55 の関係法律について規定を整備するもの。

### (2)現行制度からの主な変更点

### ①市町村が制度の実施主体

- ・現行では、制度によって都道府県と市町村とに分かれている実施主体について、新制度では市 町村に一本化されます。
- ・市町村は、子ども・子育て支援の実施主体として、市民の子ども・子育て支援に関する利用状況と利用希望を把握したうえで事業計画を作成し、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を計画的に提供する責務を負うことになります。

### ②消費税率引上げに伴う財源確保

社会保障・税一体改革において、「子ども・子育て」は社会保障分野の一つに位置付けられ、消費税率引上げ(5%→10%)に伴う増収分のうち、約7,000億円が新制度の財源に充てられます。

### ③幼児期の教育・保育を「個人への給付」として保障

3歳以上のすべての子どもへの教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、個人の権利として保障する観点から、認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等を通じた個人への給付制度が導入され、いずれの施設を利用した場合でも共通の仕組みで公費対象となります。

### ④「地域子ども・子育て支援事業」の法定化

地域子育て支援拠点や放課後児童クラブなど様々な事業 (13 事業) が「地域子ども・子育て支援 事業」として法定化され、各市町村が地域の実情に応じて実施することになります。

### ◆新制度における「子ども・子育て支援の意義」について

子ども・子育て支援法において、「内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保 その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針(「基本指針」)を定めるものとする。」とされています。

この基本指針の中で、子ども・子育て支援の意義については、次のように示されています。

- ○「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- 障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子 どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、依然として多くの待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化。
- 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、上記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。
- 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。
- 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。
- 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

本市においても、基本指針における意義を踏まえながら、本計画を策定し、子ども・青少年や子育 て家庭のための施策を展開していきます。

### 2 横浜市の子ども・青少年や子育て家庭を取り巻く状況と課題

### (1) 家庭・地域・社会の状況

### ①依然として続く少子化

本市の合計特殊出生率は、ここ数年微増傾向にあるものの、ここ数年 32,000 人前後で推移してきた出生数は 23 年、24 年は 30,000 人台に大きく減少しました。また、15歳未満の年少人口比率も低下し続けており、依然として少子化の状況は変わっていません。

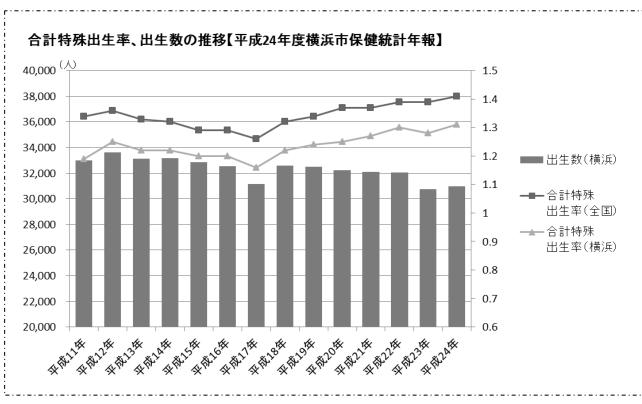
この少子化の要因としては、結婚の動向(未婚化、非婚化、晚婚化)、出産年齢の変化(晩産化)、 夫婦の出生力の低下等が指摘されています。少子化の問題は、結婚や妊娠、出生など個人の考え方や 価値観に関わる問題ですので、個人の自由な選択が最優先されることは言うまでもありません。しか しながら、少子化は、「生産年齢人口が減少し、経済成長率を低下させる」、「高齢化の進展と相まっ て、年金、医療、福祉等の社会保障の分野において現役世代の負担を増大させる」等、将来の我が国 の社会経済の根幹を揺るがしかねない深刻な課題であることも事実です。

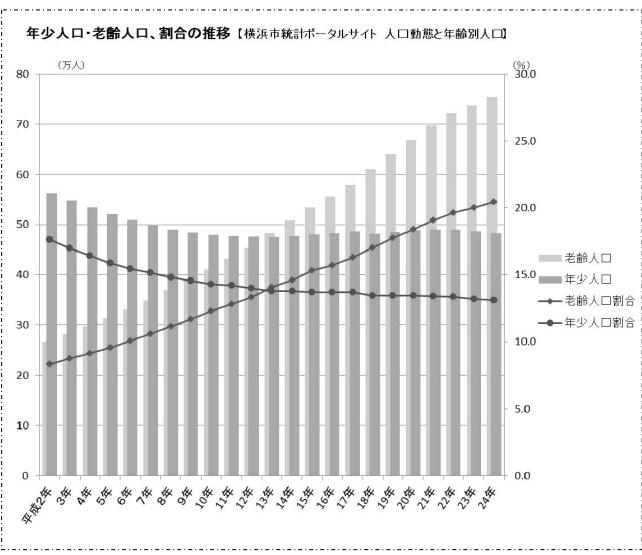
国の「少子化危機突破のための緊急対策」(平成25年6月7日 少子化社会対策会議決定)にあるように、結婚や妊娠・出産に対する国民の希望を叶える観点から、「子育て支援」、「働き方改革」、「結婚・妊娠・出産支援」等総合的な対策に国や地方自治体をはじめ、社会全体で取り組んでいくことが必要です。

また、「子どもの社会性がはぐくまれにくい」など子ども自身に対する少子化の影響も看過できない課題です。少子化が進行する現在では、地域での異年齢集団が形成されにくくなっています。一昔前の子どもたちは、日常生活の中で自然な形で、友情、葛藤(かっとう)、対立、忍耐を経験し、これらを通して社会性を身に付けてきました。かつては当たり前であったことが、今日ではできにくくなってしまっています。

さらに、子どもに対する保護者の過保護・過干渉も指摘されています。保護者が少ない子どもを大切に育てようと意識するあまり、「過剰なまでに子どもの安全を考えすぎ、遊びや体験活動の機会を子どもから奪ってしまう」、「子どもが今まで経験したことのない状況に遭遇したとき、子どもが自ら考え、行動するのをじっくり見守ることができずに介入してしまう」等、子どもの成長や自立に不可欠な経験が以前に比べ得られにくくなっているのではないでしょうか。

「古き良き昔への回帰」は現実的ではありません。こうした状況の中で、今を生きる子どもたちに何をすべきか、これも「待ったなし」の課題です。





### ◆結婚と出産に対する意識

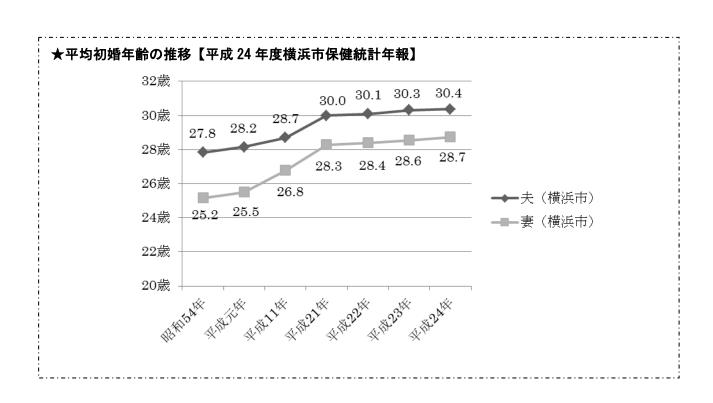
「第 14 回出生動向基本調査 結婚と出産に関する全国調査 (夫婦調査)」(2010 年) によると、晩婚化、晩産化による傾向の中で、理想の子ども数をもたない理由として、「高年齢で生むのはいやだから」と感じている人の割合は 35.1%を占めています。また、晩婚化、晩産化に限らず、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」と回答した人の割合は 60.4%、「これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから」と回答した人の割合は 17.4%を占めています。

こうした状況を踏まえ、女性に対しても男性に対しても、出産や子育て、保育や教育に関する不安を 減らしたり、子育ての楽しさを伝える取組が求められています。

養育者が「安心して子どもを育てられる」「子育てが楽しい」と思えると、その安心感を子どもは無意識のうちに感じ取ります。子どもにとって安心感は人間形成の核となるものであり、社会性や協働性、規範性、豊かな人間性をはぐくむ土台となっていきます。また、親になる前の世代である中学生や高校生が、学校で保育や子どもを産み育てることについて学ぶことは、「豊かな生き方を自ら求めていく」ための大切な取組であり、充実を図る必要があります。学校と連携しながら、長い目で子どもの育ちを考えていくことに留意して取組を進めることが重要です。

また、調査では、結婚しない、またはできない理由として、「仕事(学業)に打ち込みたい」「結婚資金が足りない」などの理由が挙がっています。

結婚や出産、子育てが個人の選択、それぞれの生き方とされる一方で、結婚したいと思っても経済的な障壁があり、踏み切れない状況が伺えます。20代から30代の子育て世代に対する経済的支援の充実や教育にかかる費用負担の軽減を進めていくことが重要になっています。



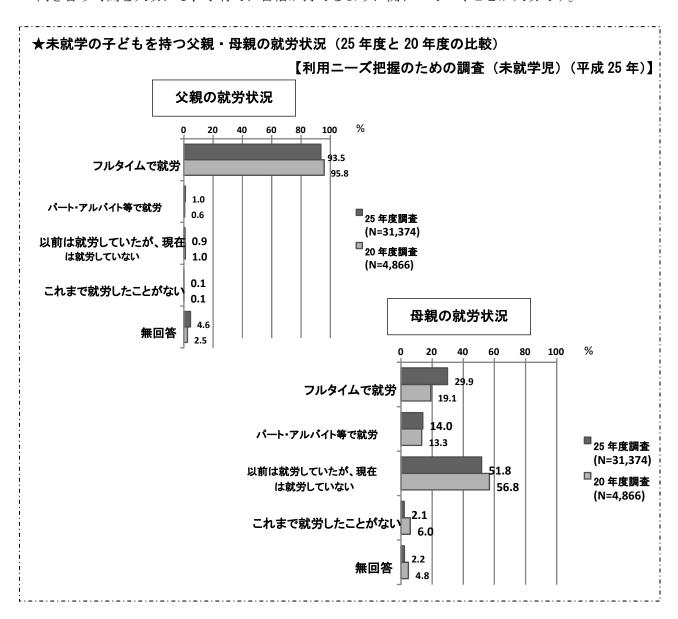
### ②家族の状況の変化

近年、世帯当たりの子どもの数の減少、三世代同居の減少、ひとり親家庭の増加など、**家族の規模が小さくなっています**。

また、未就学の子どもをもつ親の就労状況について、父親のフルタイム就労が 9 割を超えており、 母親のフルタイム就労は約 3 割で、パート・アルバイト等の就労を合わせると、約 44%となってい ます。母親の就労(フルタイム、パート・アルバイト含む)は、5 年前と比較すると 10 ポイント以 上増加しており、共働き世帯の割合が増加しています。

また、こうしたことから、家族団らんやコミュニケーションの時間が少なくなるなど、家族のあり 方にも変化が生じています。このような変化の中で、子育て家庭が孤立せず、安心して子どもに向き 合えるよう、子育てをしている家庭への市民の理解、職場の理解と協力が得られるような環境をつく っていくことも大切です。

あわせて、保育所、幼稚園、小学校、地域子育て支援拠点などの子育てを支援する人たちが「一人ひとりの子どもに良さがあり、子育ては自己を豊かにするものでもある」ことを伝え、親が子どもと向き合う時間を大切にし、子育てに自信が持てるように関わっていくことが大切です。



### ③出産・育児期の女性の労働力率の落ち込み(M字カーブ)

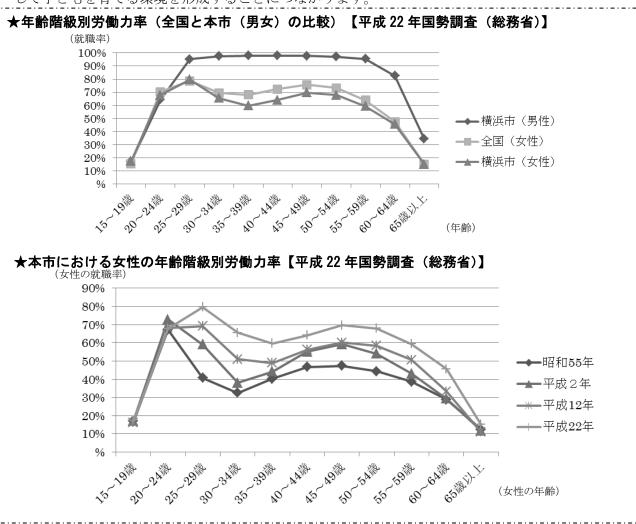
年代別に女性の労働力率をみると、男性は台形型を描くのに対して、女性は30代に底のあるM字カーブを描いており、結婚、出産、育児を機に仕事を辞める女性が多いといえます。本市の女性の労働力率は年々高まってはいますが、全国と比較すると、M字カーブの底は深く、右側の山も低いことから、再就職率も低いことが分かります。

なお、女性が結婚・出産等を機に退職する理由として、「家事や育児に専念するために自主的にやめる」だけでなく、「仕事を続けたかったが仕事と育児の両立が難しく退職した」というケースも多く存在します。

今後は、父親、母親ともに仕事と子育ての両立ができるよう、引き続き、子育て家庭の支援を充実していく必要があります。一人ひとりが自らの生き方を選択し、自己実現を図っていく人生の中に、子どもを産み育てることの喜びを実感できるような支援が求められます。

また、仕事と子育ての両立にあたっては、保育基盤の確保も必要となります。地域のニーズを見極めながら、引き続き、保育の必要性のある子どもが安心して育つことのできる保育所等の整備を進めるとともに、いわゆる「小1の壁」に対応する放課後児童育成事業の充実が求められています。

また、あわせて、男女がともに仕事と家庭の両立ができるよう、長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進、フレックスタイム制やテレワークなど柔軟で多様な働き方を推進するなど、働き方の見直しや男女がともに働くことに対する社会全体の意識の浸透も求められています。このように仕事と家庭の両立ができるよう、柔軟で多様な働き方を推進していくことも、自らの生き方を選択し、安心して子どもを育てる環境を形成することにつながります。



### ④父親の育児時間の水準の低さ(長時間労働)

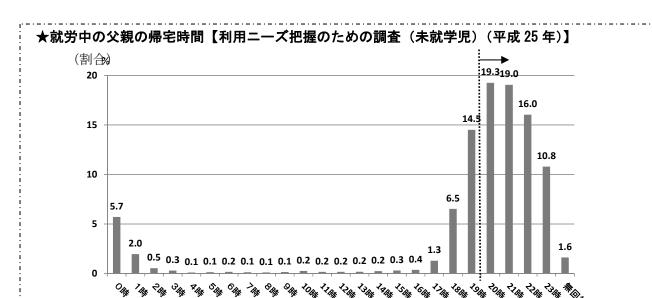
本市の未就学児を持つ家庭における就労中の父親の帰宅時間は、約65%が20時以降となっており、依然として、子育て世代の父親の長時間労働の傾向が続いています。その結果、平日に父親が子どもと一緒に過ごす時間は、0~1時間という父親が4割以上と、本人に子どもとともに過ごしたいという希望があっても、現実的にはそれが叶わない労働環境が多いという現状があります。長時間労働が父親の育児・家事への関わりを難しくしている現状は、こうした労働環境によるところが大きいと考えられます。

また、女性への意識調査で、子どもを複数持つには、夫の家事・育児への協力が欠かせないとの結果が出ています。

今後は、仕事のみを優先させるのではなく、家庭やプライベートも含めた形で生活を充実・両立させることができるよう、育児は父親と母親が共に行うという意識や男女問わず、ワーク・ライフ・バランスの取組をさらに浸透させていくことが必要です。

なお、現在、家族類型や就業スタイル等は多様化しており、「標準的」といった言葉で表せるような特定のモデルは存在しなくなってきています。これらを鑑み、従来の考え方に縛られることなく、様々な施策や制度の検討・実施を迅速かつ的確に行っていくことが重要です。

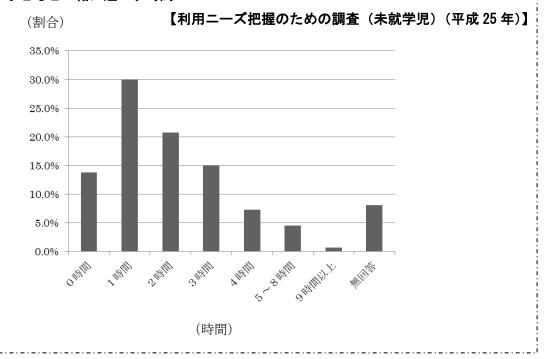
また、子どもの育ちの観点からは、保護者同士の良好な関係性が子どもの安心感につながるといった側面もあります。子どもにとって、保護者や地域の大人は、人間関係を築くうえでのモデルとなる存在です。大人同士の豊かな人間関係や地域の大人との関わりにより、子どもは無意識のうちに人と関わる喜びや楽しさを学んでいきます。保護者同士のつながりが子どもの健やかな成長にとって大切な役割を果たしていることを理解し、例えば、保育参観や学校の授業、地域の行事等に保護者が積極的に参加するなど、様々な形で子育てに参加できるように働きかけていくことも大切です。



(帰宅時間)

N=29,648

### ★平日、父親が子どもと一緒に過ごす時間



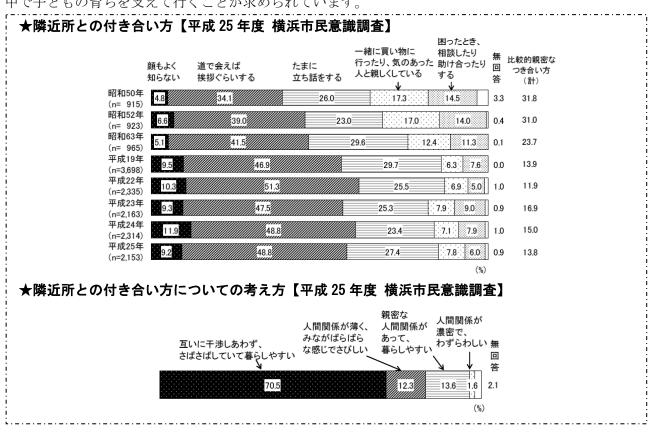
## ⑤地域のつながりの希薄化

本市の市民意識調査によると、隣近所との付き合い方として、「顔もよく知らない」「道で会えば挨拶 ぐらいする」割合が約6割前後、比較的親密な付き合い方をしている人の割合も15%前後で近年は推移 しており、依然、地域で過ごしたり、積極的に近所付き合いをしたりする人が少ない状況は変わってい ません。

また、隣近所との付き合いに対する考え方について、「互いに干渉しあわず、さばさばしていて暮らしやすい」と感じる人が約7割となっています。隣近所に干渉されない気楽さは、裏を返せば家族以外に頼れる人が少ないということでもあります。

少子化により、近所に子どもがいないという地域も少なくありません。また、共働き家庭が増えていることから、近所の方と日常的に関わる時間が少ないといった実状も見受けられます。こうした状況を踏まえつつも、子どもにとっては、家の外や自分の通う幼稚園・保育所・学校など、地域の中で大人に見守られながら育つ環境は、人と関わる力や心情をはぐくむ基盤になるものです。「子どもにとっての育ちの環境」として、共助の意識を高め、地域のつながりを大切にしていくことが重要です。

近年、子どもの声に対して、うるさい、迷惑だとの声が少なくありません。しかし、顔見知りの子どもの声はうるさいと感じなかったり、電車で子どもが泣いたりぐずったりしても、保護者が子どもに向き合い、周りに配慮する姿勢があれば許容できる、といった意見もあります。このことからもわかるように、子どもの声は「騒音」というよりも、聞く人の心持ちのよる「煩音」である場合が多いといえます。子どもにとっての育ちの環境は、地域の子どもたちの顔を知る、困っている親子を見たら一歩踏み出して温かい声掛けをする、声をかけられた親子は感謝の意を表すなど、互いが温かい関わりをもち、「お互いさま」と支え合える関係作りを進めることによって豊かなものとなっていきます。子どもの心が豊かに育つ環境です。「共感力」と「想像力」を発揮して、コミュニティを醸成し、日々の暮らしの中で子どもの育ちを支えて行くことが求められています。



#### 【コラム】地域における幼・保・小連携の取組

本市には各区に「幼稚園・保育所・小学校連携」の組織があり、園長や校長を中心に子ども たちの育ちと学びをつなぐ活動を行っています。30年以上続いているこの取組を核にして、今 後は一層、「地域の中で育つ子ども」として、子どもたちを見守り育てていく環境を充実させて いくことが望まれます。

また、災害時に互いに子どもを守る協力的な営みは、東日本大震災の時にも発揮されました。 日頃の顔の見える関係が生かされ、地域として子どもたちを守る取組が自発的に行われました。 この時を契機に防災に対する連携がさらに深まった地域もあります。幼稚園・保育所・小学校 の連携により、地域で子どもを支え育てる大きな環境がうまれます。今後は、区役所との連携 もさらに充実させ、地域のつながりを一層深めていくことが重要です。

## ⑥情報化社会の進展

情報化社会が進展し、わたしたちは、多くの情報や知識あるいは娯楽を、各種メディアを通じて入手することができるようになりました。「情報化」は今や、生活に不可欠のものとなっています。

子どもたちにとっても、情報化社会の進展は、コミュニケーションの方法や対象の範囲を広げるとと もに、学習や情報収集などの面でも有効であり、教育をはじめとする様々な分野で一層生かされてきて います。

しかし、一方で、親子が触れ合う時間の減少や、子どもたちが幼い頃からメディアにふれ続けることによる生活や行動等への影響が懸念されています。匿名による誹謗中傷や、悪意ある情報の流布、有害な情報サイトへのアクセスから犯罪に巻き込まれるなど、問題も顕在化してきています。

メディアを有効に活用する観点から、子どもの健全なメディア習慣の形成を"社会全体の問題"として捉え、家庭、保育・教育機関、NPOや地域コミュニティ、民間事業者、行政など子どもの健全な育成に深く関わっていくべき全ての関係者が、手を携えて真剣に取り組んでいくことが必要です。

#### 【コラム】子どもとメディア

日本小児科医会の「子どもとメディア」対策委員会では、現代の子どもとメディアに対する問題についての提言をまとめています。

<「子どもとメディア」の問題に対する提言>

(社団法人 日本小児科医会「子どもとメディア」対策委員会)

- 1. 2 歳までのテレビ・ビデオ視聴は控えましょう。
- 2. 授乳中、食事中のテレビ・ビデオの視聴は止めましょう。
- すべてのメディアへ接触する総時間を制限することが重要です。1 日 2 時間までを目安と考えます。テレビゲームは1日30 分までを目安と考えます。
- 4. 子ども部屋にはテレビ、ビデオ、パーソナルコンピューター を置かないようにしましょう。
- 保護者と子どもでメディアを上手に利用するルールをつくりましょう。

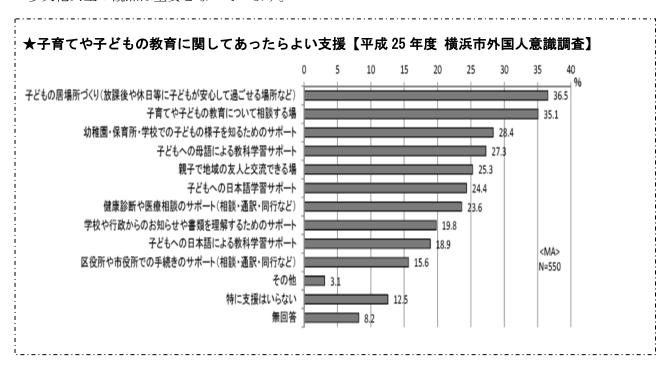


## ⑦国際化と多文化共生社会

本市には、平成26年6月末現在で約77,000人の外国籍住民が在住しており、例えば、保育所等に おける通訳のサポートや、特別な支援が必要な子どもやその家庭への対応など、今後も子育てを始め として様々な支援を充実させていく必要があります。

また、横浜市立の小中学校には、**外国籍や外国につながる子どもが、平成25年5月現在で約7,000** 人おり、そのうち**約1,400人は日本語の初歩からの学習が必要**です。

言語・コミュニケーションや生活習慣・文化の問題はもちろん、福祉・保健・医療・教育など様々な分野で**多文化共生が地域社会の重要な課題**になっています。現在、公益財団法人横浜市国際交流協会(YOKE)や国際交流ラウンジ、地域のNPOなどが連携しながら、外国人住民のコミュニケーション支援、生活支援、多文化共生のまちづくりを進めていますが、今後、子育て支援を推進するうえでも、多文化共生の観点は重要となっています。



## 【コラム】外国籍・外国につながる児童生徒に向けた学習支援(中区・南区)

中区や南区には、外国籍・外国につながる児童生徒の数が3割を超す学校があり、区では学校や教育委員会事務局、(公財)横浜市国際交流協会、国際交流ラウンジ等とネットワークを組んで事業を展開します。平成26年度は、放課後学習支援の充実や、転入時に日本と母国の学校制度の違いなどを説明するスクールガイダンスを中区でモデル実施します。

外国籍・外国につながる児童生徒と、その保護者が、日本の生活に馴染み、学校生活を意義 ある時間としていくためにも、「国際理解」や「多文化交流」などについて、区民の理解を深 め、互いに助け合える多文化共生のまちづくりを目指していきます。

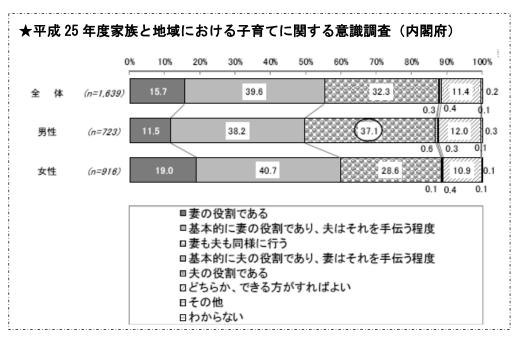
### (2) 厳しさを増す子ども・青少年の養育環境

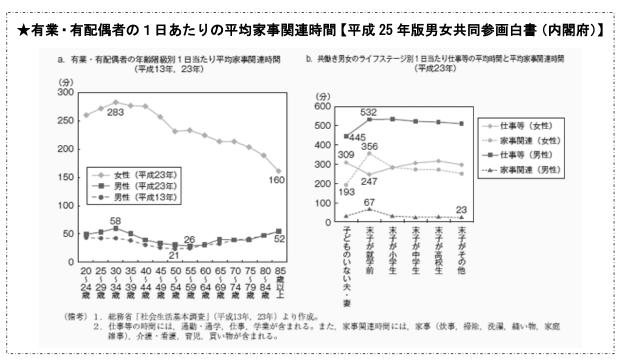
#### ①母親にかかる子育ての負担感

共働きの家庭が増えている中でも、依然として子育てや家事は母親に負担がかかっている状況となっています。

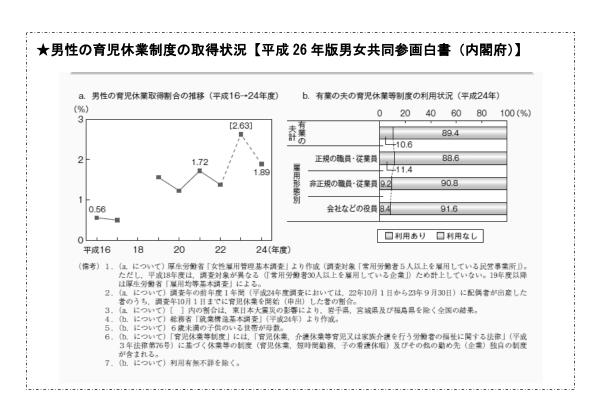
国の調査では、家庭での育児や家事については、夫婦どちらが行うべきかを聞いたところ、「基本的に妻の役割であり、夫はそれを手伝う程度」という回答者が39.6%と最も多く、「妻の役割である」 (15.7%) という回答者をあわせると、「妻が主体」は55.3%を占めています。

実際、共働き家庭における父親の1日の家事関連時間(育児等を含む)は、子どもの成長に伴うライフステージの変化にかかわらず短い一方で、共働き家庭の母親の家事関連時間は、男性と比べて全般的に長く、特に末子が就学前の時期に目立って長くなっています。

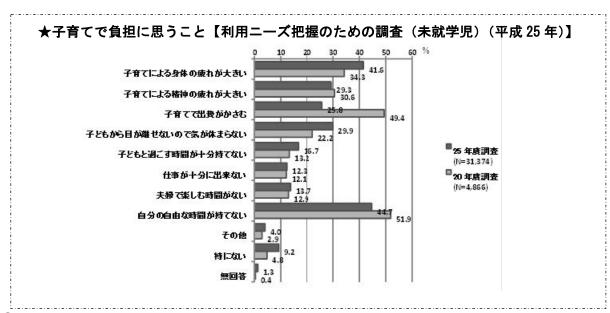




子育で期は、特に、仕事と家庭の両立が困難であるため、就業と子育でを両立するための支援が必要です。育児休業を取得した人(申請中を含む)の割合は、女性では87.8%であり、育児休業制度の着実な定着が図られつつありますが、男性ではわずか1.89%にとどまっています。6歳未満の子どもがいる世帯の夫(有業者)における、短時間勤務制度や企業独自制度を含む育児制度の利用状況は約1割と非常に低い利用率となっています。



また、本市の調査では、子育てで何らかの負担感がある人の割合は9割を超えており、具体的には、「自分の自由な時間が持てない」(44.7%)が最も多く、次いで「子育てによる身体の疲れが大きい」(41.6%)、「子どもから目が離せないので気が休まらない」(29.9%)などの順で高くなっており、特に専業主婦の世帯ではその割合が高くなっています。5年前の調査と比較すると、「子育てで出費がかさむ」の割合が低くなる一方、「子育てによる身体の疲れが大きい」及び「子どもから目が離せないので気が休まらない」など、心身の疲労を挙げる割合が高くなっています。子どもの健やかな成長のためにも、特に母親にかかる負担や不安を軽減し、ゆとりをもって子育てができるような支援が求められています。



②子ども・青少年の不登校、ひきこもり、無業状態や貧困率の上昇

本来、家庭や地域で見守られながら健やかに成長し、自立していく子ども・青少年が、成長の過程で不登校、いじめ、暴力、自傷行為や自殺企図、若年層のひきこもりや無業状態などにより、深刻な状況にあるということも少なくありません。平成 24 年度の本市における調査では、ひきこもりの青少年(15歳~39歳)は推計で約8.000人、無業状態の青少年は推計で約5.700人となっています。

こうした子ども・青少年の養育環境における課題の背景には、経済的困窮や多様な家庭形態、子ども・青少年本人や親の障害・疾病、社会的孤立など様々な状況があり、それぞれが複雑に絡み合っています。また、親の抱える課題が一因となり、幼少期からの機会・選択肢の不平等や子どもの養育環境の格差にもつながっています。さらに、近年、子どもの貧困率が上昇しており、子ども・青少年の育ちや就学・進学、就職の際に困難な状況に陥る可能性が増大しています。

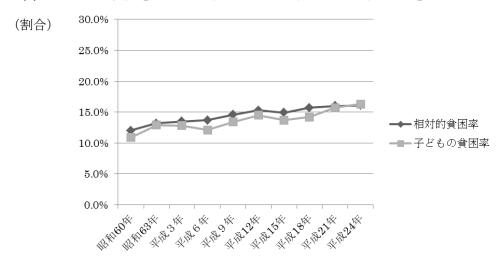
このように、子ども・青少年の生活のしづらさは、多様な要因がありますが、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生への生活支援や学習支援、ひとり家庭への就労支援等の支援は、現在、個別課題に対する支援が中心となっています。今後は、乳幼児期からの育ちを長い目でとらえ、子どもの発達や特性や個々の特性に応じて、包括的・継続的な支援を行うことが求められています。そのためには、個別課題に対応する支援の実施主体が連携し、重層的な支援体制を構築する必要があります。

一方、子どもの育ちの観点からは、乳幼児期から育まれる基本的信頼感、情緒の安定を基盤とし、 自己肯定感や自己有用感をもちながら自己形成をしていく過程を大切にしていかなければなりませ ん。そのためには、家庭や保育所、幼稚園、認定こども園、小・中学校等において、育ちの連続性を 大切にし、長い目でとらえていく子どもの育ちに関する共通理解を促す取組も必要です。

さらに、子ども・青少年の支援にあたっては、「かかわる力」を育み、協同的に社会で生きていくことができるように、仲間と出会い活動できる居場所を作ることも重要です。居場所では、支援された子ども・青少年が、他の子ども・青少年の支援に回るピアサポートを進めることで、支え合い、励まし合う関係をつくることができます。同じ経験をした立場だからこそ、支援者とは異なる視点で互いに支え合うことができ、自分自身を見つめていくことができるという、双方にとっての効果が期待されます。

※自己有用感…他者との関係の中で、「自分は役に立っている」など、自分の存在を価値あるものと受け止める感覚の こと。

## ★貧困率の年次推移【平成 25 年国民生活基礎調査 (厚生労働省)】



- ※「相対的貧困率」とは、等価可処分所得の中央値の半分に満たない世帯員の割合。
- ※「等価可処分所得」とは、世帯の可処分所得(就労所得、財産所得、仕送り等、公的年金、その他の現金給付等)を世帯人員の平方根で割って調整した所得。
- ※「子どもの貧困率」とは、17歳以下の子ども全体に占める、等価可処分所得の中央値の半分に満たない17歳以下の子どもの割合。

## ◆子育て家庭の状況 ~子育てに対する満足度の変化~

未就学の子どもを持つ家庭のうち、8割を超える家庭が現在の子育ての生活に満足しており、平成20年度の調査と比較すると、満足している家庭の割合が増えています。子育てに対する不安感・負担感(前頁)について、「現在」の状況が5年前に比べてわずかながら減少していることから、親子の居場所や保育所など未就学の子ども・子育て家庭に関する本市の施策について、一定の成果が現れているといえます。一方で、妊娠中や出産直後の不安感・負担感は微増していることから、そのことへの対応が課題といえます。

また、小学校以降では、**現在の子育ての生活に満足している割合は以前と比べて大きく変わっていない状況です**。今後も引き続き、学齢期の子ども・子育て家庭を支援する施策を充実させていくことが必要です。

また、子育てについて相談できる人がいない家庭では、子育ての生活に満足していない割合が大きくなっており、特に小学生の子どもを育てている家庭でその傾向が顕著になっています。

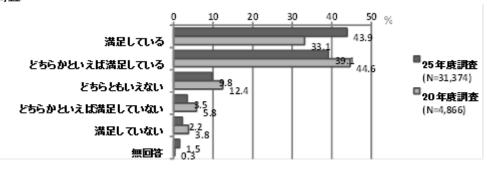
そのため、子育てに関する相談対応や家庭訪問など、子育て家庭への支援に関する取組の重要性が 高まっています。

さらに、子育てに関する相談相手として「近所の人」を挙げた家庭は、子育てに対する満足度が最も高くなっていることから、子育て支援を進めていくうえで、地域のつながりを強める取組も重要であることがわかります。

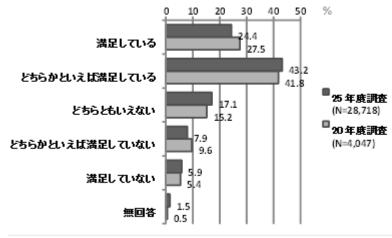
# ★子どもを育てている現在の生活の満足度(25年度と20年度の比較)

#### 【利用ニーズ把握のための調査 (未就学児・小学生) (平成 25 年)】

#### 〇未就学児調査







# ~横浜市次世代育成支援行動計画「かがやけ横浜こども青少年プラン後期計画」の振り返り~

## 1 かがやけ横浜こども青少年プラン後期計画の事業評価

かがやけ横浜こども青少年プラン後期計画(計画期間:平成22年度~26年度)については、計画 に掲載された125の事業・取組のうち、119の事業・取組(全体の95.2%)について、計画期間内の 目標の達成が見込まれます。

#### <施策分野ごとの振り返り>

#### 施策分野 1 生まれる前から乳幼児期の支援

#### 基本施策① 生まれる前から乳幼児期の一貫した支援の充実

母子ともに安全・安心な出産を迎えるため、妊婦健康診査の費用助成や妊婦歯科健康診査等を 実施するとともに、親子が孤立することなく安心して育児できるよう、こんにちは赤ちゃん訪問 事業や保健師等の専門職による第1子の家庭訪問を充実し、妊娠期から産後の切れ目のない支援 を行いました。

## 基本施策② 地域における子育で支援の充実

子育て支援の中核的な拠点である地域子育て支援拠点の整備を進め、平成 23 年度までに全区への設置を完了しました。また、子育て中の親子が身近な場所で気軽に集い、交流できる親と子のつどいの広場の拡充を図るとともに、保護者等の用事やリフレッシュなどの際に、保育所等において一時的に子どもを預かる一時保育・乳幼児一時預かり事業など、在宅家庭の子育て支援の充実に取り組みました。

## 基本施策③ 未就学期の保育と教育の充実

保育所整備や横浜保育室、NPO等を活用した家庭的保育事業の実施に加え、保育コンシェルジュによるきめ細やかなに相談支援等により、平成25年4月の保育所待機児童ゼロを実現しました。平成26年4月には、保育所入所申込が4,114人増加し、待機児童数は20人となりましたが、本市の待機児童対策は、国においても「横浜方式」として推奨され、全国的に待機児童ゼロを目指す先進事例となりました。

また、乳幼児期から小学校以降へ育ちと学びの連続性・一貫性を持ち、教育・保育の質の継続・ 向上を図るため、横浜版接続期カリキュラムを策定するとともに、推進地区を広げ、幼保小連携 の取組を強化しました。

## 施策分野 2 子どもや青少年の自立に向けた支援

## 基本施策④ 学齢期から青年期の子ども・青少年の育成施策の推進

放課後キッズクラブ、放課後児童クラブ、はまっこふれあいスクール等放課後の児童の居場所 づくりに取り組みました。

近年の留守家庭児童の放課後の居場所に対するニーズの高まりを受け「はまっ子ふれあいスクール」については、19 時までの預かりや長期休暇の預かりなど留守家庭児童に対応する「放課後キッズクラブ」への転換を進めました。

また、地域の青少年活動等を通じて、多様な人と関わり、様々な文化・知識等に触れられる場・ 機会の提供を行いました。

## 基本施策⑤ 困難を抱える若者の自立支援の充実

困難を抱える若者が、一人ひとりの状況に応じて、きめ細かく、切れ目のない相談支援、情報提供が受けられるよう、青少年相談センター、若者サポートステーション、地域ユースプラザを中心とした、若者の自立支援のネットワーク強化と、多様な社会参加・就労体験プログラムの展開等により、困難を抱える若者の自立を支援する環境づくりを進めました。

# 施策分野3 さまざまな背景や課題をかかえた子どもや青少年とその家庭への支援

## 基本施策⑥ 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

児童虐待死の根絶を目指し、関係機関相互の連携強化、児童養護施設や里親等の支援体制、 養育環境の整備など「児童虐待対策プロジェクトの報告書」に基づく8つの対策を推進し、児 童虐待の未然防止から、早期発見、重篤化防止・再発防止に至るまで、児童虐待対策を総合的 に進めました。

## 基本施策⑦ 障害児への支援

障害児への支援として、8か所目の地域療育センターを整備し、通園施設定員の拡充を図る とともに、新たな重症心身障害児施設の27年度中の開所に向け設計を進めました。

学齢期の障害児の居場所づくりとして、本市独自の居場所づくり事業から、法定化された放課後等デイサービス事業への転換を図り、NPO法人や株式会社等多様な運営主体の参入により事業所数が大幅に増加しました。

## 基本施策⑧ ひとり親家庭の自立支援/配偶者からの暴力(DV)への対応

ひとり親家庭への自立支援では、就労支援、生活支援、経済的な支援などの総合的な支援を 行うとともに、母子生活支援施設退所後、訪問や電話で生活や子育てなどの相談を受けるなど、 対象者の負担軽減と地域での生活の安定につなげました。

また、DVをなくすキャンペーンの実施や民間シェルターの運営支援等により、DV被害者等が地域で生活するための支援を充実しました。

#### |施策分野4| 子どもを大切にするまちづくりの推進

## 基本施策⑨ 安心・安全のまちづくり

店舗や施設に子育て家庭を応援する様々なサービスを提供してもらう「ハマハグ」協賛店舗・施設の認定や、バリアフリーや遮音性に配慮する等、施設・構造面で子育てにやさしく、地域向け子育て支援施設を併設した「横浜市地域子育て応援マンション」の認定を進めるなど、安心して子育てができるまちづくりを進めました。

## 基本施策⑩ ワーク・ライフ・バランスの推進と子ども・青少年を大切にする機運の醸成

企業・市民に向けた働き方の見直しやワーク・ライフ・バランスの普及啓発を図るとともに、 父親の家事・育児の推進や祖父母世代の地域の子育て支援への参加促進に取り組みました。

## 2 目標未達成となる事業・取組

計画期間中に目標を達成できない見込みとなっているものが、6事業・取組あります。

主な理由としては、実施にあたっての関係機関との調整、実施場所の選定等に時間を要したことなどが挙げられます。

次期計画に向け、未達成の理由となっている課題等に対し、具体的な対応を図りながら、引き続き取組を進めるとともに、当初計画の取組内容について途中で見直しを行った結果、目標値に届かなかったものについては、現在の状況やニーズに合わせた取組・事業への転換を図っていきます。

事業・取組	26 年度末	取組状況等(2年3月時点)
	目値	
	・保育所子育	地域の身近な施設である保育所・幼稚園において、施設開放や育
	てひろば(常	児講座などの開催、子育て情報の提供を行う保育所子育てひろば
保育所・幼稚園	設園)	(33 か所)、幼稚園はまっ子広場(20 か所)を実施しました。
(における子育で	51 か所	既存資源を活用した取組であるため、時間・場所などの制約があ
	<ul><li>幼稚園はま</li></ul>	ること、他の親子の居場所との配置バランスを考慮しながら整備を
支援の充実	っ子広場(常	進めていく必要があることなどが課題となり、計画どおり進めるこ
	設園)	とができませんでした。
	27 か所	
		駅前近くに整備した送迎保育ステーションから空き定員枠のあ
空き定員枠の活		る保育所へバスでの送迎を行う送迎保育ステーション事業は、23
用		年度は2か所、24年度から市内5か所で実施しました。
(送迎保育ステ	拡充	周辺の保育所の新規整備が進む中で、送迎保育の利用ニーが少な
ーションの整備		い状況であったことから、後のニーズも見込めない2か所について
等)		送迎を廃止し、併設の乳児保育所を5歳児までの保育所へ転換する
		等の見直しを行い、25年からは3か所での実施となりました。
		日曜・祝日の保育ニーズに対応するため、10 か所(9区)で実
		施しました。
		計画期間中に、未実施の区等の保育所と調整を進め、新たに3か
休日保育の拡充	実施か所	所の休日保育を開始しましたが、 事業開始前には周辺の休日保育
	27 か所	の利用ニーズ把握が困難であることに加えて、保育士の確保が難し
		い状況であり休日保育を実施することによる平日保育への職員配
		置への影響が大きいことなどが課題となり、大幅な拡充につながり
		ませんでした。

事業・取組	26 年度末 目標値	取組状況等(26年3月時点)
病児保育の拡充	実施か所 27 か所	子どもが病気の際に保護者が家庭で保育できない場合に医療機関に併設する専用スペースで子どもを預かる病児保育事業を16か所(12区)で実施しました。 計画期間中には新たに6か所で事業を開始し、1施設あたりの利用者数も増加していますが、看護師・保育士の確保が困難であることや専用スペースの確保が難しいこと等から、目標値を達成することができませんでした。 25年度は、病児保育事業を実施する医療機関との意見交換会を開催し、今後の事業実施にあたっての課題整理や新規整備を促進するための検討を行いました。
放課後児童育成施策の推進	19 時までの 放課後の居場 所のある小学 校区 ニーズの高い 小学校区 全て(309 学 区)	すべての子どもにとっての安全で快適な放課後の居場所の提供と健全育成を目的として「放課後キッズクラブ」「はまっ子ふれあいスクール」「放課後児童クラブ」の放課後3事業を実施しました。保育所の充実により、学齢期の放課後の居場所ニーズも増加していることから、「はまっ子ふれあいスクール」から、留守家庭児童にも対応する「放課後キッズクラブ」への転換等を進めましたが、専用スペースの確保が困難なこと等が課題となり、19時までの放課後の居場所がある小学校区は、259学区で実施となりました。
重症心障害児施 設の整備・拡充 及び機能強化	市内定員数 (短期入所含 む) 300人	在宅介護を行う家族の負担軽減を図り、在宅生活を支援するために、新たな重症心身障害児施設を整備し、短期利用ベッドの充実などの機能強化を目指していましたが、整備にあたっての地元調整に時間を要したため、計画期間中に開所することができませんでした。 しかし、25 年度までに地域との話し合いを重ねて設計を進め、26 年度には着工、27 年度にはしゅん工、開所する見込みとなっています。

## 3 計画における横浜市の目指すべき姿と基本的な視点

## く目指すべき姿>

未来を創る子ども・青少年の一人ひとりが、自分の良さや可能性を発揮し、 豊かで幸せな生き方を切り拓く力、ともに温かい社会をつくり出していく力を はぐくむことができるまち『よこはま』

## **◆子ども・青少年は、未来を創る力である**

子ども・青少年は、家族にとっても、社会にとっても、様々な可能性を持ったかけがえのない存在であり、未来を創る力です。子ども・青少年の育ち・成長と子育てを支えることは、一人ひとりの子ども・青少年や家族の幸せにつながるだけでなく、次世代をはぐくみ、よこはまの未来を創ることにつながります。

# ◆子ども・青少年の持つ力を、大人が関わりを通して最大限引き出す

子ども・青少年は、誰もが自分の良さや可能性、それを自ら発揮できるという内在した力を備えています。子ども・青少年の成長を長い視野でとらえ、一人ひとりに応じた関わりの中でその力を最大限引き出すことが保護者をはじめとした大人の役割です。

子ども自身を支援するだけでなく、子育てについての第一義的責任を有する保護者がそうした役割を果たせるよう、保護者を支援することも重要です。

# ◆育ちの連続性を大切にし、乳幼児期から青少年に至る成長を長い視野でとらえていく

乳幼児期の育ちや学びは、人間形成・人格形成の基盤となるものです。その基盤は、日々の育ちの積み重ねの中で培われていきます。日々連続する育ちが積み重なってこそ、人間としての基盤が形成されていきます。子ども・青少年の成長を連続して支えていくために、家庭、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高校、地域と育ちの場所が変わっても、長い目、広い目で育ちをとらえ、一貫性のある支援や指導をしていくことが求められます。

#### ◆「子ども・青少年にとって」の視点をすべての市民が共有し、地域で子ども・青少年を育てる

保護者や保育・教育をはじめ支援に関わる人だけでなく、すべての市民が「子ども・青少年にとって」の視点で、子ども・青少年の育ちや学びをとらえることが、地域で子ども・青少年を育てることにつながります。

横浜で生まれた子どもたちが、地域の温かいかかわりの中で豊かに育ち、その育ちが、温かな社会を つくる原動力となるようなまち「よこはま」の実現を目指します。

## (2)計画推進のための基本的な視点

「目指すべき姿」の実現に向けて、次の5つを基本的な視点として、施策・事業を組み立て、推進 します。

## ①「子ども・青少年にとって」の視点での支援

子ども・青少年がそれぞれの持つ力を十分発揮するとともに、大人がその力を引き出し、 社会全体で子ども・青少年を育てていくため、すべての子ども・子育て施策において、子ど も・青少年の視点にたった施策・事業を展開します。

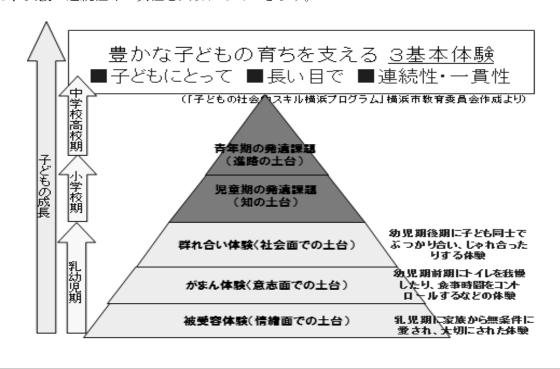
## ②すべての子ども・青少年の支援

子ども・青少年一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援とともに、地域社会で成長するなかで必要となる支援を誰もが受けられる環境を整えるため、すべての子ども・青少年を対象とします。

#### ③それぞれの成長段階に応じ、育ちの連続性を大切にする一貫した支援

人が健全で幸福な成長発達をとげるためには、各成長段階で達成しておかなければならない 課題があり、次の成長段階にスムーズに移行するためにも、それぞれの成長段階で習得してお くべき課題があると言われています。

子どもの育ちを支援していくために、子どもが、それぞれの成長段階に必要な体験を積み重ね、充実した日々を過ごすことができるよう、また、それぞれの成長段階に応じた育ちや学びが連続性をもって積み重なっていけるよう、子どもの育ちにかかわる大人や関係機関が連携し、支援の連続性や一貫性を大切にしていきます。



## ④子どもの内在する力を引き出す支援

子ども・青少年には、自ら育とうとする力、生き方を切りひらいていこうとする力が内在しています。一人ひとりが自分のよさや可能性を見つめ、自己肯定感を高めながら内在する力を自ら発揮することができるように、大人が子どもに全幅の信頼をおき、その力を引きだしていくという子ども・青少年への共感のまなざしとかかわりを大切にしていきます。

## ⑤家庭の子育て力を高めるための支援

子どもとかかわり、育てることは、大人の生き方を豊かにしていくものです。そうした意識を醸成し、子育て家庭が安心して、楽しみながら子育てができるよう、保護者の不安や負担を 軽減するとともに、家庭の子育て力を高めるための支援を行います。

## ⑥様々な担い手による社会全体での支援 ~自助・共助・公助~

家庭や行政だけでなく、家庭、地域、保育所・幼稚園・学校、企業など、社会におけるあらゆる担い手が、子ども・子育て支援や青少年育成を自らの課題としてとらえ、「自助・共助・公助」の考え方を大切にしていきます。すべての子ども・青少年に豊かな育ちを保障するために、様々な立場でそれぞれの役割を担いながら、社会全体で積極的に関わっていきます。

## 4 施策体系と事業・取組

## (1) 施策分野・基本施策とその関係性

目指すべき姿、基本的な視点を踏まえ、**子ども・青少年への支援、子育て家庭への支援、社会全体での支援**を進めるため、3つの施策分野と9つの基本施策により、計画を推進します。

## ①子ども・青少年への支援

施策分野 1 子ども・青少年が様々な力をはぐくみ、健やかに育つ環境をつくる

基本施策① 未就学期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

基本施策② 学齢期から青年期の子ども・青少年の育成施策の推進

基本施策③ 障害児への支援

基本施策④ 若者の自立支援の充実

## ②子育て家庭への支援

施策分野2 出産・子育てがしやすく、子育てが楽しいと思える環境をつくる

基本施策⑤ 生まれる前から乳幼児期の一貫した支援の充実

基本施策⑥ 地域における子育て支援の充実

基本施策(7) ひとり親家庭の自立支援/配偶者からの暴力(DV)への対応

## ③社会全体での支援

施策分野3 自助・共助・公助の意識を大切にし、社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる

|基本施策⑧| 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

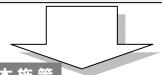
|基本施策

「リーク・ライフ・バランスと子どもを大切にするまちづくりの推進

# 目指すべき姿

未来を創る子ども・青少年の一人ひとりが自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、ともに温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち『よこはま』

- ●子ども・青少年は、未来を創る力である
- ●子ども・青少年の持つ力を、大人が関わりを通して最大限引き出す
- ●子ども・青少年の成長を長い視野でとらえる
- ●「子ども・青少年にとって」の視点をすべての市民が共有し、地域で子ども・青少年を育てる



# 基 本 的 視 点と施 策 分 野・基 本 施 策

# 基本的視点③

それぞれの成長段階に応 じ、育ちの連続性を大切 にする一貫した支援

## 子ども・青少年への支援

## <施策分野1>

子ども・青少年が様々な力を はぐくみ、健やかに育つ環境を つくる <u>基本的視点②</u> すべての子ども・ 青少年の支援

# 基本的視点④

子どもの内在する力を引き出す支援

## 子育て家庭への支援

#### <施策分野2>

出産・子育てがしやすく、子育て が楽しいと思える環境をつくる ~

> 基本的視点⑤ 家庭の子育て力を 高めるための支援

# 基本的視点①

「子ども・青少年にとって」の 視点での支援

## 社会全体での支援

#### <施策分野3>

自助・共助・公助の意識を大切に し、社会全体で子ども・青少年を 育てる環境をつくる

> 基本的視点⑥ 様々な担い手による 社会全体での支援

までの切れ目のない支援	
よくりがんし口のない。又1万	基本施策①
育成施策の推進	施策分野 基本施策②
	1 基本施策③
	基本施策④
援の充実	<b>梅華△昭</b> 基本施策⑤
	長 本 脇 古(6)
の暴力(DV)への対応	基本施策⑦
の充実	施策分野 基本施策⑧
こするまちづくりの推進	3 基本施策⑨
の暴力(DV)への対応 の充実	基本施策④         基本施策⑤         基本施策⑥         基本施策⑦         施策分野         基本施策⑧

## (2) 各施策における現状と課題及び今後の方向性

施策分野 1 子ども・青少年が様々な力をはぐくみ、健やかに育つ環境をつくる

|基本施策①| 未就学期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

## 〈1〉現状と課題

## ◆保育のニーズの増加とニーズの多様化

- ○平成27年度から施行される新制度では、それぞれの地域における保育・教育、地域の子育て支援等に関するニーズを踏まえ、保護者の就労状況や経済状況等にかかわらず、すべての子ども・子育て家庭に質の高い乳幼児期の保育・教育及び地域の子育て支援を総合的に提供していくことが求められます。
- ○現在、本市では0歳児のうち約6人に1人、1歳児以降は約3人に1人が保育を利用しています。 また、3歳児のうち半数以上が、4、5歳児では約3人に2人が幼稚園を利用しています。
- ○近年の社会経済情勢の変化を受けて、働く女性が増えています。そのため、保護者の就労時間帯の子どもの預かりに対するニーズが増加し、保育所の利用希望は年々増加しています。その一方で、幼稚園の通常の時間帯の利用は減少傾向にありますが、「幼稚園の教育を受けさせたい」という保護者の思いも依然として強く、幼稚園における長時間(11時間)の預かり保育や認定こども園の利用も増えています。
- ○これまで本市では、増え続ける保育所入所申込者に対応するため、保育所の整備を積極的に進め、10年間(平成15~24年度)で約24,000人分の保育所定員を整備し、約2倍に拡大するとともに、幼稚園における長時間(11時間)の預かり保育を充実してきました。そして、平成22年度からは待機児童対策を本市の重点施策とし、ハードとソフトの両面から取組を進めてきた結果、平成25年4月1日時点の待機児童数は、横浜市中期計画の目標である0人を達成しました。
- ○しかし、待機児童ゼロ達成による保護者の保育所入所に対する期待の高まりなどにより、平成26 年4月の入所申込の増加数は4,114人という過去最大の伸びとなり、特に、1歳児の増加が顕著 でした。平成26年4月1日に向けてあらゆる手を尽くしましたが、待機児童数は20人となり、2 年続けてのゼロ達成とはなっていません。すべての子どもに質の高い乳幼児期の保育・教育を保 障するため、子どもを豊かにはぐくむ保育・教育の環境を整えていくとともに、乳幼児期の保育・ 教育に対する多様な市民ニーズに迅速・的確に対応していくことが必要です。

#### 保育所定員と待機児童数の推移 60,000 1,800 保育所定員 H19~H22年度の4年間で ● 待機児童数 保育所定員数を 1.600 約5,300人増やしたが 待機児童数は増加 1,552 50,000 1,400 1,290 1,140 1,200 40,000 1,190 1,123 児童 1,000 971 定員数 1.040 30,000 800 707 643 20,000 600 576 子育て支援事業本部が 待機児童対策を実施 400 H22~H24年度の3年間で 144か所、定員1万人を超える 保育所を整備 353 3年間で保育所定員数を 10 000 約8,000人増やす 179 200 ٥ 0

## ★保育所定員と入所児童数・待機児童数の動向

## ◆一人ひとりの発達に応じて、その時期にふさわしい育ちを丁寧に積み重ねていく必要性

H18

H19

H20

H21

H22

H23

H24

H25

H26

○乳幼児期は人間形成の基礎をつくる時期です。この時期の育ちで大切なことは、一人ひとりの発達 に応じて、その時期にふさわしい育ちを丁寧に積み重ねていくことです。そのため、保育所保育指 針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等に基づき、本市が目指すべき姿に 到達できるよう、子どもの育ちにかかわる家庭、保育所、幼稚園、認定こども園等、子どもが育つ 全ての場が連携し、切れ目なく、共に育ちを支えて行くことが必要です。

## ◆幼稚園・保育所・認定こども園等から小学校への円滑な接続

H13

H14

H15

H16

H17

- ○小学校へ入学する際、新しい環境である小学校の生活にうまく適応できず、不安になる児童がいま す。家庭や保育所・幼稚園・認定こども園等、就学前に培った力を発揮し、安心して小学校生活を スタートできるように、**小学校への円滑な接続を図っていく必要があります**。
- ○また、小学校以降も、これまでの育ちを踏まえながらその後を見通し、長い目で子どもの育ちをと らえ、また育ちの連続性を大切にしていくことが重要です。保護者や地域と「共に育てる意識」を 高められるよう、子どもの育ちと学びを支える人的環境を豊かにしていく必要があります。

#### ◆保育士・幼稚園教諭・保育教諭等の確保及び保育・教育の質の維持・向上

- ○保育所、幼稚園、認定こども園等の整備・拡充に伴い、保育・教育の基盤となる保育士や幼稚園教 **諭、保育教諭等、人材の確保が急務**となっています。また、各施設では、人材の定着も重要な課題 となっています。
- ○あわせて、子どもの豊かな育ちのため、保育士や幼稚園教諭、保育教諭等の資質向上による**保育・ 教育の質の維持・向上**が求められています。

## ◆障害のある子どもなど特別な支援が必要な子どもとその家庭への支援

- ○障害のある子どもや医療的ケアが必要な子どもなど、特別な支援が必要な子どもが、その子の特性 や発達に応じて保育・教育を受けられる環境を整えるとともに、**障害の状況に応じたきめ細かな支** 援を行う必要があります。
- ○こうした子どもたちへの支援にあたっては、子どもの育ちの連続性を大切にしながら、家庭や保育 所、幼稚園・認定こども園、関係機関等が連携し、連続性、一貫性をもって支援を継続していくこ とが求められています。
- ○また、例えば、子どもに対して保護者の不適切な養育が疑われる場合、施設は自治体や関係機関と 連携し、適切な対応を図っていく必要があります。児童虐待防止など社会的養護の観点からも、保 育所をはじめとした施設の果たす役割が大きくなっています。

#### ◆学齢期の児童への対応

- ○小学校就学後の学齢期は、**生きる力を育み、調和のとれた発達を図る重要な時期**です。そのため、 放課後においても、**子どもの発達段階に応じた、様々な取組や工夫を行う必要が**あります。
- ○子育て家庭の保育ニーズの増大や多様性に伴い、**子どもの小学校入学を機に仕事と育児の両立が困難になる、いわゆる「小1の壁」を打破する必要**があります。
- ○また、小学生の放課後事業の質の維持・向上を図るため、研修会等の開催を通じて、活動に関わる 人材の専門性や資質を高めていく必要があります。また、新制度では、事業の対象範囲が6年生ま でに拡大することから、児童の発達や成長・自立に応じた支援ができるような人材の育成が必要で す。

## 〈2〉施策の目標・方向性

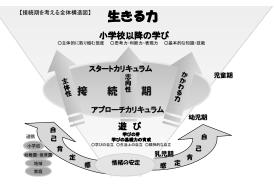
# 【1】質の高い乳幼児期の保育・教育基盤を確保します。

- ○「子どもにとって」「子ども・青少年の成長を長い視野でとらえる」という本市の理念に基づき、 子どもたち一人ひとりが自分のよさや可能性を大切にし、自らの豊かで幸せな生き方を切り拓く 力や他者を思いやる心をはぐくむことができるよう、保育・教育に関する施策を推進します。
- ○乳幼児期の保育・教育を一体的に提供する幼保連携型認定こども園を推進することにより、安定 的な保育・教育基盤を確保します。
- ○一人ひとりの発達に応じた乳幼児期からの育ちの積み重ねを大切にし、子どもの育ちと学びの連続性・一貫性 <sup>(※)</sup> を保障する保育・教育を目指します。また、幼稚園や保育所、認定こども園等で培った力を発揮し、安心して小学校生活をスタートできるよう幼児期の教育・保育と小学校教育の円滑な接続を目指します。
- ○保護者が園行事や一日保育士体験などに参加し、幼稚園・保育所等での教育・保育や子どもの様子や学ぶ姿を知り、関わってもらうことで、園と家庭が連携して共に育てる意識を高めます。
- ○平成25年度から受審を義務化した保育所の福祉サービス第三者評価の充実を図り、その他施設・ 事業等の評価の仕組みについて検討を進めます。
- ○待機児童対策を継続するとともに、新制度のもと、既存の保育・教育資源を最大限活用しながら、 多様な保育・教育ニーズに対応するための基盤確保を推進します。
- ○地域型保育事業など低年齢児のための保育基盤の確保にあたっては、卒園後に連携施設などで安 心して新しい生活がスタートできるよう、円滑な接続に配慮します。
- ○保護者の様々なニーズに対し、適切な保育・教育の利用につなげる利用者支援を推進します。

## ※子どもの育ちと学びの連続性・一貫性

乳幼児期の育ちや学びは大人になってからの活動や生き方の基盤をつくります。子どもは一日一日を積み重ねて成長していきますが、家庭、保育所、幼稚園、小学校など育ちの場がかわっても、それは何ら変わることなく、子どもの育ちと学びは連続していきます。子どもの育つ力、学ぶ力にはしっかりとつながりがあることが分かります。それが「連続性」です。

また、育ちの場がかわっても、子どもの成長を連続して支えていくためには、子どもの成長を長い目で見通した一貫性のある支援や指導が必要となります。長い目で見ての子どもの育ちを実現するためには、そうした子どもたちの育ちと学びを「連続性・一貫性」をもってつないでいくことがとても重要なのです。



## 【2】多様な保育・教育ニーズへの対応と充実を図ります。

- ○養育者の多様な働き方への対応や子育てに対する不安感・負担感の軽減を図るとともに、子どもの健やかな育ちを支えるため、一時預かりなど多様な保育・教育の場を確保します。また、各区に保育コンシェルジュを配置し、多様な保育・教育ニーズに対してきめ細やかに相談、情報提供を行い、適切に結びつけます。
- ○障害のある子どもへの保育・教育の場として、市立保育所や民間認可保育所、横浜保育室、幼稚園、認定こども園での積極的な受け入れのための体制の充実や保育者の専門性の向上を図るとともに、特性や成長に合わせた支援を行います。

## 【3】放課後の居場所を充実させます。

- ○すべての子どもたちが豊かな放課後を過ごせるよう、発達段階に応じた主体的な生活や遊びを通じて、きめ細かい対応を行うとともに、学校・家庭・地域等が連携し、様々な体験・交流活動の機会を提供します。
- ○保育・教育基盤の充実に伴い増加する留守家庭の子どもたちの居場所を充実させます。そのため、 すべての小学校で、はまっ子ふれあいスクールから放課後キッズクラブへの転換を進めるととも に、放課後児童クラブについて耐震化や面積確保等のための分割・移転等を進めます。

## 【4】人材の確保・定着・育成及び質の維持・向上を進めます。

- ○保育・教育の基盤となる人材を確保するため、就職面接会の開催や宿舎借上げ支援を行うほか、 認定こども園への円滑な移行促進のため、保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を併有するための 支援を行い、保育教諭の確保に取り組みます。また、人材の定着に向け、施設長等に対する働き やすい環境づくりに関する研修を実施します。
- ○保育士や幼稚園教諭、保育教諭等が仕事に対する誇りを持ち続け、専門性や実践力を高めるため、 人材育成研修を充実します。また、実践研究を進め、研究に基づく保育の計画・教育課程・教育 及び保育の内容に関する全体的な計画の作成や改善を行い、子どもの豊かな育ちにつなげます。
- ○保育資源ネットワークを構築し、保育所・幼稚園・認定こども園等の職員が共に研究や研修を行うことで、それぞれの施設における保育・教育の質の維持・向上につながるようにして行きます。
- ○園における保育・教育の振り返りや子どもの育ちに関する改善がPDCAサイクルで行われるよう、保育・教育の本質を見つめ、子どもの育ちという観点からの自己評価や外部評価に取り組みます。
- ○小学生の放課後児童育成事業の質の維持・向上を図るため、研修会等の開催を通じて、活動に関わる人材の専門性や資質を高めていきます。子どもたちをめぐる様々な課題は放課後においても同様であり、あらゆる場で、切れ目のない支援を行っていけるよう、子どもの育ちや児童の健全育成に関する専門的な知識と経験に対する研修や資質の向上を図る研修を充実します。

# ◆指標

指標	直近の現状値	目標値 (31 年度末)
保育所待機児童数	20 人	0人
休月別付機児里奴	(26年4月)	(32年4月)
幼稚園・保育所と小学校との円滑な接続のためのカリ	47.1%	CE0/
キュラムの実施率	(25 年度)	65%
放課後 19 時までの居場所づくり	①26.0%	①100%(全校)
①放課後キッズクラブの整備率	② 8.0%	②100%(分割・移転
②必要な分割・移転を終えた放課後児童クラブの割合	(25 年度)	を終えた全クラブ)

## 〈3〉主な事業・取組

#### 〇保育・教育基盤整備事業 ※第5章に5か年の量の見込み、確保方策を記載

待機児童解消や多様な保育・教育ニーズへの対応を図るため、既存の保育・教育資源を最大限に活用するとともに、必要な保育所及び幼保連携型認定こども園、地域型保育事業等を整備します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①利用定員(1号)	①54,818人(25年度)	①48,797人
②利用定員(2、3号)	②60,003人(26年4月)	②69,986人

## 〇保育コンシェルジュ事業 ※第5章に5か年の量の見込み、確保方策を記載

保育・教育を希望する保護者の相談に応じ、個別のニーズや状況に合った保育・教育の情報提供を行い、利用につなげる保育コンシェルジュ(専門相談員)を各区こども家庭支援課に配置し、保護者のニーズと保育・教育を適切に結びつけ、子育て家庭への支援を図るとともに、待機児童の解消につなげます。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
実施か所数	18か所 (25年度)	18か所

## 〇保育・幼児教育研究事業

保育・教育の質の維持・向上を図るため、保育士・幼稚園教諭・保育教諭による保育・教育における実践研究を進めます。また、乳幼児期における子どもの育ちや保育・教育の内容、指導に関する研究、子どもにとっての豊かな学びが連続性・一貫性をもって行われるよう、「横浜版接続期カリキュラム」の検証・研究等を行っていきます。研究にあたっては、幼保小連携推進地区事業のこれまでの研究実践を生かし、幼児期の教育と小学校教育双方の充実が図れるようにします。

なお、「横浜版接続期カリキュラム」について、28 年度の改定に向けた準備を行います。また、小 規模保育事業等から連携施設への円滑な接続等についても、改定に合わせて検討します。

また、保育教諭に関する研修については、平成 26 年度から 27 年度に学識経験者等も含めて検討委員会を設置し、これまでの保育士や幼稚園教諭の研修を鑑みながら検討を行い、研修の体制を整えていきます。

【26 年度実績】 幼保小連携推進地区事業:36 地区(116 園・校)

#### 【コラム】公共建築物における木材の利用を促進します!!

乳幼児期の保育・教育基盤の整備にあたっては、「公立建築物における木材の利用の促進に関する法律」を受けて策定された「横浜市の公共建築物における木材の利用の促進に関する指針」に基づき、できる限り建物の木造化、内装の木質化を促進していきます。

- ☆「横浜市の公共建築物における木材の利用の促進に関する指針」とは…
  - ○積極的に木造化・内装等の木質化を促進 ○低層の公共建築物については、原則として木造化
  - ○市民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に木質化
  - ○木材利用の普及・PRの推進

## 〇保育・幼児教育研修・交流等事業

「保育・教育の質の維持・向上」を図るため、保育士・幼稚園教諭・保育教諭等の専門性や資質を高める研修を充実させます。また、子どもにとって連続性・一貫性のある保育・教育を行うために、保育士・幼稚園教諭・保育教諭・小学校教諭等が合同で行う研修会の充実を図ります。また、区毎に区局連携研修や幼保小教育交流事業を行い、子どもの育ちと学びを支える人的環境を豊かにしていきます。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
保育所職員等研修参加者数	①10,936人(55講座延べ)	187,500人
各区連携研修参加者数	②16,299人(426回)	(6か年)

【25年度実績】幼保小教育連携研修会参加者数:1,853人(2日間延べ)

幼保小接続期研修会参加者数:952人(3回延べ) 各区教育交流事業参加者数:152,026人(年間延べ)

## ○幼稚園での預かり保育 ※第5章に5か年の量の見込み、確保方策を記載

幼稚園に通いながら長時間の預かりを希望するニーズに対応するとともに、待機児童の解消を図るため、幼稚園の保育資源を利用して、3~5歳児(保育を必要とする園児)を対象とした長時間保育を実施します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
利用者数 ※月平均利用者数	624,540人(年間延べ) ※4,337人(月平均) (25年度)	898,756人(年間延べ) ※6,241人(月平均)

#### 〇一時預かり事業 ※第5章に5か年の量の見込み、確保方策を記載

保護者等のパート就労や病気等により一時的に家庭での保育が困難な場合や、保護者のリフレッシュのために、子どもを一時的に預かります。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
<利用者数(年間延べ)> ・保育所での一時保育 ・横浜保育室での一時保育 ・親と子のつどいの広場での一時預かり ・24時間緊急一時預かり ・休日保育の一時預かり ・乳幼児一時預かり事業 ・横浜子育てサポートシステム事業	278,350人 (25年度)	539,359人

## 【コラム】よこはま ECO 保育所ってご存じですか??

横浜市では、温室効果ガスを 2020 年度までに 25%以上削減することを目指しています。 (1990年度比)

保育所整備においても、環境に配慮した施設計画にしていただくことを推奨し、一定の取り組みを行った施設に対して「よこはま ECO 保育所」として認証を行っています。

認証を受けた施設には、認証プレート・認証書を授与しています。また、ホームページ(はぴねすぽっと:http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/)で認証園を確認することができます。

### ○延長保育事業 ※第5章に5か年の量の見込み、確保方策を記載

多様化する就業形態に対応するため、認定こども園や保育所等において、保育時間(8時間・11時間)を超える時間帯の保育を実施します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
利用者数(夕延長)	5,888人(月平均) (25年度)	21,278人

# 〇病児保育事業、病後児保育事業 ※第5章に5か年の量の見込み、確保方策を記載

病気又は病気回復期で集団保育が困難な児童を預かる医療機関併設の病児保育と病気回復期の児童を預かる保育所併設の病後児保育を実施します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①病児保育実施か所数 ②病後児保育実施か所数	①17か所 ②4か所 (26年度)	①27か所 ②4か所

#### ○障害のある子どもへの保育・教育の提供体制の整備

障害のある子どもへの保育・教育の場として、保育所や幼稚園など 583 か所で約 2,500 人 (25 年度) の子どもを受け入れています。

今後、全園を対象とした障害のある子どもへの理解を深めるスキルアップ研修等の実施により、積極的な受け入れを促進していきます。

## 〇保育士就職面接会

保育士資格を持ちながらも現在保育士として働いていない、いわゆる潜在保育士の復職を支援する ために、ハローワークの協力を得て、保育所等運営法人参加による就職面接会を実施し、保育士の確 保に努めます。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
面接会参加者数	292人(5回延べ) (25年度)	2,000人(30回延べ) (平成27~31年度)

#### ○幼稚園教諭と保育士資格を併有する「保育教諭」の確保

幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を持つ「保育教諭」を確保し、子ども・子育て支援新制度における幼保連携型認定こども園への円滑な移行促進します。そのため、幼稚園教諭免許、保育士資格のいずれか一方のみを所有する人が、「保育教諭」になるために必要なもう一方の免許・資格を取得するための支援を行います。

## 〇私立保育園、私立幼稚園及び保育センター研究・研修補助事業

本市における乳幼児期の保育・教育の充実を図るため、一般社団法人横浜市私立保育園園長会が実施する保育士及び施設長向け研修と、公益社団法人横浜市幼稚園協会が実施する幼稚園教職員の研修・研究事業、父母組織の活動強化費等を助成します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①私立保育園園長会研修参加者延べ人数 ②白峰学園保育センター研修参加者延べ人数 ③研究・研修への教職員参加者延べ人数	①2,744人 ②1,722人 ③22,716人 (25年度)	23,000人

## ○放課後児童育成事業 ※第5章に5か年の量の見込み、確保方策を記載

すべての子どもたちが豊かな放課後を過ごせるよう、様々な取組を実施します。

「はまっ子ふれあいスクール」は、すべての児童の創造性、自主性、社会性などを養うため、学校 施設を利用して、異年齢児間の遊びを通じた交流を促進します。

「放課後児童クラブ」は、放課後児童健全育成事業として、保護者が労働等により、放課後に帰宅する時間帯に家庭にいない児童に対し、地域の理解と協力の下、放課後に安心して過ごせる場を提供します。

「放課後キッズクラブ」は、学校施設を利用し「はまっ子ふれあいスクール」のすべての児童の交流の場と「放課後児童クラブ」の留守家庭児童対応の場の役割を兼ね備えた事業として、安全で快適な放課後の居場所を提供します。

今後、すべての小学校で、はまっ子ふれあいスクールから放課後キッズクラブへの転換を進めると ともに、放課後児童クラブについて耐震化や面積確保等のための分割・移転等を進めます。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①留守家庭児童対応の定員数(登録児童数) ②放課後キッズクラブの実施校数 ③必要な分割・移転を行う放課後児童クラブ数	(2)89校 (3)12クラブ	①24,463人 ②全校 ③必要な分割・移転を終えた全クラブ

©すべての子どもたちが参加できる異年齢児間の遊びを通じた交流の場は全小学校に整備しており、継続して実施します。

## ◆すべての小学生にとって豊かな放課後を··· <放課後児童育成事業の基本的な考え方>

小学校就学後の学齢期は、子どもが生きる力を育み、調和のとれた発達を図る重要な時期です。すべての子どもたちにとって安全で豊かな放課後等の居場所を確保することを目的としている放課後児童育成事業は、子どもたちの成長・発達に大きな影響を与えるものであり、学校教育と同様に非常に重要と考えます。そこで、横浜市では、運営主体・スタッフ・保護者とが連携・協力して実施する放課後等の活動を通じて、子どもたち一人ひとりが自分の良さや可能性を大切にし、自らの豊かで幸せな生き方を切り開く力を育むことができる社会の実現を目指します。

## ●「遊び・異年齢交流の場」と「留守家庭児童の生活の場」の確保

「遊び・異年齢交流の場」は、自然と触れ合う等の体験活動や、地域行事への参加等を通じて、様々な体験・交流活動の機会を提供します。

「留守家庭児童の生活の場」は、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童が放課後に安心して 過ごせる場を提供し、留守家庭児童の健全育成を図ります。

# ●障害のある子どもたちの参加と、要支援家庭への対応

障害のある子どもたちにとっても、安全に安心して参加できるように充分に配慮するとともに、障害の有無に関わらず、いろいろな仲間と遊び過ごすことによって、子どもたちの「障害」についての理解を深めます。

また、支援を必要とする子ども及びその家庭を早期に発見し、関係機関との連携を図るとともに、 地域や社会が保護者に寄り添い、子どもたちの健やかな成長を支援します。

#### ●運営主体の役割と人材の確保及び養成

運営主体は、児童の健全育成の分野における良好な事業実績を有し、安定した運営が見込まれること、専門的な能力を生かした、柔軟な事業が求められます。

なお、事業効果をあげるには、「人材」が鍵となりますので、専門的な研修等の実施により、スタッフの資質向上を図ります。

#### ●保護者の関わり

保護者が子育てにおける第一義的責任を有するという基本認識のもと、保護者会への参加や、各事業で実施するプログラムへの協力等、保護者の積極的な関わりを促進します。

#### ●地域のネットワーク推進

学校、保護者、地域の間で緊密に連携を図るとともに、地域の資源を十分活用し、放課後等の居場所のネットワークを築くことで、地域の大人たちの子育てへの関心を高めます。

さらに、大学や企業等、より広い観点からの支援も積極的に受けて、様々な体験の中で子どもたち が成長していくことも重要です。

※この内容は、「放課後児童育成施策の推進にあたっての基本的な考え方」に基づいています。

「放課後児童育成施策の推進にあたっての基本的な考え方」は、平成17年12月に、運営主体・スタッフ・保護者と施策の理念や役割などを共有するために策定した「放課後児童育成施策基本指針」を基に、平成27年4月施行予定の「子ども・子育て支援新制度」や社会経済情勢の変化等を踏まえ、外部有識者等で構成する「横浜市放課後子どもプラン推進委員会」での懇談を経て、平成26年9月に改定しました。

## 基本施策② 学齢期から青年期の子ども・青少年の育成施策の推進

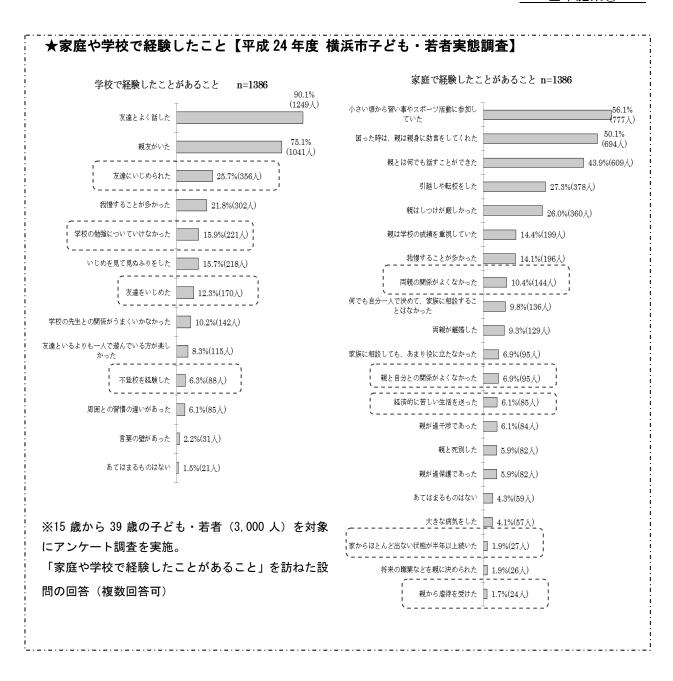
## 〈1〉現状と課題

#### ◆子ども・青少年育成施策の必要性

- ○子ども・青少年の育ちは、乳幼児期からの育ちの積み重ねの先にあるものであり、子ども・青少年 の育成を考える上で、この育ちの連続性を視野に入れることがとても重要です。
- ○また、学齢期は、生きる力を育み、心身の調和がとれた発達を図る重要な時期です。そのため、放 課後等の活動を通じて社会性や自立性を身に付けられるようにしていくことが必要です。
- ○一方、「2横浜市の子ども・青少年や子育て家庭を取り巻く状況と課題」でのべたように、世帯当たりの子どもの数の減少、単身世帯の増加といった家族のあり方の変化、地域での支えあいなどのつながりの希薄化、情報化社会の進展などにより、子ども・青少年が人とのつながりや支えあいの中で、自分のことを認めてくれる身近な人に出会い、自己肯定感を育んでいくことが難しくなっています。
- ○この自己肯定感の低下や他者とのつながりの希薄化、居場所が無いなどのリスクが背景にあること から、ちょっとしたつまずきにより、困難な状況がより深刻化する危険性が高まっています。
- ○また、いじめ、不登校、ひきこもり、経済的困窮、養育環境に課題がある等、様々な困難に直面している子ども・青少年に対して、安心して過ごすことのできる環境の中で、自己肯定感を持ち、自分らしさを発揮し、社会で自らの生き方を切り拓いていく力を身に付けられるよう、それぞれの状況に応じた切れ目のない支援を行う必要があります。

#### ◆地域活動の活性化や人材の育成

- ○学校以外の団体が行う自然体験活動への参加率が低下傾向にあるなど、近年、子どもの体験活動の場や機会の減少が指摘されています。子ども・青少年が様々な体験活動を通じて、自ら成功や失敗、思い通りにいかないことに向き合う経験を重ねたり、様々な文化や知識、考え方等にふれて興味・関心を広げることで、自主性や自己選択力をはぐくんでいけるよう、青少年育成のための活動の活発化と効果的な推進を図る必要があります。
- ○また、子ども・青少年の育ちを支えるには、子ども・青少年育成に取り組む様々な関係機関や地域 が連携して、子ども・青少年一人ひとりを理解し、受け止めながら、継続して見守っていくことが 重要です。そのため、子ども・青少年の育ちに関わる人々が子どもに適切な支援を行えるよう、人 材を育成していく必要があります。



#### 【参考】

#### <学校で経験したこと>

・「友達にいじめられた」(25.7%)、「友達をいじめた」(12.3%)、「学校の勉強についていけなかった」(15.9%)、「不登校を経験した」(6.3%)などの回答から、多くの子ども・若者が、 人間関係や学業面、学校生活において、何らかのトラブルを抱えたことがあると考えられます。

#### <家庭で経験したこと>

・「両親の関係がよくなかった」(10.4%)、「親と自分との関係がよくなかった」(6.9%)、・「経済的に苦しい生活を送った」(6.1%)、「家からほとんど出ない状態が半年以上続いた」(1.9%)「親から虐待を受けた」(1.7%)などの回答から、家庭の養育環境において何らかの課題を有する可能性が高い子ども・若者が少なからず存在することもわかりました。

## 〈2〉施策の目標・方向性

# 【1】子ども・青少年が自らの生き方を考え、進路を選択する力が身につけられる環境を 整えます。

- ○多様な人とかかわりあうとともに、様々な活動や文化、自然などに触れる機会を増やし、子ども・ 青少年が豊かな体験を通して、自ら社会性や進路を選択する力を身につけられる環境を整えます。
- ○小学校就学後の学齢期は、放課後等における「遊び・異学年交流の場」として、子どもたちの健全な育成を図ることを目的とし、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ連携協力し、様々な体験・交流活動の機会を提供します。
- ○多様な人、様々な文化や知識、考え方や自然に触れ、子ども・青少年が心身ともに健やかに成長できるよう、青少年施設や野外活動センター、プレイパーク等における活動機会、体験プログラム、日常的に体を動かす機会の拡充を図ります。

# 【2】子ども・青少年を取り巻く課題に対し、育ちの連続性を視野に入れ、社会全体で早期発見・早期支援に取り組みます。

- ○青少年の地域活動拠点や身近な居場所づくりを進め、学校・区役所・家庭・身近な居場所・関係機関等のネットワークづくりにより、青少年の交流や体験活動を充実するとともに、青少年を取り巻く困難やリスクの早期発見、早期支援に取り組みます。
- ○いじめ、不登校、ひきこもり、経済的困窮、養育環境に課題がある等、困難を抱える子ども・青 少年を取り巻く様々な課題に対し、学校や区役所、家庭、地域、関係機関等の連携による組織的 な対応を図り、解決に向けて取り組みます。
- ○放課後等においても、子どもの言動を十分理解し、支援を必要とする子ども及びその家庭を早期 に発見し、学校や区役所及び専門機関との連携を図るとともに、地域や社会が保護者に寄り添い、 子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、子どもたちの健やかな成長を支援 します。

# 【3】子ども・青少年が将来に夢や希望を持ち、困難を乗り越えていけるよう支援します。

○子ども・青少年の育ちは乳幼児期からの育ちの積み重ねの先にあるものという視点を大事にしながら、子ども・青少年が将来に夢や希望を持ち、たとえ困難にぶつかったとしても、孤立することなく仲間や友人、周囲の大人たちの力を借りながら一緒になって解決し、乗り越えていけるよう支援を行います。

#### ◆指標

指標	直近の現状値	目標値 (31 年度末)	
青少年地域活動拠点の年間延べ利用人数	42,927 人 (25 年度)	142, 200 人	
将来の夢や目標を持っている中学生の割合	71.8%	75%以上	
【教育委員会事務局】	(25年度)	1970以上	

## 〈3〉主な事業・取組

※毎年度の事業費については、財政状況等を踏まえ、予算編成において決定します。

## 〇青少年の地域活動拠点づくり事業

青少年の交流や体験活動を充実するとともに、青少年を取り巻く困難やリスクの早期発見、早期支援に取り組みます。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
地域活動拠点の設置数	5か所 (25年度)	18か所

## 〇青少年の自然・科学体験活動の推進

青少年の交流や体験活動を充実できるように、青少年施設や野外活動センター等における活動機会、体験プログラムの拡充を図ります。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
施設利用者及びプログラム等参加者数	397,577人 (25年度)	465,500人

## 〇放課後児童育成事業(基本施策①の再掲) ※第5章に5か年の量の見込み、確保方策を記載

すべての子どもたちが豊かな放課後を過ごせるよう、様々な取組を実施します。

「はまっ子ふれあいスクール」は、すべての児童の創造性、自主性、社会性などを養うため、学校 施設を利用して、異年齢児間の遊びを通じた交流を促進します。

「放課後児童クラブ」は、放課後児童健全育成事業として、保護者が労働等により、放課後に帰宅する時間帯に家庭にいない児童に対し、地域の理解と協力の下、放課後に安心して過ごせる場を提供します。

「放課後キッズクラブ」は、学校施設を利用し「はまっ子ふれあいスクール」のすべての児童の交流の場と「放課後児童クラブ」の留守家庭児童対応の場の役割を兼ね備えた事業として、安全で快適な放課後の居場所を提供します。

今後、すべての小学校で、はまっ子ふれあいスクールから放課後キッズクラブへの転換を進めると ともに、放課後児童クラブについて耐震化や面積確保等のための分割・移転等を進めます。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①留守家庭児童対応の定員数 ②放課後キッズクラブの実施校数 ③必要な分割・移転を行う放課後児童クラブ数	①11,761人〈登録児童数〉 ②89校 ③12クラブ (25年度)	①24,463人 ②全校 ③必要な分割・移転を終えた全クラブ

◎すべての子どもたちが参加できる異年齢児間の遊びを通じた交流の場は全小学校に整備しており、継続して実施します。

# 〇プレイパーク支援事業

公園等において子どもの創造力を活かした自由な遊びができるプレイパークの活動を支援します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
活動支援回数	1,145回(年間延べ) (25年度)	1,240回(年間延べ)

## ○寄り添い型学習等支援事業

養育環境に課題がある、生活困窮状態にあるなど支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等に対し、 安心して過ごすことのできる環境の中で、基本的な生活習慣を身につけたり、将来の進路選択の幅を 広げ、自立した生活を送れるようにすることを目的に生活支援・学習支援等を実施します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
実施区数	12区 (25年度)	18区

# 〇子どもの体力向上事業

児童が主体的・日常的に体を動かす習慣を身に付けることを目的に、「いきいきキッズ事業」として、小学校の中休みや放課後を活用し、保護者やスポーツ指導者の協力のもと、児童が関心を持てる 運動やスポーツを紹介し、定期的に運動に親しむ機会を提供しています。

【25年度実績】参加者数:67,579人、実施回数:783回

#### 〇青少年育成に係る人材育成・活動推進

社会全体で子どもをはぐくむ取組を進めていくため、(公財)よこはまユースを中心に、青少年育成に取り組む人材を育成するとともに、青少年育成のための活動の活発化と効果的な推進を図ります。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
「子ども・若者どこでも講座」実施回数	43回 (25年度)	64回

#### 〇発達の段階に応じた連続したキャリア教育の推進

幼保小中高まで連続したキャリア教育を推進し、自分らしさを発揮しながら、社会とのつながりを 実感するとともに、働くことの意義や尊さを理解し、将来に向けた自分の生き方を見出していくこと のできる力を育みます。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
小中一貫教育推進ブロックごとのキャリア教育実践 推進ブロックの指定	4ブロック (25年度)	18ブロック

# 基本施策③ 障害児への支援

## 〈1〉現状と課題

## ◆障害のある子どもを取り巻く状況

- ○障害のある子どもは、育ちと暮らしに個別の課題を抱えています。子どもとしての育ちを支えるとともに、障害に応じた適切な支援が必要です。また、家族が障害を受け止めることは容易ではなく、 子育ての不安や負担を感じることも多くあります。そうした感情に寄り添い、家族がその子なりの成長に気づき、子育ての力を高められるような支援が求められています。
- ○統計では、子どもの人口がほぼ横ばいで推移する中、**障害のある子どもが増加**しています。とりわけ、**軽度の知的障害児や知的に遅れのない発達障害児の増加が顕著**になっています。その状態像は多様で、支援の個別性が高いのが特徴といえます。
- ○また、地域療育センターの新規利用児も増加しており、その7割が発達障害児です。こうした状況に対応するため、平成22年度から主に知的に遅れのない発達障害児を対象にした集団療育を順次導入するとともに、平成25年度に8か所目の地域療育センターを開設しました。今後も地域療育センターを利用する障害児は増えていく見込みです。
- ○平成 24 年の児童福祉法改正で再編・整備された障害児の通所支援は、ニーズの増大に対応して事業者数が年々増加しており、提供されるサービスの質の維持・向上が課題となっています。
- ○加えて、**人工呼吸器等の高度な医学的管理が必要な在宅の重症心身障害児が増えています**。また、 重症心身障害児には該当しないものの、胃ろうなどの医療的ケアを必要とする障害児もいます。こ うした**多様化する医療ニーズに対応するための療養環境の整備が求められています。**そして、重症 心身障害児の在宅生活を支援する機能や安心して暮らせる生活の場が求められています。
- ○なお、市内の障害児施設の中には、施設の老朽化への対応だけでなく、きめ細やかな支援のために、 個室化やユニット化など生活環境の改善が必要になっている施設があります。

## ◆療育と教育の連携

○小学校入学を迎えるにあたって、環境の大きな変化により不安を抱く子どもや保護者が少なくありません。特に障害のある子どもは、変化に対し非常に敏感です。現在、平成21年度から26年度にかけて全校配置された小学校の児童支援専任教諭を中心に、近隣の幼・保・小連携による支援をつなぐ取組が丁寧に行われてきています。今後も、幼・保・小連携をさらに充実させ、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校が連携し、切れ目のない支援を行っていくことが大切です。

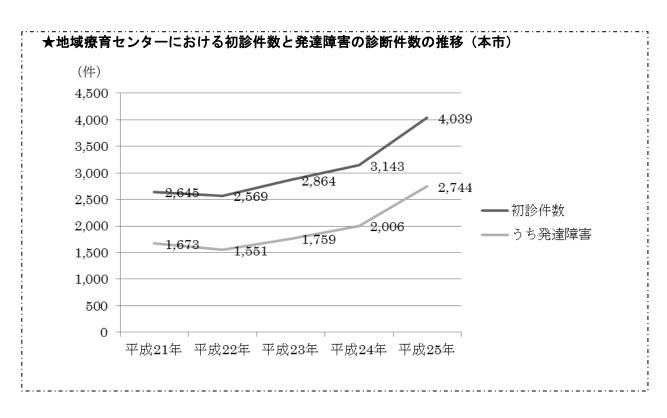
## ◆学齢期の障害児支援

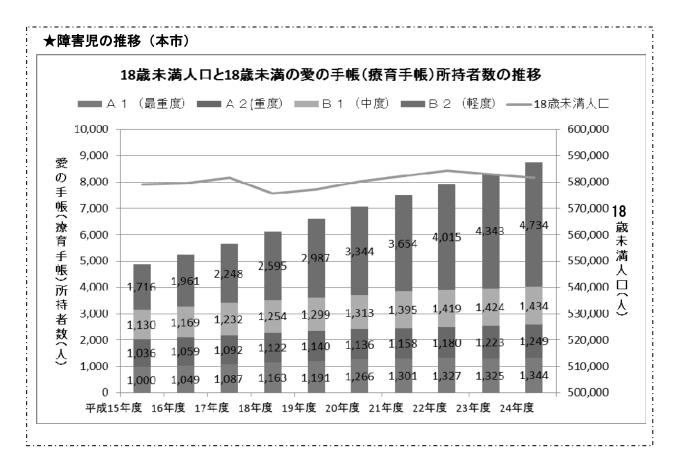
○横浜市の小中学校の在籍児童数は減少傾向にありますが、個別支援学級や特別支援学校の在籍者数は増えています。また、自閉症や学習障害、ADHDなど、発達障害に関する教育相談件数も増えています。一般学級では、特別な支援を要する児童や生徒が増加し、支援のニーズが多様化している状況があります。こうした子どもたちの社会参加やその家族の安定した生活が実現できる支援や環境を整えることが求められています。

- ○また、学齢後期(中学・高校生年代)における発達障害児の新規診療、相談件数が増加しており、 平成25年度に3か所目の学齢後期障害児支援事業所を開設しましたが、引き続き、体制確保が課題となっています。また、就労など成人期を見据えた学校や地域での支援を行っていく必要があります。
- ○障害のある子どもたちにとっても、放課後や夏休みなどの長期休暇中は、普段の家庭生活や学校生活とは異なる経験を積んだり、体験を行う絶好の機会です。学齢期の障害児が安心して、充実した余暇を過ごすことができる場の充実が必要です。

## ◆障害への理解促進

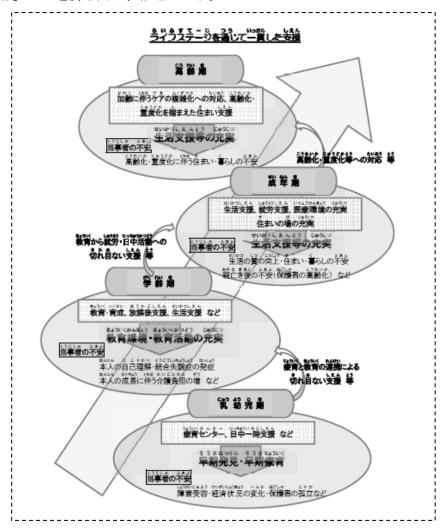
○障害児の増加とともに、幼稚園や保育所等に通う発達障害児も増えています。子ども同士がともに生活する中で、互いを認め合い、共に育ち合うことができるように、保育や教育の場での取組が必要です。また、その子どもが暮らす地域に於いても障害への理解を図り、子どもが安心して成長できる環境を作っていくことが大切です。とりわけ「わかりにくい障害」といわれる発達障害についての理解は、まだ十分とは言えない状況にあり、市民の理解を高めていく必要があります。





# 〈2〉施策の目標・方向性

障害のある子どもたちが、将来自ら選択した内容により自立生活を実現できるよう、個々の状況に応じた本人の主体性を獲得する力(エンパワメント)を引き出し、高めていく支援、成年期を見通した乳幼児期、学齢期からの切れ目のない支援を、「横浜市障害者プラン(第3期)」、「横浜市教育振興基本計画(第2期)」との連携を図り、推進します。



### 【1】地域療育センターを中心とした支援を充実します。

- ○地域療育センターによる早期の支援につながるよう、診療、相談、療育訓練の機能強化を図るともに、保育所、幼稚園や並行して利用する地域訓練会等と連携した支援を充実させます。
- ○地域療育センターを利用する保護者の不安に寄り添い、子育ての力を高める支援を実施します。
- ○地域療育センターが連携の中心となり、未就学の障害児に療育を実施する事業を拡充します。

### 【2】療育と教育の連携による切れ目のない支援を進めます。

○幼・保・小連携を更に充実させ、子どもが安心して学校生活に移行できるよう、小学校の児童支援 専任教諭を中心として、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、療育センター、特別支援学校、 区役所等が連携し、支援をつなぐ取組を進めていきます。また、よりよい連携が図れるように、幼 保小連携推進地区事業での特別支援教育をつなぐ研究を充実させ、市内に発信していきます。

# 【3】学齢障害児に対する支援を充実します。

- ○小中学校等からの相談や研修、子ども本人や保護者等からの相談に対応するために、地域療育センター、特別支援学校や通級指導教室等の担当者が専門性を活用して支援を行う機能(横浜型センター機能)の充実を図り、特別な支援が必要な子どもたちを的確に支援します。
- ○学齢期の障害児が、放課後や夏休みなどにのびのびと過ごして療育訓練や余暇支援を受けられるよう、放課後等デイサービス事業所などの居場所を拡充します。あわせて、放課後キッズクラブ等、放課後児童育成事業における障害児の受け入れを引き続き推進します。
- ○教育委員会と連携し、放課後児童育成事業のスタッフが、障害の特性や支援方法について研修会 を受講する機会を充実していきます。
- ○学齢後期(中学・高校生年代)の発達障害児が、自立した成人期を迎えられるための相談支援体制を拡充します。
- ○送迎の長時間化や教室の狭あい化を解消し、教育環境や教育活動の充実を図るため、市立特別支援学校の再編整備を進めます。

# 【4】障害児施設の整備と在宅支援機能の強化を進めます。

- ○常に医療的ケアが必要な障害児の生活を支援する重症心身障害児施設や多機能型拠点の新規整備や再整備を行います。
- ○強度行動障害などの障害特性に応じたきめ細かい支援ができるよう、老朽化した障害児入所施設 の再整備を行い、居室の個室化・少人数化やユニット化を進めます。
- ○在宅障害児の多様化する医療ニーズに対応するための療養環境を整備します。

# 【5】市民の障害への理解を促進するための取組を進めます。

○障害のある子どもとその家族が安心して地域のなかで生活し、健やかな成長ができるように、市民の障害への理解を促進します。そのため、乳幼児期、学齢期から障害を理解し、交流を深められるよう相互理解に向けた教育や取組を進めるとともに、障害当事者や市民団体等による地域住民への啓発、交流の促進や日頃の生活の中で関われる仕組みづくりに取り組みます。

### ◆指標

指標 Language Tage	直近の現状値	目標値 (31 年度末)
地域療育センターの初診待機期間	3.5 か月	2.8か月
地域原目とクターの例診付機期间	(25 年度)	2.0 //-/7
児童発達支援事業利用者数(地域療育センター含む)	145, 110 人	192 000 1
党里 定文 後事 未利用 有数 (地域 旗目 ピングー 古む)	(25年度)	183,000 人
放課後等デイサービス利用者数	92,522 人	507,000 人
	(25年度)	507,000 /

### 〈3〉主な事業・取組

※毎年度の事業費については、財政状況等を踏まえ、予算編成において決定します。

### 〇地域療育センター運営事業

障害がある、またはその疑いのある児童へ、相談から診断、療育までの一貫した支援を行います。 また、区福祉保健センターの療育相談へのスタッフ派遣、関係機関への巡回訪問による技術支援、 障害児相談支援等を行う地域の療育の拠点施設である「児童発達支援センター」として、地域療育セ ンターの機能強化を図ります。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
地域療育センターのか所数	8か所 (26年4月)	8か所

# 〇障害のある子どもへの保育・教育の提供体制の整備(基本施策①の再掲)

障害のある子どもへの保育・教育の場として、保育所や幼稚園など 583 か所で約 2,500 人 (25 年度) の子どもを受け入れています。

今後、全園を対象とした障害のある子どもへの理解を深めるスキルアップ研修等の実施により、積極的な受け入れを促進していきます。

# 〇児童発達支援事業の拡充

未就学の障害児に療育を実施する事業所を拡充します。また、地域療育センター(児童発達支援センター)を中心に、事業所間の連携を推進していきます。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
児童発達支援事業所のか所数	52か所 (25年度)	70か所

# 〇放課後等デイサービス事業所の拡充

学齢期の障害児が、療育や余暇支援を受け、放課後や長期休暇に、安心して過ごすことができる場を確保するため、放課後等デイサービス事業所を拡充します。あわせて、放課後キッズクラブなど放課後児童育成事業における障害児の受入れも、引き続き推進していきます。

また、研修などを通して人材育成を支援するとともに、事業所間の連携を深め、サービスの質の向上を図ります。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
放課後等デイサービス事業所のか所数	58か所 (25年度)	270か所

### ○学齢後期障害児支援事業の拡充

学齢後期(中学生・高校生年代)の発達障害のある児童が、安定した成人期を迎えられるよう、生活上の課題解決に向けた診療、相談、学校等関係機関との調整などの支援を行います。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
学齢後期障害児支援事業所のか所数	3か所 (26年4月)	4か所

### 〇市立特別支援学校の再編整備

肢体不自由児の通学する市立特別支援学校では、在籍者の増加によるスクールバス送迎の長時間化 や教室の狭隘化が進んできています。これを解消し、教育環境や教育活動の充実を図るため、通学区 域の見直しや特別教室の確保できる校舎整備などによる特別支援学校の再編整備を行います。

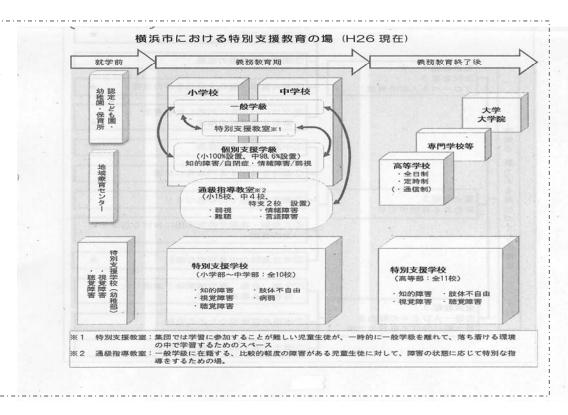
# 〇特別支援教育支援員研修講座

小中学校において支援を必要としている児童生徒への支援をおこなう特別支援教育支援員(有償ボランティア)の人材育成や専門性の向上のために、研修講座を開催します。(26年度実施予定:8回)

### 〇幼保小連携による情報の共有化

支援をつなぐ連携の在り方を研究するため、実践推進校による研究を進めます。推進校の小学校を 中心に近隣の幼稚園・保育園が連携して行います。

★横浜市における 特別支援教育の場



# ○重症心身障害児施設、障害児入所施設の整備

市内の重症心身障害児施設が不足しており、市外・県外施設にも入所せざるを得ない状況となっています。また、在宅で早期に入所が必要な方も多くいる状況であるため、新たな施設を整備します。あわせて、老朽化が進んでいる障害児入所施設について、強度行動障害等の障害特性に応じたきめ細かい支援ができるよう、居室の個室化・少人数化やユニット化により児童の生活環境を向上させるとともに、短期入所の拡充など、在宅支援機能を強化するため、再整備を行います。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①新施設整備中のか所数	②2か所(白根学園児童寮、なしの木	①1か所整備済(重症心身障害児施設) ②4か所再整備済(白根学園児童寮、なし の木学園、横浜療育医療センター、横浜訓 盲院)

### 〇メディカルショートステイ事業の推進

在宅重症心身障害児者の多くは医療的ケアを必要とし、人工呼吸器等の高度な医学的管理が必要な 方も増えていることから、重症心身障害児者本人及び在宅生活を支える家族のために、療養環境の整備・充実を図ります。

【25年度実績】協力医療機関のか所数:10病院、利用登録者数:80人

### 〇市民の障害理解の促進

発達障害への理解促進を図るための講演会(年1回)を実施するなど、関係部署との連携を深め、 市民への啓発を継続的に推進していきます。

また、「セイフティーネットプロジェクト横浜」(※)や障害関連福祉施設、市民団体等による障害理解のための研修や講演、地域活動を支援・協働するなど、さまざまな普及啓発を推進します。

さらには、ホームページ等の媒体を活用して、疾病や障害に関する情報や支援に関わる活動を紹介 し、市民や当事者、関係者の理解の促進に努めます。

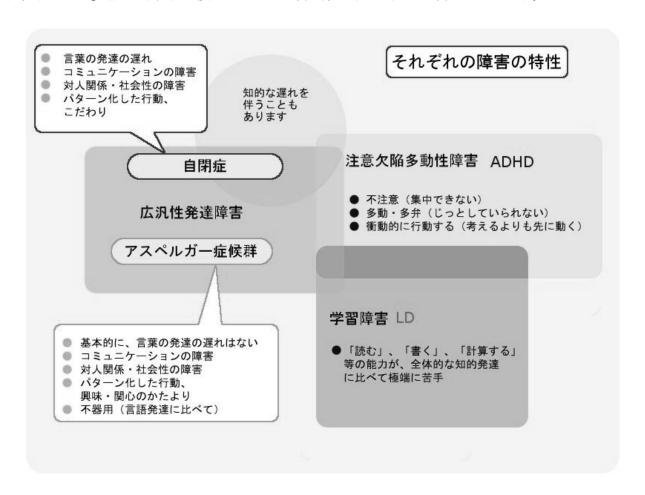
※横浜市内の15 の障害福祉関係団体と機関で組織され、当事者や家族が主体となって、自分たちのできることから活動していくことを大切にしながら、地域の人たちへ様々な障害についての理解を深めてもらい、障害のある人が地域で安心して暮らしていけるよう、活動しています。

### ★障害の理解のために

地域における障害についての理解は、まだ十分であるとは言えない状況です。

障害者基本法によれば、「障害者」を、身体障害、知的障害、精神障害その他心身の機能の障害がある方で、障害及び社会的障壁により、生活に制限を受ける状態であるもの、と定義していますが、中でも「発達障害」は、わかりにくい障害と言われています。

発達障害者支援法において、「発達障害」は「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、 学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢におい て発現するもの」(発達障害者支援法における定義 第2条より)と定義されています。



発達障害だけでなく、障害がある人に対して大事なことは、その人がどんなことができて、何が苦手なのか、どんな魅力があるのかといった「その人」に目を向けることです。そして、その人その人に合った支援があれば、だれもが自分らしく、生きていけるのです。

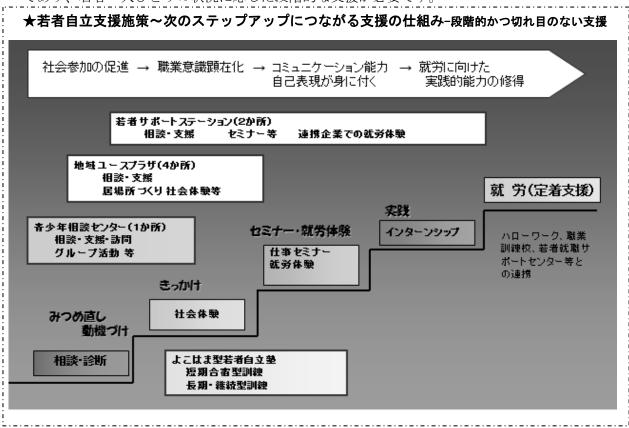
\*出所:発達障害情報・支援センター(国立障害者リハビリテーションセンター)ホームページより内容を引用

# 基本施策④ 若者の自立支援の充実

### 〈1〉現状と課題

### ◆若者に対する自立支援の必要性

- ○平成24年度の横浜市子ども・若者実態調査によると、市内在住の15歳から39歳までの若者のうち、ひきこもり状態が少なくとも約8,000人、無業状態が約57,000人と推計されています。
- ○このひきこもりや無業状態の若者のうち、本市による自立支援につながっている若者は一部であり、 これらの**支援につながっていない若者をどのように支援につなげていくかが課題**となっています。 そのため、若者を適切な相談支援機関につないでいく仕組みづくりや、学校(教育)と連携した社 会(就労)への移行支援の強化などが必要です。
- ○また、困難を抱える若者の心身の状況や、その状況に至るまでの社会・経済的な背景は多様で複雑であり、若者一人ひとりの状況に応じた段階的な支援が必要です。



- ○なお、ひきこもりや無業状態が長く続くと、若者はより多くの困難を抱え、自立に向けた支援も難しくなる傾向があるため、なるべく早期に支援を行う必要があります。特に、生活保護世帯や経済的に困窮しているなど養育環境に課題があり、支援が必要な家庭で育つ小・中学生等に対し、生活支援・学習支援等を実施することにより将来の進路選択の幅を広げ、自立した生活を送れるようにすることが必要です。
- ○さらに、若者支援団体や相談機関による支援がより充実したものとなるよう、支援の内容や手法の 共有を行うなど、**連携を強化**していく必要があります。特に、方面別に設置された地域ユースプラ ザが、地域の関係機関、区役所との連携、地域とのネットワークづくりをさらに強化して、困難を 抱える若者に対して包括的な支援を提供していく必要があります。

- ○そして、若者サポートステーションの利用者の中には、経済的困窮状態にあったり、福祉や医療に関する支援が必要であるなど、複合的な課題を抱える若者も多く存在します。支援を必要としながら、これまで若者サポートステーションにつながってこなかった若者への対応を含め、一人ひとりの状況に配慮したきめ細かい支援を提供するため、相談体制を充実させていく必要があります。
- ○また、困難を抱える若者が自立に向けて階段を上がるようにステップアップできるよう、段階的で 多様なセミナー・社会体験・職業訓練を提供していく必要があります。特に、長期にわたってひき こもり状態にあるなど生活習慣の改善が必要な若者については、社会性を身に付けるための体験機 会の提供や、共同生活を通じた生活リズムの立て直しなどの支援を行っていく必要があります。

### ◆社会的な支援のための環境整備の必要性

- ○**社会的な支援を受けながら働きつづけることができる環境づくり**のため、地域や企業の理解を得ながら、若者が主体的に活動できる場を増やしていく必要があります。
- ○若者がそれぞれの状況に応じて、自立に向けてステップアップできるような支援を充実するため、 就労体験・就労訓練の受入れなど、**困難を抱える若者への支援について理解・協力を企業等に求 めていく必要があります**。

### 〈2〉施策の目標・方向性

# 【1】若者自立支援機関による相談支援を充実します。

- ○青少年相談センターでは、ひきこもりや不登校など、若者の抱えるさまざまな困難について、総合相談を行うとともに、グループ活動などの多様なプログラムを通じて社会参加に向けた継続的な支援を行っていきます。また、若者支援の中核機関として、関係機関や区との連携をより一層強化し、きめ細かく切れ目のない支援を行うための体制を充実させていきます。
- ○地域ユースプラザでは、ひきこもりなど様々な困難を抱える若者に対する居場所の提供を中心に、 第一次的な相談や社会体験プログラムを実施していきます。また、地域で若者の支援活動を行っ ている団体や区と連携し、地域における包括的な支援ネットワークを構築していきます。
- ○若者サポートステーションでは、若年無業者など、困難を抱える若者の職業的自立を支援するため、就労に向けた相談や、若者一人ひとりにあった支援プログラムを作成し、他の就労支援機関と連携しながら継続的な支援を行っていきます。

# 【2】様々な社会資源の連携を図り、困難を抱える若者が自立に向けてステップアップできるような支援に取り組みます。

- ○若者自立支援機関による困難を抱える若者一人ひとりの状況に応じた段階的な相談・支援の提供 とともに、生活習慣の改善に向けた支援が必要な若者に対しては、よこはま型若者自立塾による 共同生活を通じた訓練の提供を充実させていきます。
- ○若者自立支援機関を中心に、関係機関、地域、学校、企業等との連携をさらに強化し、困難を抱 える若者に対する就労や自立に向けた支援に取り組んでいきます。

# 【3】子ども一人ひとりが、家庭の状況にかかわらず、将来の自立に向けていきいきと学び、のびのびと成長していくための環境を整えます。

○生活困窮状態など支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等に対して、将来の進路選択の幅を広げ、自立した生活を遅れるよう生活支援・学習支援を充実します。

# 【4】子ども・青少年を取り巻く課題に対し、社会全体で早期発見・早期支援に取り組みます。

○青少年の地域活動拠点や身近な居場所づくりを進め、学校・区役所・家庭・身近な居場所・関係機関等のネットワークづくりにより、青少年の交流や体験活動を充実するとともに、青少年を取り巻く困難やリスクの早期発見、早期支援に取り組みます。

# ◆指標

指標	直近の現状値	目標値 (31 年度末)
若者自立支援機関の新規利用者数	2,085 人 (25 年度)	2,800 人
若者自立支援機関の継続的支援により自立に改善がみ られた人数	917 人 (25 年度)	1,500 人

### 〈3〉主な事業・取組

※毎年度の事業費については、財政状況等を踏まえ、予算編成において決定します。

### 〇青少年相談センター事業

青少年の自立を支援する団体等との連携を図りつつ、青少年に関する総合的な相談並びに特に困難 を抱える青少年の自立及び社会参加の支援等を行います。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
延べ利用者数	18,894人 (25年度)	20,000人

# 〇地域ユースプラザ事業

青少年相談センター及び若者サポートステーションと連携し、「地域ユースプラザ」において、青 少年の自立支援を図ります。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
延べ利用者数	19,040人 (25年度)	22,000人

# 〇若者サポートステーション事業

「若者サポートステーション」において、困難を抱える若者及びその保護者を対象とした職業的自立に向けた個別相談、臨床心理士による個別相談、就労セミナー等を実施します。

また、若者サポートステーション利用者のうち、経済的支援が必要な若者に対し、就労に向けた資格等取得にかかる支援を行います。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
延べ利用者数	18,990人 (25年度)	25,000人

# 〇生活困窮状態の若者に対する相談支援事業(若者サポートステーション拡充事業)

経済的困窮状態にある若者に対する相談支援を強化するため、若者サポートステーションに相談員 を配置します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
延べ利用者数	6,627人 (25年度)	7,000人

### 〇よこはま型若者自立塾

長期にわたって不登校、ひきこもり状態にあった若者などを対象に、低下した体力を回復するための体力づくりとともに、共同生活を通じ、生活リズムの立て直しや他人との関わり方など、生活改善に向けた支援を目的とする「よこはま型若者自立塾」事業を実施します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
利用者数 ①短期合宿型 ②長期継続型(180日間)	①954人 ②13人×180日 (25年度)	①1,374人 ②50人×180日

# 〇寄り添い型学習等支援事業(基本施策②の再掲)

養育環境に課題がある、生活困窮状態にあるなど支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等に対し、 安心して過ごすことのできる環境の中で、基本的な生活習慣を身につけたり、将来の進路選択の幅を 広げ、自立した生活を送れるようにすることを目的に生活支援・学習支援等を実施します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
実施区数	12区 (25年度)	18区

# 〇青少年の地域活動拠点づくり事業

青少年の交流や体験活動を充実するとともに、青少年を取り巻く困難やリスクの早期発見、早期支援に取り組みます。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
地域活動拠点の設置数	5か所 (25年度)	18か所

|施策分野2| 出産・子育てがしやすく、子育てが楽しいと思える環境をつくる

|基本施策⑤| 生まれる前から乳幼児期の一貫した支援

### 〈1〉現状と課題

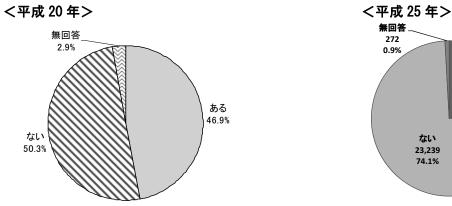
### ◆妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発と相談支援

- ○結婚年齢の上昇等に伴い、35歳以上の高年齢で妊娠・出産される方の増加傾向が続いており、平 成24年の出産割合は約32%となっています。また、体外受精をはじめとする不妊治療を受ける方 も増加しており、出産年齢が高くなるほど女性や子どもの健康を害するリスクが高くなる傾向が あります。希望する妊娠・出産を実現できるよう、若い世代の男女に対する妊娠・出産に関する 正確な情報が的確に提供される必要があります。さらに、妊娠・出産に悩む方への相談支援を充 実する必要があります。
- ○加えて、望まない妊娠や若年妊娠など、周囲に相談しにくい妊娠・出産の悩みを受け、適切なア ドバイスや支援につなげる相談窓口・体制の整備が求められています。

### ◆妊娠中から産後の育児支援

- 〇出産年齢の上昇傾向に伴い、親になる世代は 10 歳代から 40 歳代までと幅広くなっているととも に、自分の子どもが生まれて初めて赤ちゃんの世話を体験する人が約75%と多く、若い世代への 啓発や妊娠中から子育てについて支援することが課題となっています。
- Oまた、妊娠中や出産後半年くらいまでの間に、子育てに不安を感じたり、自信が持てなくなる人 の割合も微増傾向にあり、妊娠中から産後の家事・育児支援体制を準備できるよう相談支援が必 要です。特に、増加傾向にある35歳以上の初産の母親とその家庭の産後の育児不安等の早期把 握・早期支援及び未婚、若年妊娠、低出生体重児や疾病や障害のある子どもを育てる家庭などへ の子育て支援が課題となっています。
- 〇加えて、女性特有の妊娠・出産、更年期などの健康問題を気軽に相談できるよう女性の健康相談 を充実させる必要があります。

★はじめての子どもが生まれる前に、赤ちゃんの世話をしたことがある割合(25 年度と 20 年度の 比較)【利用ニーズ把握のための調査 (平成 20 年 (市民意識調査)、25 年 (未就学児))】



※平成20年の調査は、18歳から49歳の市民(5,000人)と50歳以上の市民(5,000人)を対象として おり、子どもがいない場合は、これまでの赤ちゃんの世話の経験の有無を尋ねている。

N=31,374

ある 7,863 25.1%

ない

### 〈2〉施策の目標・方向性

# 【1】妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発及び妊娠・出産に関する相談体制の整備 を進めます。

- ○安心して子どもを産み育てられるよう、思春期から妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発を 行うとともに、妊娠・出産に悩みや不安を持つ人が気軽に相談できるよう、妊娠届出者に対する 面接や「女性の健康相談」を実施します。また、不妊・不育に関する相談体制の拡充や、予期せ ぬ妊娠等にかかわる問題を気軽に相談できるよう「妊娠SOS相談窓口(仮称)」を設置します。
- ○妊娠中から産後の心身の不安定な時期に必要な支援が受けられ、安心して子どもを産み育てられるよう、相談体制や母子保健の充実を図り妊娠期から乳幼児期までの切れ目のない育児支援に取り組みます。

# 【2】母子ともに安心・安全な出産を迎えるための支援を行います。

○母子ともに安心・安全な出産を迎えるため、妊婦健康診査の費用助成や、妊婦歯科健康診査を行 うとともに、受診勧奨を行います。

# 【3】親子が地域で孤立せずに安心して育児ができるよう支援します。

○専門職による妊産婦、新生児、未熟児等の訪問や育児支援家庭訪問、民生委員・児童委員などの 地域の訪問員によるこんにちは赤ちゃん訪問を充実し、親子が地域で孤立せずに安心して育児が できるよう支援します。

# 【4】育児不安を早期に解消し、児童虐待の未然防止につなげます。

○産前産後の心身の負担や育児不安の生じやすい時期に、家事・育児の負担を軽減するためにヘルパーを派遣し子育て家庭を支援するほか、新たに出産直後の母子への心身のケアを行う産後母子ケア事業に取り組み、乳幼児との関わりを具体的に支援することで、育児不安を早期に解消し、児童虐待の未然防止につなげます。

### 【5】産後うつの早期支援に取り組みます。

○育児に影響を及ぼす産後うつを早期に発見し、支援につなぐ仕組みを作ります。

### ◆指標

指標	直近の現状値	目標値 (31 年度末)
妊娠届出者に対する面接を行った割合	91.5% (25 年度)	95.0%
	(20 年度)	
   第1子出生数に対する新生児訪問を行った割合	79.9%	95. 0%
	(25 年度)	90.070

※毎年度の事業費については、財政状況等を踏まえ、予算編成において決定します。

### 〇出産・妊娠に関する相談支援の充実

安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、 妊娠届出者に対する面接や女性のための健康相談の実施、不妊や不育に関する相談支援の拡充や、予 期せぬ妊娠等にかかわる問題を気軽に相談できるよう「妊娠SOS相談窓口(仮称)」を設置します。

# 〇不妊相談 · 治療費助成事業

子どもが欲しいと望んでいるにも関わらず子どもに恵まれず、不妊治療を実施している夫婦に対し、その経済的負担の軽減を図るため、医療保険適用外の特定不妊治療費の一部を助成します。

また、不妊や不育に悩む夫婦に対し、不妊治療に関する正確な情報提供や自律的な意思決定を支援するため、不妊・不育相談を実施します。さらに、少子化対策の一環として、若い世代への妊娠出産に関する正しい知識の啓発を推進します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
特定不妊治療費助成件数	5,667件 (25年度)	6,000件

# 〇妊婦健康診査事業 ※第5章に5か年の量の見込み、確保方策を記載

母子ともに安心・安全な出産を迎えるため、妊婦健康診査を定期的に受診することができるよう、 費用の助成や受診勧奨を行います。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
受診回数	372,490回(年間延べ) (25年度)	363,852回(年間延べ)

### 〇歯科健康診査事業

乳幼児・妊婦の口腔における疾患を予防し、母体の健康を保持増進させるとともに、乳幼児の健全な発育を図ることを目的として、歯科健康診査・保健指導を行います。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①3歳児でむし歯のない者の割合 ②妊婦歯科健診受診者数	①85.99% ②9,779人 (25年度)	①88.69% ②11,880人

### 〇母子保健指導事業

母性の保護及び乳幼児の健康保持並びに増進を図るために、母子健康手帳の交付、保健指導を行い、 必要な子育て支援を行います。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
第1子の母子訪問率	79.9% (25年度)	95%

# 〇小児医療費助成事業

安心して子どもを育てられる環境づくりのひとつとして、小児医療費の一部を助成することにより、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。また、0歳児から中学校卒業までの小児が医療機関で受診した場合、保険診療の自己負担額を助成します。

【25年度実績】対象者数(小学1年生まで): 202,515人、受診件数: 3,751,533件

# 〇こんにちは赤ちゃん訪問事業 ※第5章に5か年の量の見込み、確保方策を記載

地域の訪問員が生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を対象に訪問を実施し、養育者の話を聴くことにより育児不安の軽減を図るとともに、地域の訪問員と親子が顔見知りになることで、日常的な交流のきっかけを作り、子どもを見守る風土づくりを推進し、また児童虐待の予防につなげます。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①訪問件数 ②訪問率	①26,409件 ②85.9% (25年度)	①24,100件 ②91.5%

# 〇産前産後ヘルパー派遣事業

妊婦及び出産後5か月(双子以上の場合は1年)未満の褥婦を対象に、育児不安や心身の不調による家事及び育児の負担を軽減するため、ホームヘルパーを派遣して家事及び育児を援助します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①利用者数 ②派遣回数	①560名 ②5,649回 (25年度)	①725名 ②7,250回

### 〇産後母子ケアモデル事業

妊娠期からの途切れのない支援を充実させるため、産後の心身共に不安定な時期に家族等から支援 を受けられない者で、育児支援を特に必要とする産後4か月未満の母子を対象に、助産所等で母子デ イケアや母子ショートステイのサービスを提供し、心身の安定と育児不安を早期に解消し、児童虐待 の未然防止につなげます。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①産後母子デイケア利用人数 ②産後母子ショートステイ利用人数	①23人 ②66人 (25年度)	①340人 ②980人

# ○育児支援家庭訪問事業 ※第5章に5か年の量の見込み、確保方策を記載

不適切な養育や児童虐待を防止するため、育児不安等を抱える家庭に継続的に訪問等をすることで、安定した養育が可能になるように支援します。併せて、乳幼児健診未受診者の状況把握を着実に行い、支援していきます。

また、育児不安や育児困難を抱える養育者を対象に、親育ち支援プログラムを実施し、自分に合った子育での方法を学び、安心して育児ができるよう支援します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①家庭訪問実施回数 ②ヘルパー実施回数	①4,135回(年間延べ) ②1,137回(年間延べ) (25年度)	①6,614回(年間延べ) ②2,500回(年間延べ)

# 〇産後うつ対策

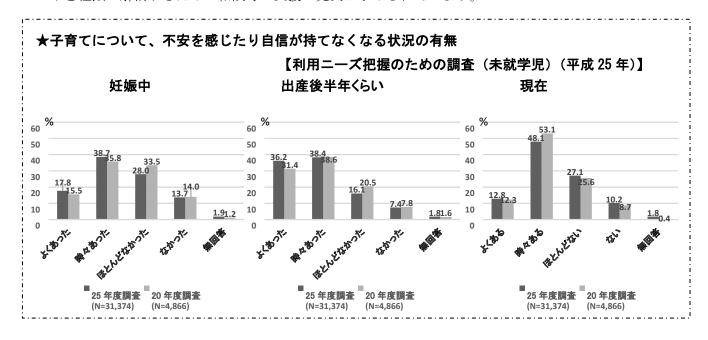
育児に影響を及ぼす産後うつを早期に発見し、支援につなぐ仕組みを作ります。

# 基本施策⑥ 地域における子育て支援の充実

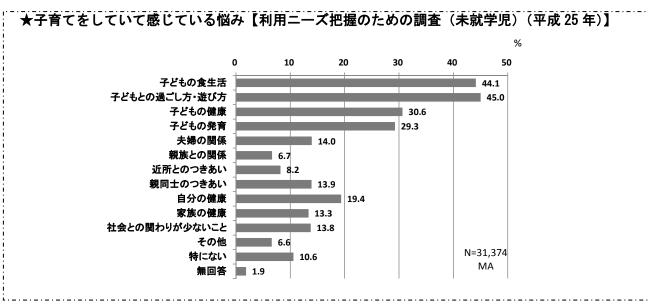
### 〈1〉現状と課題

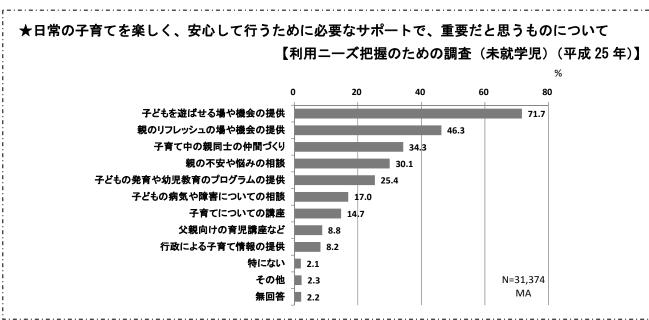
### ◆地域での子育て支援の場・機会の必要性

- ○本市の調査によると、初めての子どもが生まれる前に赤ちゃんの世話をしたことのない親が4人中3人を占めており、少子化や核家族化が進む中で、乳幼児をあやしたり、触れ合うことの楽しさや、世話の仕方や成長過程などを知る機会が十分に無いまま、子育てを始める家庭が多くなっています。
- ○妊娠中から現在まで、子育てについて不安を感じたり自信が持てなくなることがあるかどうかについては、「あった」と回答した人の割合(「よくあった」と「時々あった」の合計)は、妊娠中では56.5%、出産後半年くらいでは74.6%、現在においても60.9%に及んでおり、5年前の調査結果と比べると、「よくあった」と回答した人の割合がやや増えています。子育ての不安や悩みを軽減・解消するための相談等の支援の充実が求められています。



- ○子育てをしていて感じる悩みの中には、子どもの健康や発育に関することなど、専門家への相談を通じて正しい知識を得る必要があるものもあれば、子どもとの過ごし方や遊び方など、子育て経験者や子育て中の親子との交流を通じて得られるものもあります。本市調査においても、日常の子育てを楽しく、安心して行うために必要なサポートで重要だと思うものでは、「子どもを遊ばせる場や機会の提供」、「親のリフレッシュの場や機会の提供」、「子育て中の親同士の仲間づくり」、「親の不安や悩みの相談」の順で高く、地域における親子の居場所へのニーズの高さが伺えます。
- ○一方、親子の居場所の機能を持つ「地域子育て支援拠点」や「親と子のつどいの広場」を利用していない理由としては、「保育所や幼稚園などを、定期的に利用している」と回答したものを除けば、「家から遠い」と回答した割合が最も多い状況(地域子育て支援拠点 26.8%、親と子のつどいの広場 23.6%)であり、さらなる親子の居場所の拡充が必要です。



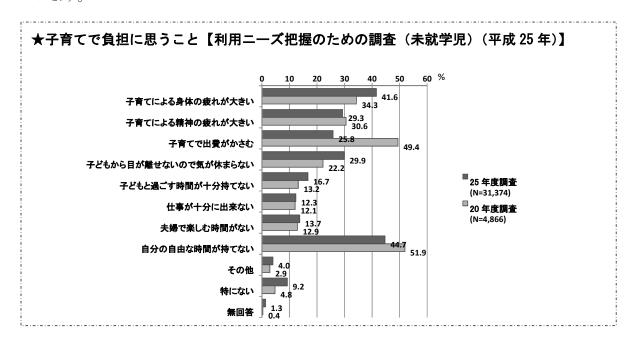


### ◆地域ぐるみで子育て家庭に寄り添う環境づくり

- ○地域全体で子育て家庭を支えていくためには、子育て家庭と地域をつなぐ取組を通して、**地域のすべての住民に対して、子育ての現状や子育て支援の必要性を理解できるように働きかけていくことが必要**です。また、子育ての支え合いの関係が地域の中で循環し、継続できるようにするため、養育者を子育て支援の次の担い手になるよう働きかけていくことも必要です。
- ○中学生・高校生など今後親になる世代や、プレパパ・プレママなど子育てをこれから始める人が、 子育ての具体的なイメージや、実践的な知恵や技術を身に付けられるように、**子育て中の親子と 触れ合う体験を持つ機会や、学校等と連携して学ぶ機会を充実させることが必要**です。

### ◆多様な預かりニーズへの対応

○子育てで負担に思うこととして、「自分の自由な時間が持てない」、「子育てによる体の疲れが大きい」、「子どもから目が離せないので気が休まらない」などを挙げる人が多い一方で、日常的に子どもを預かってもらえる親族や知人がいる人は27.4%にとどまり、緊急時でさえも預かってもらえる親族や知人がいないという人が6人に1人の割合(16.6%)となっています。養育者の負担を減らすためには、理由を問わず、一時的に子どもを預かってもらえる場の充実が求められています。



### ◆多様な子育て支援制度の中から、個々の家庭状況やニーズにあった利用者支援の充実

○新制度では、多様な保育・教育施設や事業等が充実されることに伴い、子育て中の親子が、家庭 状況や個別のニーズにあった施設や制度を円滑に利用できるような情報提供や相談などの支援 を行うこととされています。地域の子育て支援に関わる関係機関・団体・活動者と連携し、地域 のネットワークを活かして、必要な支援につなげていくことが求められています。

# 〈2〉施策の目標・方向性

# 【1】親子がともに様々な人との交流や豊かな体験ができる場・機会を増やします。

- ○子どもや子育て中の養育者が、当事者同士や地域の多様な人と交流できるよう、親子の居場所の 拡充を図るとともに、親子の居場所の認知度を高めることにより、一層の利用を促進するため、 PR 活動を積極的に展開します。また、妊娠期の女性や父親などの親子が居場所を利用するきっか けづくりを行い、多様な人の日常的な利用を促進します。
- ○家庭において、子育てをともに楽しみ、子どもの成長を喜び合え、関係性が豊かになるよう親子 が集まる場や機会を活用して、父親や祖父母向けの講座やサークル等の活動への支援の充実を図 ります。

# 【2】地域ぐるみで子育て家庭に寄り添う環境をつくっていきます。

- ○地域子育て支援拠点が地域の「つなぎ役」となって、当事者による子育てサークルや、子育て支援に関わる関係機関・団体・活動者などの間での連携、ネットワークの充実を図ります。
- ○子育て家庭と地域をつなぐ取組を通して、地域のすべての住民が、子育ての現状や子育て支援の 必要性を理解できるように進めていくとともに、子育てに関する支え合いの関係が地域の中で循 環し、継続していくよう、地域子育て支援拠点が「つなぎ役」となって、子育てに関わる地域の 人材を育成していきます。
- ○子育て支援に携わる支援者を対象に、対人支援スキル、子育て支援の制度や施設に対する幅広い 知識、子どもの安全や育ちに関する知識など、子育て支援に必要な知識や技術の向上を図るため の研修等を行い、地域における子育て支援の質の確保・向上に取り組みます。
- ○親子が集まる場や機会を活用して、中学生・高校生など今後親になる世代や、プレパパ・プレママなど子育てをこれから始める人が、親子と触れ合うことのできる体験の場や機会の充実を図ります。

# 【3】理由を問わずにお預かりする一時預かりの拡充と、市民同士での預かりあいを 推進します。

- ○一時預かりの拡充を図るとともに、一時預かりの利用を通じて子育ての相談が寄せられることが あるため、一時預かり実施施設と「親子の居場所」などとの連携を進めます。
- ○地域の中の市民同士での子育ての支え合いのシステムである「横浜子育てサポートシステム」に ついて、区支部事務局の機能強化や、提供会員の更なる増加に向けた取組をすすめていきます。

### 【4】親子の個別ニーズに応じて、必要な施設・制度を円滑に利用できるよう支援します。

○子育て中の親子の個別ニーズを把握し、その方の状況に応じて、多様な保育・教育施設や地域の子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報提供・相談・援助・助言などを行う「利用者支援」に新たに取り組みます。

# ◆指標

指標	直近の現状値	目標値 (31 年度末)
子育で中の親子がいつでも利用できる地域子育で支援の場の数(週3日以上開設のもの) ①地域子育で支援拠点 ②親と子のつどいの広場 ③保育所子育でひろば、幼稚園はまっ子広場	①18 か所 ②50 か所 ③52 か所 (26 年 6 月)	①23 か所 ②70 か所 ③74 か所
子育て生活に満足感を感じている保護者の割合	83% (25 年度)	88% (30 年度)

# 〈3〉主な事業・取組

※毎年度の事業費については、財政状況等を踏まえ、予算編成において決定します。

# 〇地域子育て支援拠点事業 ※第5章に5か年の量の見込み、確保方策を記載

各区に1か所ある妊娠期から利用可能な地域の子育て支援の核となる施設です。親子が遊び、交流できる居場所の提供、子育て相談、子育てに関する情報の提供、子育て支援に関わる方のネットワークの構築、子育て支援に関わる方の人材育成、地域の中での子どもの預かりあいの促進等を行います。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①利用者数 ②か所数	①21,102人(月間延べ) ②18か所 (25年度)	①27,170人(月間延べ) ②23か所

# 〇親と子のつどいの広場事業 ※第5章に5か年の量の見込み、確保方策を記載

マンションの一室や商店街の店舗などを活用し、主に NPO 法人などの市民活動団体が運営しています。親子が気軽に集い交流する場の提供や、子育てに関する相談、子育て情報の提供等を行います。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①利用者数	①8,343人(月間延べ)(25年度)	①14,186人(月間延べ)
②か所数	②50か所(26年6月)	②70か所

# 〇保育所地域子育て支援事業、私立幼稚園はまっ子広場事業

※第5章に5か年の量の見込み、確保方策を記載

子育ての不安感・負担感の解消や、家庭の養育力の向上を図るため、保育所や幼稚園の資源を活用 して、地域子育て支援の場を提供します。

施設の地域開放、育児相談、育児講座、園児との交流保育、情報提供などを行っています。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
利用者数	保育所: 4,676人(月間延べ) 幼稚園: 3,406人(月間延べ) (25年度)	14,866人(月間延べ)

### 〇子育て支援者事業

養育者が子育ての不安を軽減・解消し、安心して子育てができる環境をつくることを目指し、地区 センターや地域ケアプラザ等の身近な施設で、地域の身近な子育ての先輩である「子育て支援者」が 親子の交流をすすめたり、相談に応じています。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
支援者会場開催数	175回 (26年5月)	180回

### ○乳幼児一時預かり事業 ※第5章に5か年の量の見込み、確保方策を記載

生後57日~小学校入学前の子どもを、理由を問わず一時的に預かります。

子育て中の養育者が、少しの間子どもと離れて、リフレッシュしたり、用事を済ませたりできる機会を提供することにより、子育てに伴う身体的・精神的負担感の軽減を図ることを目的としています。 ※リフレッシュ利用を含めた一時預かり事業全体は基本施策①に記載しています。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
利用者数	67,804人(年間延べ) (25年度)	78,324人

# 〇横浜子育てサポートシステム事業 ※第5章に5か年の量の見込み、確保方策を記載

「子どもを預かってほしい人」が利用会員として、「子どもを預かる人」が提供会員として登録し、 会員相互の信頼関係のもとに子どもの預け、預かりを行います。

※一時預かり事業全体は基本施策①に記載しています。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
利用者数	45,799人(年間延べ) (25年度)	55,982人

### 〇子育て家庭応援事業(愛称「ハマハグ」)

小学生以下の子どものいる家庭の方や妊娠中の方が、協賛店で「ハマハグカード」を提示すると、 入店の際のちょっとした心配りや、子育てにやさしい設備・備品の提供、割引・優待など、子育てを 応援するさまざまなサービスが受けられます。事業を通じて、地域社会全体で「子育てをあたたかく 見守り、応援するまち・横浜」を目指しています。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
協賛店舗·施設数	4,380件 (25年度)	5,580件

# 〇地域子育て支援スタッフの育成等

地域子育て支援の場(地域子育て支援拠点、親と子のつどいの広場、保育所子育てひろば等)のスタッフを対象に、養育者の子育てに対する不安や相談への対応などの対人支援スキル、地域の子育て支援の資源に対する幅広い知識、子どもの安全や育ちに関する知識など、子育て支援に必要な知識や技術の向上を図るための研修等を実施します。

【25年度実績】研修開催回数:8回、研修参加人数:241人

# 〇地域子育て支援拠点における利用者支援事業 ※第5章に5か年の量の見込み、確保方策を記載

子育て中の親子の個別ニーズに応じて、多様な保育・教育施設や地域の子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、各区の地域子育て支援拠点において、情報提供・相談・援助・助言などを行う利用者支援を新たに実施します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
実施か所数	モデル実施(1区) (26年度)	23か所

# 基本施策⑦ ひとり親家庭の自立支援/配偶者からの暴力(DV)への対応

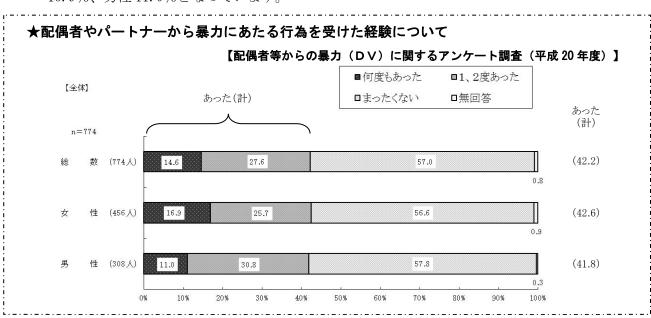
# 〈1〉現状と課題

### ◆ひとり親家庭への支援

- ○ひとり親家庭の親は、一人で生計の維持と子育てを担っており、仕事と子育ての両立を図ること に苦労しています。
- ○母子家庭の 85%、父子家庭の 91%が就労していますが、母子家庭の母は、非正規での就労の割合が 50%を超えており、収入、就業形態、雇用環境、仕事と子育ての両立など、本人の希望する職業とのマッチングに課題があります。
- 〇母子家庭の約4割が児童扶養手当、養育費等も含む年間の総収入300万円未満に留まり、多くの 人が「生活費が不足している」と考えています。
- ○支援制度に関する効果的な情報提供や相談しやすい窓口の設置により、個々の家庭状況に応じて 適切な機関へつながることが課題となっています。

### ◆配偶者等からの暴力(DV)への対応

○本市の「配偶者等からの暴力(DV)に関するアンケート調査(平成 20 年度)」によると、配偶者やパートナーから暴力にあたる行為を受けた経験について、「何度もあった」「1、2度あった」と答えた人は、男女ともに約 40%となっています。また、「何度もあった」では、女性16.9%、男性11.0%となっています。



- ODVに関する相談が増加するとともに、内容も複雑化・多様化しており、DVの根絶と被害者の 自立に向けて、DV相談支援センターや関係機関による組織的な対応をはじめ、総合的な取組を 行う必要があります。
- ○特に、DV等による緊急一時保護後の中長期的な支援策については、**単身の女性に対する受入先が不足しており、自立した生活に至るまでの期間が長期化する傾向**にあります。
- ○また、配偶者等からの暴力防止及び被害者への保護や自立支援等の取組が必要です。
- ○暴力の根絶に向け、交際相手からの暴力(デートDV)について、若い世代への啓発・予防教育 が必要です。

### 〈2〉施策の目標・方向性

# 【1】ひとり親家庭への総合的な自立支援を行います。

○ひとり親家庭の自立を支援し生活の安定と向上を図り、児童の健全な成長を確保するため、 個々の家庭の状況に応じ、子育てや生活支援、就業支援、子どもへのサポートなど、総合的な 自立支援を行います。

# 【2】DV被害の防止に向けて、相談・支援、職員の専門的技術の向上及び体制の強化、 関係機関との連携促進、啓発等に取り組みます。

- ○DV被害の防止に向けて、横浜市DV相談支援センター等による相談・支援、職員の専門的技 術の向上及び体制の強化、関係機関との連携促進や、効果的な広報・啓発等に取り組みます。
- ○暴力の根絶に向けて、若い世代からの啓発を強化し、中・高生をはじめとする若者向けデート DV防止講座や、教育関係者へのDV理解促進のための講座を実施します。

# 【3】DⅤ被害者等の相談・支援及び自立支援を行います。

○「横浜市DV相談支援センター」において、DV被害者等の相談・支援を行うとともに、区福祉保健センターにおいて、女性の抱える様々な問題に対しての相談、緊急的な一時保護を含めた自立支援を行います。

# 【4】女性緊急一時保護の受入先の確保と母子生活支援施設において居住場所を提供します。

○DVからの緊急避難が必要な母子を保護する母子生活支援施設や、緊急一時保護受入先 (シェルター)等の受入体制を確保し、将来の安定した生活に向けた相談や生活訓練などの支援に取り組みます。

# ◆指標

指標	直近の現状値	目標値
1日7示	但近仍犯扒但	(31 年度末)
7. しい 知字庁の計学学粉	314 人	1,900 人
ひとり親家庭の就労者数	(25年度)	(6か年累計)
7.1.6 如字房白云士经事类利田老粉	4,627 人	F 200 A
ひとり親家庭自立支援事業利用者数	(25年度)	5,300 人

### 〈3〉主な事業・取組

※毎年度の事業費については、財政状況等を踏まえ、予算編成において決定します。

### 〇ひとり親家庭等自立支援事業

母子家庭等就業・自立支援センターに就労支援員を配置し、一人ひとりの状況に応じたマンツーマンでの就労支援を実施します。

また、生活、仕事、子育て、法律などの総合相談先を記載した、ひとり親家庭支援情報カードの作成など、わかりやすく、身近で利用しやすい制度案内と情報提供に取り組みます。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①ひとり親家庭の就労者数 ②ひとり親家庭自立支援事業利用者数	①314人 ②4,627人 (25年度)	①1,900人(26年度から6か年累計) ②5,300人

# 〇ひとり親家庭等医療費助成事業

ひとり親家庭等の父または母もしくは養育者と、その者に養育されている児童について、生活の安 定と自立を支援し、福祉の推進を図ることを目的とし、自己負担額に相当する額を助成します。

【25年度実績】対象者数:44,146人、受診件数:628,890件

# 〇若者向けデートDV予防啓発

将来におけるDVの発生を未然に防ぐため、中・高生をはじめとする若者向けデートDV防止講座 や、教育関係者へのDV理解促進のための講座を実施します。

【25年度実績】デートDV防止講座(教育関係者向け講座含む)

実施回数:24回、延べ受講人数:4,668人

### 〇女性相談保護事業

「売春防止法」及び「DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)」に基づき、区福祉保健センターにおいて、女性の抱える様々な問題に対しての相談、緊急的な一時保護を含めた自立支援を行います。

また、こども青少年局を統括・調整部署とし、区福祉保健センター、市民局が所管する男女共同参画センターの3者が一体的に「横浜市DV相談支援センター」を運営します。

さらに、組織的対応の強化、研修等の人材育成、相談員の増員による体制強化等に取り組み、増加する相談件数と複雑化・多様化する相談内容に対応するとともに、被害者支援の観点にたった加害者対策に取り組みます。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①DV相談支援センター専用電話 ②区福祉保健センター来所相談件数	①1,831件 ②1,759件 (25年度)	①1,900件 ②1,800件

# 〇女性緊急一時保護施設補助事業

本市における女性緊急一時保護の受入先(シェルター)の確保及び女性相談保護事業の安定を図るため、シェルターを運営する市内民間団体に対して運営費の補助を行い、DV被害者等が地域で自立した生活ができるよう、支援職員の配置等を支援します。

【25年度実績】実施施設数:5か所

# 〇母子生活支援施設緊急一時保護事業 ※第5章に5か年の量の見込み、確保方策を記載

DVからの避難や経済的困窮等から、緊急の保護を要する母子を一時的に母子生活支援施設に 入所させ、直面する身体・生命の危機から母子を保護するとともに、相談、支援等を行い、母子 世帯の福祉の向上を図ります。

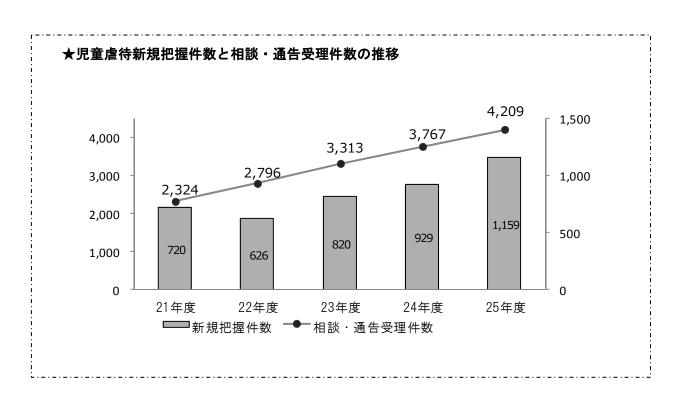
	【直近の状況】	【31年度末の目標】
利用世帯数	62世帯 (25年度)	82世帯

施策分野3 自助・共助・公助の意識を大切にし、社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる 基本施策® 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

# 〈1〉現状と課題

### ◆児童虐待対策

- ○児童相談所への**児童虐待相談・通告受理件数**は、平成 25 年度は 4,209 件、**新たに把握した児童虐待件数**は 1,159 件で、いずれも過去最多の件数になっています。
- ○また、本市において、児童虐待による死亡事例や重篤事例が発生しており、**区役所と児童相談所がそれぞれの役割を果たし、**虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応が求められています。
- ○さらに、幼稚園・保育所・学校・医療機関・警察・子育て支援拠点・児童家庭支援センター・地域 関係者等とのネットワークの強化が求められています。
- ○急増する児童虐待通告や相談に迅速に対応し、その後の適切な支援を行える体制の充実と、複雑 化・深刻化する児童虐待等に適切に対応できる**専門性の高い人材の育成が必要**となっています。
- ○また、乳児期から学齢期の**居所不明児の早期把握**が新たな課題となっています。
- ○『横浜市子供を虐待から守る条例』の制定により、地域や関係機関と連携した児童虐待防止対策 のさらなる強化が求められています。
- ○子ども自身に、1人の人間として大切にされ、守られる権利があること、必要なときは助けを求めることができることを社会全体で伝えていくことが必要です。
- ○増加している児童虐待の早期発見・対応や居所不明児童生徒への的確な対応が課題となっている中で、様々な困難に直面した子どもの状況に応じて、これまで以上に学校・区役所・児童相談所等の関係機関が連携し、問題の未然防止、早期発見・早期対応及び切れ目のない支援が求められています。



### ◆児童養護施設等の状況

- ○本市で把握している**児童虐待件数は年々増加しているとともに、虐待の背景が多様化し、養育の 課題も複雑化**しています。このような状況のもと、児童養護施設等での支援が必要な児童が増え 続けていますが、施設における児童の受け入れ能力が十分であるとは言えない状況です。
- ○さらに、本市はこれまで児童相談所一時保護所の整備を推進し、迅速な一時保護に努めてきました。しかし、一時保護所を退所した児童を受け入れる児童養護施設等が常に満員状態であるため、 一時保護所での入所期間が長期化し、通学できないなど不安定な状況におかれています。
- ○これらの児童を受け入れるために、**新たな施設の整備を進める必要があります**。また、耐震基準 を満たさない施設、経年劣化や損傷が発生している施設、居住スペース等が現在の生活様式とか け離れた環境となっている施設の改修や再整備が必要となっています。
- ○家庭的な生活の経験が少ない児童に対して、より家庭的な環境である少人数、小規模な環境での 養育を提供するとともに、複雑な事情を抱えた児童への対応を行うための施設機能の強化を図る 必要があります。

### ◆家庭(的)養護の推進

- ○社会的養護においては、児童養護施設等が担う施設養護だけでなく、養育者の家庭に児童を迎え 入れて養育を行う、家庭養護が必要となっています。しかし、本市では家庭養護の担い手である 里親・ファミリーホームなどがまだまだ十分ではないため、今後家庭養護を担う人材の育成等に 取り組む必要があります。
- ○施設においても、養育単位の小人数化(小規模化)を進め、家庭的養護を充実させることが必要です。そのために、人員体制の強化とともに、施設職員のスキルアップや職種に応じた専門性の向上を図る必要があります。

### ◆横浜型児童家庭支援センターによる在宅支援

- ○児童虐待対応件数は年々増加し、一時保護する児童の件数も増加している状況で、地域では親の 養育力の低下や疾病等の理由で育児不安となり、安定した生活が送ることのできない家庭が多く 存在しています。
- ○養育に課題をかかえる家庭が増加し、深刻で複雑な事例も増えているにもかかわらず、その支援 メニューは相談とホームヘルプのみで、在宅生活を支えるサービスとして十分とは言えません。 また、児童相談所や区の人的体制では、きめ細かな在宅支援が困難な状況になっています。
- ○児童虐待や不適切養育につながるおそれのある家庭が、地域で安定した生活を送るためには、区 や児相の求めに応じ、横浜型児童家庭支援センター(以下、「児家センター」という。)が連携 して、情報や方針を共有しながら、地域密着型の専門的な支援体制を全市で展開していく必要が あります。
- ○平成22年度から児家センターの設置を進めていますが(平成25年度末現在6か所)、設置場所が偏在しているほか、既存の児家センターについては、立地上の問題や認知度が低いこと、区との連携が不十分であることなどから、機能を活かせていない点を改善することもあわせて求められています。

# ◆自立支援とアフターケア

- ○児童養護施設等の児童は、原則として 18 歳を経過したときに施設等を退所します。しかし、**退** 所後に家族による支援が得られない場合が多く、経済的な困難や精神的な不安、社会的な孤立を もたらし、様々な問題に発展してしまうことが少なくありません。
- ○そこで、入所中の児童はもとより退所者に対しても、就労や進学への支援、情報提供、生活相談等、安定した生活を送るための様々な支援を提供する必要があります。

# 〈2〉施策の目標・方向性

# 【1】児童虐待対策を総合的に進めます。

- ○『横浜市子供を虐待から守る条例』の制定を踏まえ、広報・啓発、関係機関との連携強化、体制の整備・強化、人材育成、組織的対応の強化、支援策の充実、地域におけるネットワークづくり、居所不明児把握の調査体制の強化や情報共有の仕組みづくりなど、総合的な児童虐待防止対策をさらに推進します。
- ○『横浜市子ども虐待対応における連携強化指針』に基づき、区役所と児童相談所がそれぞれ の役割を果たし、早期発見、早期対応を図るとともに、関係機関との連携を強化し支援体制 を充実します。
- ○急増する児童虐待通告や相談に迅速に対応するため、内容によって区役所が調査を行うなど、 連携して初期対応にあたります。
- ○幼稚園、保育所、学校、医療機関、警察、地域子育て支援拠点、児童家庭支援センター、地域関係者等とのネットワークをさらに強化し、要保護児童等の早期発見や適切な保護・支援を図ります。

#### 横浜市における乳幼児期から学齢期の居所不明児の把握のための取組

#### 庁内プロジェクトでの検討

横浜市では、平成25年4月に発覚した6歳女児死亡事例を踏まえ、庁内プロジェクト(こども青少 年局・市民局・教育委員会事務局・区役所)により、乳幼児期から学齢期の居所不明児を早期に把握するための情報提供のあり方について検討し、26年4月から新たな取組を開始しました。

- ■就学させてもらえない子どもは「児童虐待」のリスクがあると捉え、要保護児童対策地域協議会 の対象として位置づけ調査する。
- ■長期欠席や未入学の子どもについて、区戸籍課(学籍簿作成)から区こども家庭支援課に情報提供し、連携して調査を実施することとし、調査方法など具体的な内容を検討。
- ■乳幼児健診未受診の子どものいる家庭は、不適切養育や児童虐待のリスクを確認すべき家庭とし て調査する。
- ■児童相談所や警察との連携の方法などについても、具体的に検討。

### 2 連携の関係図

### 調査対象者の把握

# 【 **市立小中学校** 】 ○長期欠席や未入学の児童

生徒について、電話や訪 問を行う

〇状況が把握できない場合 は、区戸籍課へ連絡する

#### 【区こども家庭支援課】

- 〇乳幼児健診未受診者フォ ローを実施し、不適切養 育・児童虐待リスクがあ る場合は、所内検討会議 で対応を協議する
- 〇不在住情報を戸籍課へ 送付する

### 【児童相談所】

- 〇区こども家庭支援課からの相談・ 通告を受け、対応を協議する
- 〇居住実態があり、子どもの安全確認 ができない場合は、最優先で子ども の安全確認を行う
- 〇実態が確認できない乳幼児健診未受 診者と居所不明・未入学児童生徒は、 区こども家庭支援課と児童相談所 で情報共有する
- ○児童相談所は、行方不明者の相談を 行い、状況に応じて行方不明者届を 警察へ送付する。

### 【区戸籍課】

○学校からの情報提供を 受け、私学就学などの届 出勧奨や実態調査を実施 〇入国管理局への照会(学 齢児)

〇調査結果を区こども家<sup>®</sup> 庭 (障害)支援課へ情報提 供する

〇乳幼児健診未受診者等 の不在住情報の対応

#### 【要保護児童対策地域協議会】 要対協事務局は区こども家庭支援課

- ○要対協で乳幼児健診未受診者と居所不明・未入 学児童生徒にかかる調査・情報収集を行い、 児童相談所や警察等の関係機関と連携して 押握に 努める
- 〇入国管理局への照会 (未就学児)
- 〇区こども家庭支援課は行方不明者の相談を行い、 実態が確認できない乳幼児健診未受診者と居所 不明・未入学児童生徒は、行方不明届を警察に 送付する
- ○区こども家庭支援課と警察は、届出した 行方不明者の定期的な情報交換を行う

### 【警察】

相談を受け、 必要に応じて 捜索

### 3 子どもの状況把握のための更なる取組に向けて

### 全国レベルでの情報共有の仕組みづくり等

居住不明児童の所在を調査する過程で、転出先が判明した場合は、その自治体に連絡しますが、転出先が不明の場 合の対応が課題となっています。 居所が把握できない子どもの情報を自治体間で共有する全国レベルの仕組みづくり 等を国に要望しました。(平成26年6月)

【「国の制度及び予算に関する提案・要望書」の提案内容】 1 情報仲介機関の設置による全国的な仕組みの創設 2 情報提供の際の「共通ルール」の設定等

- 3 入国管理局へ出入国記録を照会する際の項目の改善 【提案先】

法務省、文部科学省、厚生労働省

# 【2】児童養護施設等の整備、養育環境の充実や老朽化等に対応します。

- ○家庭での養育が困難な子どもが、落ち着いた環境のなかで自分に応じた養育を受けることができるよう児童養護施設等の整備を推進します。特に、児童養護施設が不足している市内北部エリアでの整備に向けて検討を進めていきます。
- ○施設入所が難しくなっている高年齢児の受け入れが円滑に行われるよう居室の個室化など 養育環境の充実を図ります。また、既存の施設においても、家庭的な居住環境を整えるため の養育単位の小規模化・ユニット化に向けた整備等を進めていきます。
- ○建物の計画的な修繕・補修を促進することで、建物の品質の維持とトータル的なコストの縮減、長寿命化を図っていきます。

# 【3】里親等による養育支援を進めます。

- ○家庭における養育が困難な子どもを養育する環境を充実させ、速やかに一時保護から安定した環境での生活に移行できるようにするため、施設の整備に加えてより家庭的な環境での養育が可能な里親やファミリーホームの活用を積極的に進めます。
- ○児童養護施設等の入所児童の状況に応じたプログラムを策定し、親子関係に係わる治療・教育的プログラムなどの充実を図り、施設や横浜型児童家庭支援センター等との連携により、家庭支援を担う人材の育成や、定期的協議を行います。

# 【4】横浜型児童家庭支援センターの設置を推進します。

- ○区役所や地域の関係機関との連携を深め、虐待を未然に防止し重篤化に至らないよう、養育 支援が必要な家庭に対して専門的な相談、子どもの短期間の預かりや一時的な預かりなどき め細やかなサービスの提供を行い、養育者への負担の軽減や児童虐待を未然に防止できるよ う見守り機能の強化した、児童家庭支援センターの全市的な展開を推進します。
- ○さらに、児童家庭支援センターでは、里親やファミリーホームからの相談を受けたり、専門 的立場から必要なアドバイスなど家庭養護を担っている養育者への支援を進めていきます。

### 【5】施設退所に向けた自立支援・アフターケアの強化を図ります。

- ○施設等の退所後に自立に向けた支援強化を図るため、自動車運転免許証や資格取得、進学支援、生活スキルにかかる支援など支援メニューを充実させていきます。
- ○施設等の退所後も、自立生活の基盤である住まいの確保に向けた支援、進学費の支援、生活 相談などアフターケアメニューを充実させて社会的・経済的に自立に向けた支援を充実させ ていきます。

### ◆指標

指標	直近の現状値	目標値 (31 年度末)
虐待死の根絶	1件/年	0 件
	(25年度)	
児童養護施設の入所待ち児童数	198 人	63 人
	(25年度)	
要保護児童対策地域協議会(※1)による個別ケース	897 件	1,380件
検討会議(※2)件数		

<sup>※ 1</sup> 児童福祉法に基づく「子どもを守る地域ネットワーク会議」の一つ。家庭で、子どもが安心・安全に暮らしていけるよう、関係者が集まり、課題解決に向けての支援の方針や役割分担を決定し、子どもや家庭を支えていくためのネットワーク。

### 【コラム】児童養護施設の若者の夢を支援するプログラム「カナエール」

児童養護施設等出身の若者たちが大学や専門学校へ進学し卒業するには、様々な「壁」があります。親がいない、親を頼れない若者たちは、学費と生活費を全て自分で用意しなければならず、働きながら学び続ける生活に心身ともに疲れ切ってしまいます。

カナエールは、彼らの進学から卒業までを「資金」と「意欲」の両面からサポートする返還不要な奨学金支援プログラムです。その一環として、奨学生が自らの夢を語る、「夢スピーチコンテスト」が平成26年7月6日横浜市開港記念会館で行われました。奨学金受給者は10名。彼らは新生活の合間をぬってサポートボランティアともに120日間かけてスピーチをつくりあげ、コンテストにのぞみました。

<sup>※ 2</sup> 児童虐待で区役所や児童相談所が在宅支援を行っている家庭のうち、地域の関係機関が連携してサービス提供を 行う必要がある家庭を対象として行う。

※毎年度の事業費については、財政状況等を踏まえ、予算編成において決定します。

### 〇児童虐待防止啓発地域連携事業

#### ※要保護児童対策地域協議会については、第5章に5か年の量の見込み、確保方策を記載

こども青少年局及び各区において、児童虐待防止に関する広報・啓発、関係機関との連携強化、体制の整備・強化、人材育成、組織的対応の強化、支援策の充実、地域における児童虐待防止のためのネットワークづくりなどを推進し、児童虐待の未然防止から早期発見・重篤化の防止、更には再発予防に至るまで、児童虐待対策を総合的に進めます。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
要保護児童対策地域協議会における個別ケース検討会議 件数	897件 (25年度)	1,380件

#### 〇児童相談所等の相談・支援体制の充実

児童虐待に関する相談・通告件数は、平成 25 年度においては 4,209 件、平成 29 年度には 6,500 件 と見込んでいます。

このように増加する相談・通告に対応し、複雑化・深刻化する児童虐待等に適切に対応できる専門性の高い職員の人材育成を図るとともに、夜間・休日における緊急の児童虐待通告や相談に対しては、現在の対応を維持し、迅速に対応していきます。

また、平成26年1月に作成した『横浜市子ども虐待対応における連携強化指針』に基づき、区役所(福祉保健センター)での虐待の早期発見や再発防止等への対応を図るとともに、関係機関(警察)との連携強化のため、警察官(OB)の児童相談所への配置を検討し、相談・支援体制の充実を図ります。

#### 〇保育所での見守り強化

児童虐待の再発防止や深刻化防止のため、児童相談所や区役所など関係機関と連携を取りつつ、一時保護には至らない程度の状況にある被虐待児童について、親子を日中に分離すること等により、虐待の悪化防止や改善が期待される場合に、当該児童を保育所で受け入れ、見守りを行います。

児童へのケアや保護者への対応のためにより手厚い対応が必要な場合には、保育士を加配し、円滑な児童の受入体制を整えます。

# 〇民間児童福祉施設整備事業

急増する児童虐待等により、児童福祉施設への入所が必要とされる児童が増えていますが、現在の 施設で入所対応をするには量、質ともに厳しい状況です。

そこで、児童養護施設が不足している市内北部エリアでの新たな児童養護施設の整備に向けて検討を進めていきます。併せて、老朽化・狭隘化が著しい施設の計画的な改築整備を行い、入所者の生活環境の改善を図ります。

また、施設整備に当たっては個別支援に向けた小規模化を進めるとともに、心理療法など被虐待児童のケアに対する施設整備を進めていきます。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
民間児童養護施設数	9施設 (25年度)	10施設

#### ○児童福祉施設等の運営

児童福祉法に基づく要保護児童の児童入所施設への入所や里親・ファミリーホームへの委託、自立援助ホームへの委託、母子家庭の母子生活支援施設への入所、妊産婦の助産施設への入所等の行政措置等をとった場合に、それぞれの入所後の保護または委託後の養育について支援します。

また、措置された児童の生活の安定の向上及び健全育成を図るため、施設・里親等を支援します。

#### 〇里親推進事業

里親制度は、社会的養護を必要とする児童を家庭的な環境で養育し、児童の健全な生育を支援するための児童福祉法によって定められた制度です。横浜市における里親等への委託促進のため、パンフレットの配布や制度説明会などの「普及啓発」、新規里親認定や現任里親のスキルアップのための研修の実施や、家事へルパーの派遣など「里親支援」に関する事業を実施します。

また、本市の里親会である「こどもみらい横浜」を里親支援機関に指定し、里親支援のための業務を委託します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
里親委託率	12.1% (25年度)	16.5%

## 〇子育て短期支援事業 ※第5章に5か年の量の見込み、確保方策を記載

児童を養育する家庭において、保護者の疾病、子育ての疲れ等の理由により、児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童を児童家庭支援センター等で短期的な預かりを行うことで、こどもや家庭への在宅支援の充実を図ります。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①宿泊を伴う「ショートステイ」の利用者数 ②タ方から夜間にかけて預かりを行う「トワイライトステイ」 の利用者数	①56人(年間延べ) ②1,212人(年間延べ)	①287人(年間延べ) ②5,526人(年間延べ)

## 〇横浜型児童家庭支援センターの運営

子育てにおいて支援が必要な家庭に対し、区福祉保健センターや児童相談所等の関係機関と連携し、児童虐待の未然防止や重篤化を押し止める支援を行います。児童が児童相談所による一時保護や施設入所に至らず、地域での生活を継続するため、子育ての悩みや課題を早期に発見し、センターのレスパイトサービス(子育て短期支援事業)などの支援を強化し、子育て家庭の負担軽減による安定した生活形成を目指します。このため、今期においても、将来的な全区展開を見据えた整備を継続して行います。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
児童家庭支援センター施設数	6施設 (25年度)	18施設

## ○養育支援家庭訪問事業 ※第5章に5か年の量の見込み、確保方策を記載

虐待について通報・相談等があり、児童相談所が虐待ケースとして把握し、継続支援している養育者に対し、養育者の育児不安の傾聴、育児相談・支援、家事援助等のため、養育支援家庭訪問員及び養育支援へルパーを派遣し、虐待の再発防止等を図ります。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①家庭訪問回数	①2,816回(年間延べ)	①4,837回(年間延べ)
②ヘルパー派遣回数	②4,599回(年間延べ)	②7,932回(年間延べ)

#### 〇施設等退所後児童のためのアフターケア事業

さまざまな理由により児童養護施設等で生活する子どもたちは、18歳になった翌春には、施設等を 退所しなければなりません。しかし、親族による支援がないなど、金銭面での困難さや精神的な不安 感などが要因で、孤立し、様々な問題に発展してしまうことも少なくありません。そこで、施設等入 所中の児童及び退所者に対し、就労や進学をはじめ、生活全般にわたる情報提供、相談、支援等を行 い、安定した生活の実現を目指します。さらに、退所後すぐに自活することが難しい場合や離職した 退所者に対して、住まいの確保に向けた支援や自立に向けた支援の充実を図ります。

【25 年度実績】利用者数:604 人

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
支援拠点か所数	1か所 (25年度)	2か所

## 基本施策③ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にするまちづくりの推進

### 〈1〉現状と課題

### ◆ワーク・ライフ・バランスの推進

- ○夫婦共働き世帯の増加や、子育て世代の男性の長時間労働の傾向が続く中、**男女がともに働きや** すく子育てしやすい環境づくりを進めることが求められています。
- ○市民一人ひとりが、ワーク・ライフ・バランスについての理解を深めることができるよう広く普及啓発を図るとともに、多様な働き方にも対応できる、仕事と子育ての両立実践の具体的なきっかけづくりや、身近な体験の場の提供が必要です。
- ○企業にとっては、両立支援やワーク・ライフ・バランスの推進が企業の成長や業績に及ぼす成果を 感じにくいため、取組への動機づけが難しい状況にありますが、企業の形態や課題に合わせ、具 体的な働きかけを継続的に行い、取組を広げていく必要があります。
  - また、職場の雰囲気づくりや意識改革など、育児休業制度等の支援制度を活用しやすい環境づくりを進めることも重要です。
- ○男女ともに働きやすい環境づくりに積極的に取り組む事業所へのインセンティブの充実や、優良 事例を普及させるなどの啓発活動の強化が必要です。

### ◆子どもを大切にする社会的な機運の醸成

- ○少子化の進展や地域のつながりが希薄化する中、子育てについて不安や負担、孤立感を感じる子育て家庭が多くなっています。また、公園で遊ぶ子どもの声や、保育園や幼稚園などから聞こえる子どもの遊ぶ声や楽器の音が気になる、といった意見も寄せられています。
  - 一方で、子育てをしている保護者の中には、周囲への気遣いや配慮に対する感謝の気持ちを伝えることをせず、周囲に対して不快な感情を与えてしまう例もあります。
  - 子育ての喜びを社会で共有し、子どもにとって心豊かに育つ環境を、子どもを育てる側も、子育てを見守る側も、全ての人がつくり出していけるように、社会全体で子どもを大切にする機運を 醸成していくことが必要です。
- ○子ども同士で遊び、様々な体験をすることは、子どもたちが成長していくうえで非常に重要なことです。子どもが豊かな感性を磨くことのできる地域環境を周囲の大人が皆でつくっていけるよう、地域の子どもたちの顔がわかる関係づくりを進め、地域コミュニティを醸成させていく必要があります。
- ○利用ニーズ把握のための調査(未就学児)では、子育てで負担に感じることとして、子育てによる身体の疲れが大きいことや自分の自由な時間が持てないことなどがあげられています。核家族化や共働き世帯の増加など家族のあり方も大きく変化している中で、子育て家庭が孤立せず、安心して子どもに向き合えるよう、さまざまな子育て支援の場や保護者のリフレッシュの機会などを充実させるとともに、子育て家庭が置かれている環境の変化や負担感について、広く市民に周知・啓発していく必要があります。

#### ◆安全・安心のまちづくり

- ○低年齢児の不慮の事故を未然に防ぐには、子どもの身の回りについて常に注意を払うことが大切です。そのためには、様々な場面を捉えて啓発を行うなど、子どもの事故予防に対する意識を高める取組が求められています。また、犯罪や有害環境から子ども・青少年を守るための取組を、社会全体で進めていくことが重要です。
- ○妊婦や親子が安心して外出できる環境づくりに向けて、交通機関や道路、施設や店舗等まちのバリアフリー化が大きな課題となっています。子育で中の親の外出等に関するアンケート調査(一般社団法人こども未来財団、2011年11月)によると、「外出時にうれしかった体験」として、「子どもをあやしてくれた、話しかけてくれた」「バスや電車で席を譲ってくれた」が上位に挙がるなど、まちの中で受ける配慮や手助けが子育でをする上で大きな支援につながります。

公共施設や公共交通機関、建築物等の物理面のバリアフリー化を進めるとともに、子どもや子育でに対する社会的な意識改革や、周囲の人の理解などソフト面でのバリアフリー化を進め、子育て家庭が安心して子育でできるまちづくりを推進することが求められています。

- ○小学校では、地域の方々で構成された「学援隊」による子どもの見守りが浸透してきました。「学援隊」による活動は、子どもの登下校の際の安全・安心のために、非常に重要な役割を果たしています。また、学援隊の人々との温かい関わりも大切にされており、顔見知りの大人がいるという安心感や声をかけてもらう安心感により、地域の人への親しみをもち、自分の住むまち対する愛着にもつながっています。今後も、地域の方々の協力による「学援隊」と学校との信頼関係を大切にし、共に子どもを育てる安全・安心なまちづくりを継続して行って行くことが大切です。
- ○また、未来を担う子どもたちが、感性豊かに、安心してのびのびと育つ環境として、豊かな自然 環境を将来に継承していくことが求められます。地球温暖化対策や循環型社会の構築、自然環境 との共生など、環境に関する取組について、家庭、地域、学校、市民団体、事業者など社会全体 で取組の充実を図っていく必要があります。

#### 〈2〉施策の目標・方向性

## 【1】ワーク・ライフ・バランスと多様な働き方ができる環境づくりを推進します。

- ○男女がともに働きやすく、仕事と子育て・家庭生活等が両立できる職場環境の整備や、男性に対する家事・育児支援等の推進、広く市民へワーク・ライフ・バランスを啓発することなどにより、引き続き、仕事と子育て等の両立支援を推進します。
- ○学生や未婚者に向け、妊娠・出産に関する基本的な知識の啓発や、仕事と子育で・家庭生活の両立に関する支援制度についての情報提供を行い、自身の働き方や生き方について考える機会を提供し、希望するライフスタイルの実現を支援します。
- ○それぞれの企業形態や抱えている課題に合わせ、取組の参考となる先進事例を紹介する講座の開催や、その企業における新たな取組の検討を行うための講師派遣を行い、企業にとっても有効なワーク・ライフ・バランスの取組を広めます。
- ○ライフスタイルに合わせた多様な働き方の実現に向け、女性起業家への支援の充実や女性の再就 職支援、多様な働き方ができる環境づくりを進めます。

## 【2】子どもを大切にする社会的な機運を醸成します。

- ○祖父母世代を主な対象として、自身の孫に加えて、地域の孫育てや"地域ぐるみの子育て"をテーマにした講座等を実施し、幅広い世代へ地域の子ども・子育て支援への参加を広げます。
- ○将来の子育て世代に向けた、赤ちゃんとのふれあいの場の提供、子育て中の人からのメッセージ、 子育ての喜びを広く分かち合うための情報発信など、結婚や妊娠・出産、子育てに対する楽しさ や喜びを知るきっかけづくりを進めます。
- ○地域社会全体で子育て家庭を応援する具体的な仕組みづくりを進めるため、市内の店舗・施設に 子育て家庭を応援するさまざまなサービスを提供してもらい、妊娠中や子育て中の方が安心して 楽しく地域で過ごせる社会的な気運を醸成します。

## 【3】安全・安心のまちづくりを進めます。

○低年齢児の事故を未然に防ぐため、保護者、子育てに関わる市民、子育て従事者等に向け、子どもの事故予防に関する啓発を推進します。また、犯罪や有害環境から子ども・青少年を守るための取組を推進します。

#### ◆指標

指標	直近の現状値	目標値 (31 年度末)
ワーク・ライフ・バランスに取組んでいる企業の割合	28.1% (25 年度)	40%

## 〈3〉主な事業・取組

## 〇企業の認定制度「よこはまグッドバランス賞」

女性の能力を活用し、男女ともに働きやすく子育てしやすい市内事業所(従業員300人以下)を認定・表彰(25年度実績:32件)するとともに、広く市民・市内事業所に周知します。

## 〇中小企業女性活用推進事業

女性の活躍を積極的に考える中小企業を募り、先進的な事例の検証やワークショップなどを行う研究会を開催するとともに、女性の活躍を推進する企業の様々な取組を支援します。

また、研究会参加企業が、女性活躍推進を目的に社内環境の改善に着手する場合、取組に係る費用の一部を助成します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
参加企業数	参加企業募集開始 (26年6月)	60社

#### 〇企業内の取組への支援

取組が進んでいる企業の事例や、自社で取組を進める上での課題を共有する勉強会や企業向けセミナー研修等を開催する他、ワーク・ライフ・バランスの推進を目的とする企業内研修に対し、講師を派遣します。また、企業の取組を促す啓発用パンフレットを市内企業へ配布します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
企業向け勉強会や研修等の開催	5回 (25年度)	60

#### 〇共に子育てをするための家事・育児支援

共に子育てをし、ワーク・ライフ・バランスを図りながら子育てを楽しむことができるように、特に、男性の家事・育児参加促進を図る父親向け講座等を実施します。

また、ウェブサイトや広報物等で、男性の家事・育児支援に関する情報提供と市民への啓発を行います。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
父親向け講座等の実施	7区 (25年度)	18区

#### 〇女性起業家支援

女性起業家への支援として、女性起業家支援の拠点としての女性専用スタートアップオフィス「F-SUSよこはま」の運営や、女性中小企業診断士を中心とした女性起業家支援チームによる起業や経営に関する相談等の支援を行います。また、男女共同参画センターにおいて起業準備等の相談や講座を実施します。

【25年度実績】女性起業家支援相談件数:1,068件

#### 〇女性の再就職支援

結婚、出産・育児等を理由に離職し、働きたい女性が能力を発揮できるよう、男女共同参画センターにおいて再就職準備講座を実施します。また、キャリアブランクのある女性の再就職を支援するため、身近なロールモデルの紹介やインターンシップを柱としたプログラムを実施します。

## 〇祖父母世代に向けた孫育て支援

世代や性別を問わず子育てを担う環境を目指し、祖父母世代を主な対象として"自身及び地域の孫育て"や"地域ぐるみの子育て"テーマにした講座等を実施します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
孫育て講座等の実施	8区 (25年度)	18区

#### ○学生・未婚者に向けた啓発・情報提供

結婚や子育て(妊娠・出産・子育て)の「切れ目のない支援」のための環境づくりへ取り組むため、 学生や未婚者に向け、ライフプラン・ローモデルを提示し、自身の働き方や生き方について考える機 会を提供するためのセミナー開催や、啓発用パンフレットの作成、配布等による普及、啓発を実施し ます。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
学生や未婚者に向けたセミナー等の開催	-	11回(年間)

## 〇「トツキトウカYOKOHAMA」プロジェクトの推進

子どもを産み育てる喜びを広く共有し、社会全体で子どもの誕生や成長を温かく見守る機運の醸成につなげるため、企業や関係団体と連携して、母親や父親が赤ちゃんに贈ったメッセージを集めた詩集「トツキトウカYOKOHAMA」を発行します。取組の広がりに向けて、母子健康手帳交付時や子育て施設などで詩集を広く配布(25 年度実績:約35,000部)するとともに、子育て支援活動や学校との連携などを行います。

#### 〇子育て家庭応援事業(愛称「ハマハグ」) (基本施策⑥の再掲)

小学生以下の子どものいる家庭の方や妊娠中の方が、協賛店で「ハマハグカード」を提示すると、 入店の際のちょっとした心配りや、子育てにやさしい設備・備品の提供、割引・優待など、子育てを 応援するさまざまなサービスが受けられます。事業を通じて、地域社会全体で「子育てをあたたかく 見守り、応援するまち・横浜」を目指しています。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
協賛店舗・施設数	4,380件 (25年度)	5,580件

## 〇子どもの事故予防啓発事業

低年齢児の事故を未然に防ぐため、保護者及び子育てに関わる市民、子育て従事者等に向け、事故 予防の啓発用リーフレットの配布やホームページによる子どもの事故に関する情報の発信、イベント 等と連携した啓発をはじめとした普及・啓発を推進します。

【25 年度実績】子どもの事故予防啓発リーフレット発行:60,000 部

保育所訪問運動指導:4区20園で実施

## 〇だれにもやさしい福祉のまちづくりの推進

「横浜に関わる全ての人がお互いを尊重し、助け合う、人の優しさにあふれたまちづくり」を実現するため、ハード(施設の整備)とソフト(思いやりの心の育成)を一体的に取り組み、例えばベビーカーでの移動など子育て家庭にも配慮した福祉のまちづくりを推進します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①鉄道駅舎へのエレベータ一等の設置	①149駅	①155駅
(1日の利用者3,000人以上の駅が対象)	②導入率: 63.4%	②導入率: 70%
②ノンステップバスの導入促進	(25年度)	(32年度)

#### 〇地域子育て応援マンションの認定

子育てに適した住環境整備を促進し、子育て世帯が安心して子育てできる住まい・まちづくりを推進するため、バリアフリーや遮音性に配慮する等、施設・構造面で子育てにやさしく、保育所等の地域向け子育て支援施設を併設したマンションを「横浜市地域子育て応援マンション」に認定します。また、認定したマンションについては、市ホームページで紹介します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
認定戸数	4,300戸 (25年度)	4,900戸

## 〇地域防犯活動支援事業

各区への実情に応じて防犯関係事業に対する予算配付、市域での犯罪発生の実態に応じて啓発活動等を実施するほか、民間企業等との「子どもの安全ネットワーク会議」の開催、「横浜市子どもの安全の日」における広報・啓発活動の実施(25 年度実績:12 回)などにより、地域における子どもの見守り活動への理解を深めるなど、子どもの安全対策を推進します。

#### ○交通安全教育の推進(幼児交通安全教育指導)

本市の指導員が保育園・幼稚園を訪問し、交通安全の基本ルールなどを指導します。

【25 年度実績】保育所・幼稚園訪問指導回数:158回

#### 5 保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する5か年の量の見込み、確保方策

子ども・子育て支援法に基づく事業計画においては、保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業について、5か年の量の見込み(利用に関するニーズ量)、確保方策(量の見込みに対応する整備量と実施時期)を定める必要があります。

25 年度に実施した「横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」を活用し、量の見込みを作成し、それに対応するための確保方策を記載しています。なお、本市では、地域のニーズにきめ細かく対応するため、区単位で5か年の計画を記載しています。

## <保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業>

# 保育・教育に関する施設・事業 地域子ども・子育て支援事業 • 施設型給付 ・妊婦に対して健康診査を実施する事業 (認定こども園、幼稚園、保育所) • 乳児家庭全戸訪問事業 ・地域型保育給付【3歳未満児対象の事業】 子育て短期支援事業 (小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、 ・養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協 事業所内保育) 議会その他の者による要保護児童等に対する 支援に資する事業 • 病児保育事業 ・利用者支援に関する事業 • 時間外保育事業 · 放課後児童健全育成事業 地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり事業 ・子育て援助活動支援事業 ・実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・多様な主体が本制度に参入することを促進す るための事業

#### <「横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」の概要>

## ○調査の種類

- (1)未就学児童の保育等に関する現状及び保護者ニーズ調査
- (2)小学生の放課後等に関する現状及び保護者ニーズ調査
- ○調査実施時期

平成 25 年 7 ~ 8 月

- ○調査回収状況
  - (1) 未就学児童調査 回収数 31, 374 世帯 (回収率 47.8%)
  - (2) 小学生調査 回収数 28,718 世帯 (回収率 43.4%)

合計 回収数 60,092 世帯 (回収率 45.6%)

#### (1) 保育・教育に関する施設・事業

#### ア 認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つ施設で、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つの類型があります。

#### イ 幼稚園

3歳から小学校入学までの用事が、様々な遊びを中心とした教育を受け、小学校以降の学習の基盤を培うことができる「学校」です。新制度に移行する幼稚園とこれまでの制度のまま運営する幼稚園の2種類があります。

## ウ保育所

保護者の委託を受けて、保育が必要な乳児または幼児を保育することを目的とする施設です。

#### 工 地域型保育事業

施設より少人数で、3歳未満の子どもを保育する事業で、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4種類があります。

#### 才 横浜保育室

本市独自の基準に基づき認定した主に3歳未満の子どもを保育する施設です。

## ◆保育・教育の利用区分について

新制度では、保育・教育施設及び事業の利用にあたっては、教育・保育の必要性に応じた支給認定 を受ける必要があります。

年齢	保育の必 要性	支給認定区分	教育・保育時間	利用できる施設
満3歳以上	なし	1号認定	教育標準時間	・幼稚園 ・認定こども園
満3歳以上	あり	2号認定	保育標準時間 保育短時間	・保育所 ・認定こども園
3歳未満	あり	3号認定	保育標準時間 保育短時間	・保育所 ・認定こども園 ・地域型保育事業など

# (2) 地域子ども・子育て支援事業

		本市事業	基本施策
ア	妊婦に対して健康診査を実施する事業	○妊婦健康診査事業	5
イ	乳児家庭全戸訪問事業	○こんにちは赤ちゃん訪問事業	(5)
ウ	子育て短期支援事業	○母子生活支援施設緊急一時保護事業 ○ショートステイ ○トワイライトステイ	7, 8
工	養育支援訪問事業養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者	<ul><li>○育児支援家庭訪問事業</li><li>○養育支援家庭訪問事業</li></ul>	5, 8
オ	による要保護児童等に対する支援に資する事業	○要保護児童対策地域協議会	8
カ	病児保育事業	○病児保育事業	1
キ	利用者支援に関する事業	<ul><li>○保育コンシェルジュ事業</li><li>○地域子育て支援拠点における利用者支援</li></ul>	①、⑥
ク	時間外保育事業	○延長保育事業 (夕延長)	1
ケ	放課後児童健全育成事業	○放課後児童クラブ ○放課後キッズクラブ	1, 2
コ	地域子育て支援拠点事業	<ul><li>○地域子育て支援拠点</li><li>○親と子のつどいの広場</li><li>○保育所子育てひろば、幼稚園はまっ子広場等</li></ul>	6
サ	一時預かり事業	<ul><li>○幼稚園での一時預かり</li><li>○保育所での一時保育</li><li>○横浜保育室での一時保育</li><li>○親と子のつどいの広場での一時預かり</li><li>○24時間緊急一時預かり</li><li>○休日保育の一時預かり</li><li>○乳幼児一時預かり事業</li><li>○横浜子育てサポートシステム事業</li></ul>	①、⑥
シ	子育て援助活動支援事業	○横浜子育てサポートシステム事業	6

## 6 計画の推進体制 (PDCAサイクルの確保)

- ○新制度において、計画で定めた5か年の量の見込みと確保方策に基づき、計画的に施設・事業を提供するとともに、様々な子ども・子育て支援施策を着実に推進していくためには、計画の推進体制を構築し、PDCAサイクルを確保する必要があります。
- ○本市では、計画の策定に向けて、学識経験者、子育ての当事者や支援者、保育・教育関係者などから構成される「横浜市子ども・子育て会議」を設置し、議論を行っています。本会議は子ども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況を調査審議する場に位置付けられています。そのため、計画策定後も、計画における実施状況や評価については、子ども・子育て会議で審議を行っていきます。

